

第二期守口市  
子ども・子育て支援事業計画（案）



## 第1章 計画の概要



## 1. 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

わが国の出生数は年々減少しており、第2次ベビーブーム期（1971年～1974年）には約210万人であった出生数が平成28年（2016年）には97万6,978人となり、統計開始以来、初めて100万人を割りました。その後も出生数は減少し、平成30年（2018年）は91万8,397人で過去最低を更新しています。国においても1990年代から少子化対策に取り組んできましたが、少子化の進展に歯止めがかからない状態が続いています。

子育てをめぐる環境では、核家族化や地域社会の希薄化が進み、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況となっており、子育てについて負担や不安、孤立感を覚える子育て家庭が増えています。また、女性の活力による経済社会の活性化の視点から仕事と子育てを両立できる環境の整備が進められているものの、依然として待機児童の問題が発生している状況です。

これらの課題に対応するためには、子ども・子育て支援を質・量ともに一段と充実させるとともに、社会のあらゆる分野の構成員が協働し、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。そうした取組みを通じ、家庭を築き、子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成27年度（2015年度）4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、今年で5年が経過するところです。

### (2) 計画策定の趣旨

守口市では、平成17年度（2005年度）に「守口市次世代育成支援行動計画（前期計画）※」、平成22年度（2010年度）に「守口市次世代育成支援後期行動計画※」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。また、平成27年度（2015年度）からは、子ども・子育て支援法に基づく「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んだ結果、平成31年4月には待機児童ゼロを達成するなど着実に子育て環境の充実に努めてきました。さらに、本市が国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策では、就学前人口と子育て世代である20歳台人口が増加するなど、まちの活力に繋がっています。加えて、令和元年7月には、「子育て世代包括支援センター」を開設し、安心して子育てができるようワンストップで切れ目のない支援を行っています。しかし一方で、市民の子ども・子育て支援に対するニーズは年々多様化しており、もりぐちの成長と活力を継続していくためには、さらなる子育て施策の充実を図る必要があります。

そこで「第一期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下「第一期計画」という。）」の計画期間終了に伴い、第一期計画の基本理念や取組み、その成果を踏襲しつつ、これまで以上に、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指した取組みを推進するために、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（以下「第二期計画」という。）」を策定します。

# 第1章 計画の概要

## 2. 国の動向

国では、第一期計画期間中に、新たな保育所待機児童対策や放課後児童クラブ待機児童対策、仕事と家庭の両立等にかかる取組みが打ち出されています。本市でも、こうした国の動向に対応した取組みを進めます。

	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
次世代育成支援対策	次世代育成支援対策推進法											
	次世代育成支援対策推進法改正・延長											
子ども・子育て支援新制度	次世代育成支援行動計画											
	本市では子ども・子育て支援事業計画に包含して推進											
子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法・認定こども園法の一部改正・児童福祉法の一部改正											
	第一期子ども・子育て支援事業計画						第二期子ども・子育て支援事業計画					
保育所待機児童対策	待機児童解消加速化プラン				子育て安心プラン				2年前倒し			
放課後児童クラブ待機児童対策	放課後子ども総合プラン						新・放課後子ども総合プラン					
仕事と子育ての両立	育児・介護休業法改正 働き方改革関連法											

### コラム

#### 国が実施した「幼児教育・保育の無償化」について

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。対象となる子どもは、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもです（下記表参照）。

#### ■幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所・認定こども園等(保育利用)	施設型給付幼稚園・認定こども園(教育利用)		私学助成幼稚園		認可外保育施設・一時預かり事業等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	対象 ※1	対象	対象 ※1	対象	対象 ※1	対象 ※1
満3歳児	—	対象	対象外	対象	対象外	—
住民税非課税世帯の満3歳児	—	対象	対象 ※1	対象	対象 ※1	—
市民税非課税世帯の0～2歳児クラス	対象 ※1	—	—	—	—	対象 ※1

※1 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要です。

※2 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。

### 3. 計画の位置づけと期間

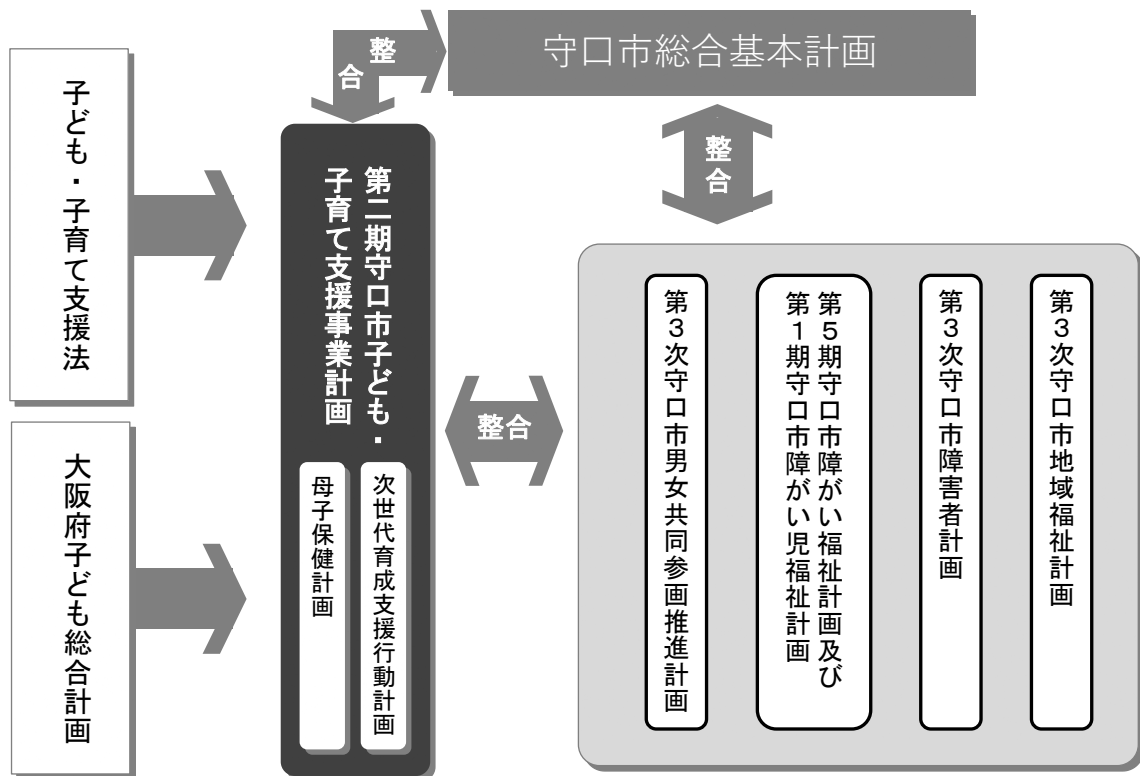
#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき守口市子ども・子育て会議<sup>※</sup>の意見を聴いて策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容を定めます。

また、第一期計画と同様、次世代育成支援行動計画<sup>※</sup>および母子保健計画<sup>※</sup>を兼ねる計画とします。

#### (2) 他の計画との関係

本計画は、「守口市総合基本計画<sup>※</sup>」を上位計画とする部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「守口市総合基本計画」をはじめとするその他の関連計画との整合を図ります。



#### (3) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
守口市子ども・子育て支援事業計画					第二期守口市子ども・子育て支援事業計画				
					守口市子ども・子育て支援事業計画（分冊）				





(第28回会議後修正)

## 第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

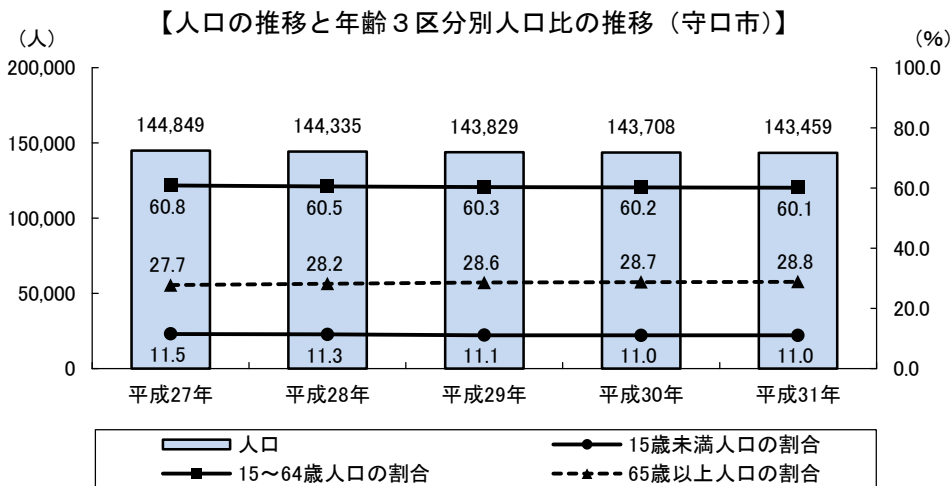


1. 統計データからみる人口・少子化の動向

(1) 人口の推移と推計

① 人口の推移と年齢3区分別人口比の推移

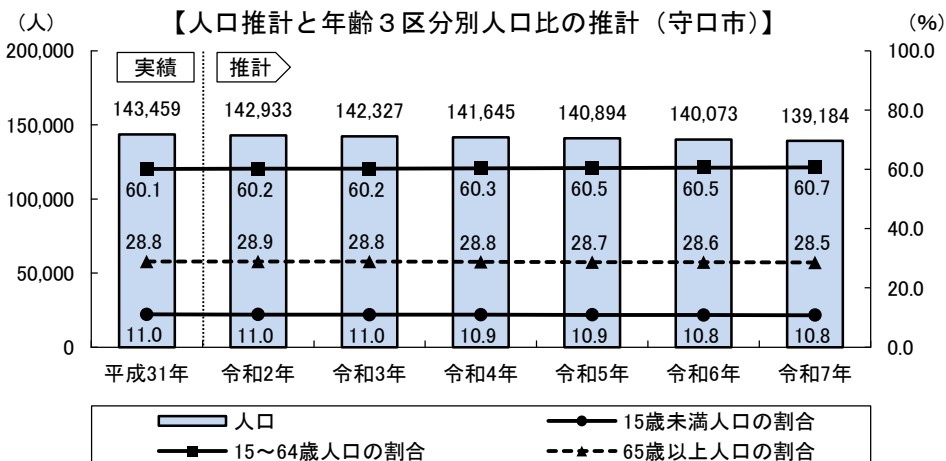
守口市の人口はゆるやかな減少傾向が続いており、平成31年4月1日現在の総人口は、143,459人となっています。一方、年齢3区分別人口比の推移をみると、15歳未満人口の割合は低下傾向が続いていましたが、平成29年以降、横ばいに近い状態となっています。65歳以上人口の割合は平成31年では28.8%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 人口推計と年齢3区分別人口比の推計

守口市の将来の人口は、減少傾向が今後も続くと思われ、令和7年には139,184人と平成31年の143,459人から4,275人減少すると予測されています。年齢3区分別人口比をみると、65歳以上人口の割合は、令和2年の28.9%をピークに、その後はやや減少すると見込まれる一方、15歳から64歳までのいわゆる生産年齢人口の割合は微増し、令和7年には60.7%に上昇する見込みです。



数値は平成31年4月1日現在の人口に基づいたコーホート変化率※による人口推計

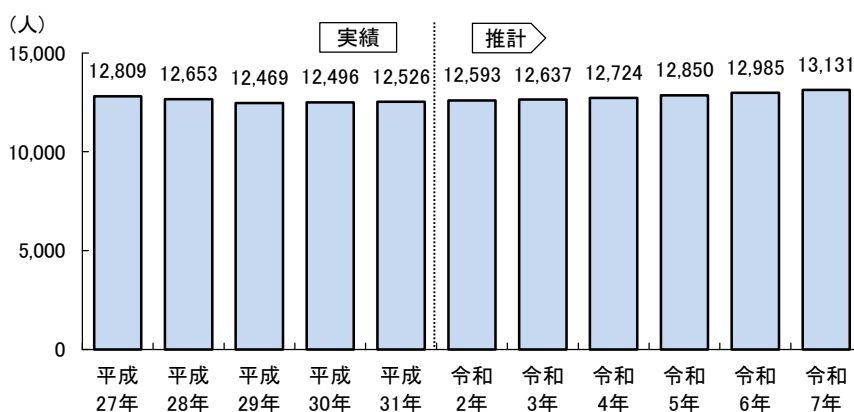
## 第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### ③ 児童人口の推計

守口市では、人口全体は減少傾向が続くなか、児童人口（0～11歳）は、平成29年以降増加に転じています。その背景の一つとして、平成29年以降の乳幼児をもつ子育て家庭の転入超過が挙げられます。この社会増を加味して人口推計を行ったところ、今後も児童数の増加傾向は続くと見込まれます。

年齢別にみると、3歳以下の児童数は平成27年の4,038人から平成31年には4,379人へと、341人の増加となっています。5歳以上の児童数は平成27年から平成31年にかけて減少していますが、3歳以下の増加の影響により、児童人口全体は緩やかに増加すると推計されます。

【児童人口の推移（守口市）】



資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(単位：人)

	実績					推計					
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳	988	1,045	974	1,036	1,111	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099	1,094
1歳	1,017	1,018	1,082	1,043	1,088	1,163	1,158	1,161	1,161	1,155	1,150
2歳	1,008	1,004	1,008	1,102	1,064	1,092	1,168	1,163	1,166	1,166	1,160
3歳	1,025	1,001	1,010	1,025	1,116	1,072	1,100	1,176	1,171	1,174	1,174
4歳	1,037	1,023	996	1,005	1,019	1,111	1,067	1,095	1,171	1,166	1,169
5歳	1,075	1,033	1,021	1,008	993	1,018	1,109	1,065	1,093	1,169	1,164
6歳	1,093	1,048	1,009	1,001	975	968	992	1,081	1,038	1,065	1,140
7歳	1,061	1,093	1,037	1,007	987	969	962	985	1,074	1,031	1,058
8歳	1,111	1,054	1,096	1,041	999	985	967	960	983	1,072	1,029
9歳	1,097	1,108	1,051	1,085	1,040	995	981	963	956	979	1,068
10歳	1,133	1,099	1,096	1,055	1,083	1,038	993	979	961	954	977
11歳	1,164	1,127	1,089	1,088	1,051	1,076	1,031	987	973	955	948
総数	12,809	12,653	12,469	12,496	12,526	12,593	12,637	12,724	12,850	12,985	13,131

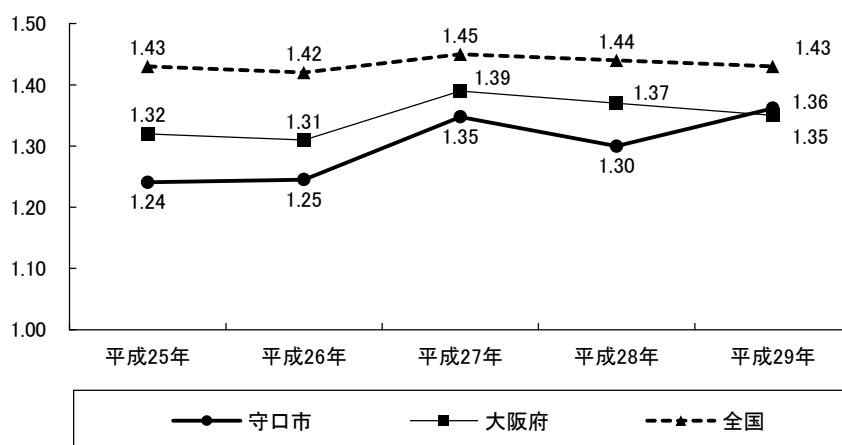
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

(2) 出生の推移

① 合計特殊出生率の推移

守口市の合計特殊出生率は全国・大阪府を下回る状況が続いていましたが、平成25年以降は徐々にではあるものの上昇傾向にあり、平成29年度には大阪府を上回る値となっています。

【合計特殊出生率の推移（全国・大阪府比較）】



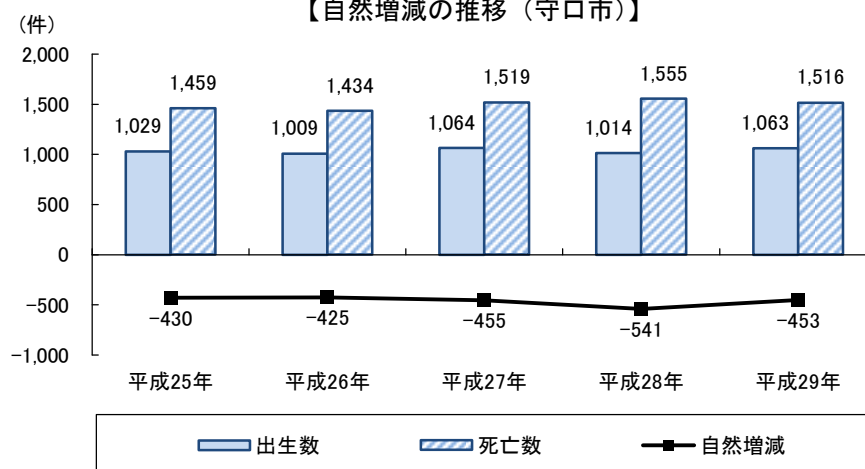
資料：全国・大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、

守口市は大阪府「人口動態統計」および住民基本台帳人口（各年 10月1日）から算出

② 自然増減（出生数・死亡数による人口の増減）の推移

守口市の出生数・死亡数をみると、各年とも死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスとなっています。平成27年以降では死亡数が毎年1,500件を超えており、自然増減のマイナス幅が大きくなっています。

【自然増減の推移（守口市）】

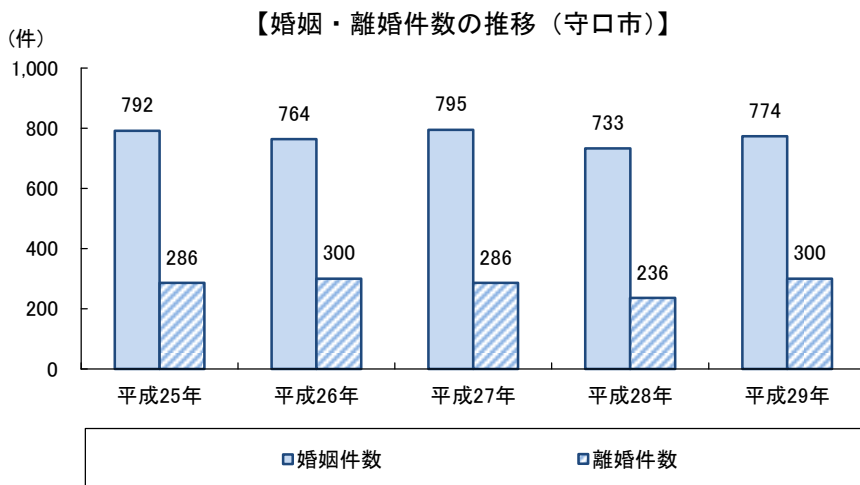


資料：大阪府「人口動態統計」

(3) 婚姻・離婚の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

守口市の婚姻件数は、近年、年間700件台で推移しています。離婚件数については、年間200から300件程度で、**年度ごとに**増減を繰り返しながら推移しています。



資料:大阪府「人口動態統計」

② 婚姻・離婚率の推移

婚姻率は、概ね大阪府と同程度の水準で、全国を上回る値となっています。離婚率については、平成28年に1.66と全国・大阪府の値を下回っていますが、その他の年は全国を上回り、大阪府に近い傾向となっています。

**【婚姻・離婚率の推移（全国・大阪府比較）】**

(単位:人口千対)

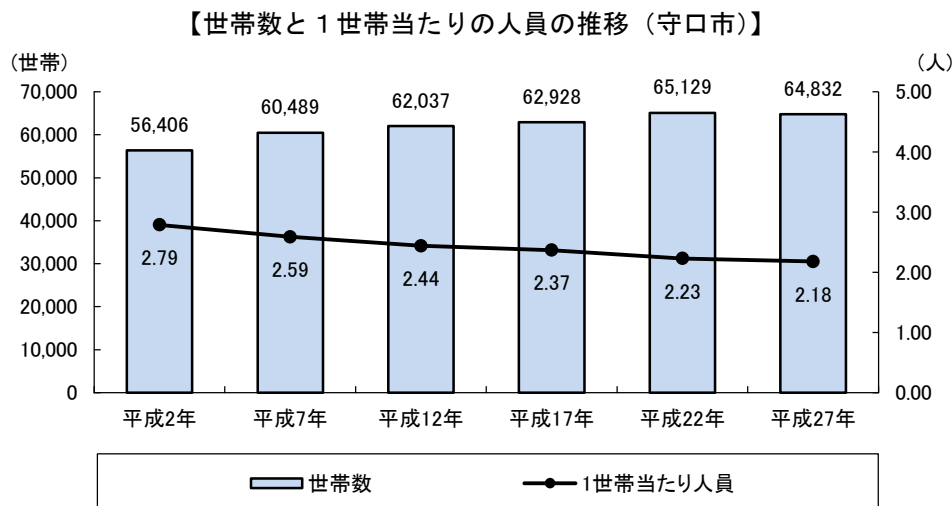
		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻率	守口市	5.5	5.3	5.6	5.1	5.4
	大阪府	5.6	5.4	5.4	5.3	5.3
	全国	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
離婚率	守口市	1.98	2.08	2.00	1.66	2.11
	大阪府	2.08	2.06	2.08	1.99	1.96
	全国	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

資料:全国は厚生労働省「人口動態統計」、大阪府・守口市は大阪府「人口動態統計」

(4) 世帯の推移

① 世帯数と1世帯当たりの人員の推移

守口市の世帯数は、昭和60年以降、増加が続いていましたが、平成27年には前回の国勢調査の結果より世帯数が減少し64,832世帯となっています。一方、1世帯当たりの人員は減り続けており、平成2年の2.79人から平成27年には2.18人と25年間で0.61人減少しています。

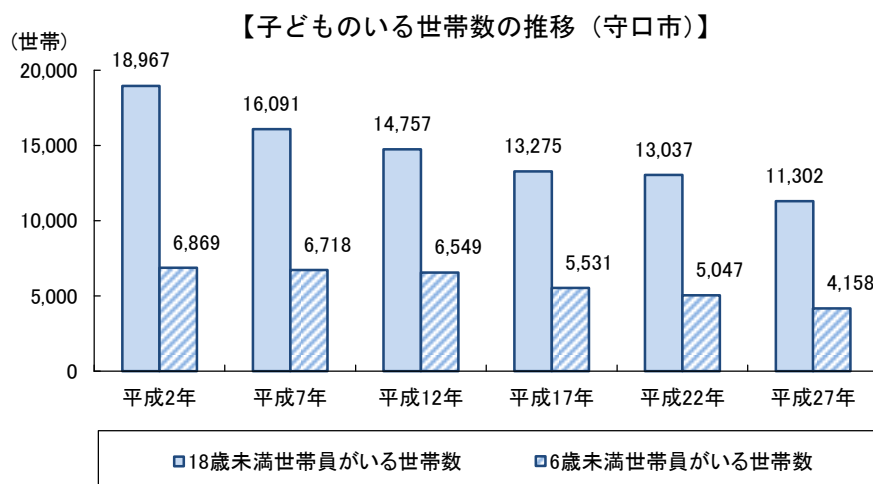


※世帯数には施設等世帯を含む。1世帯当たり人員は、一般世帯における数値

資料:総務省「国勢調査」

② 子どものいる世帯数の推移

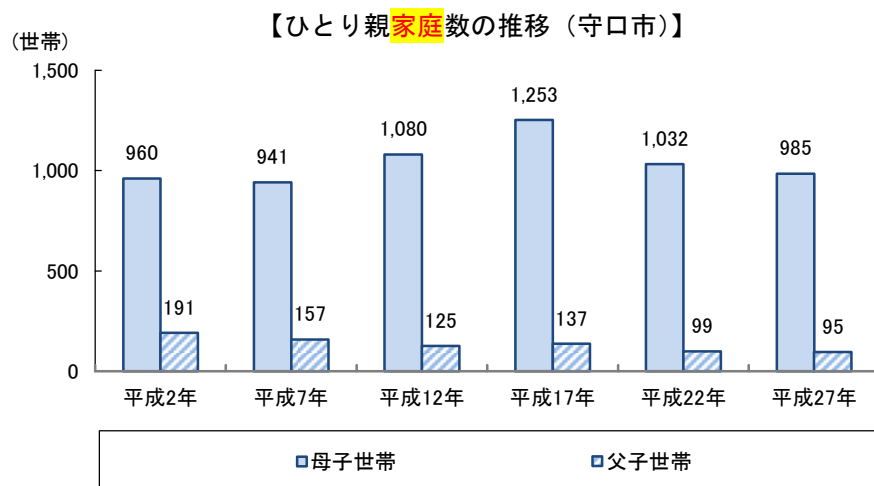
18歳未満世帯員のいる世帯数は減少が続いており、平成27年は11,302世帯となっています。このうち6歳未満世帯員のいる世帯数も同様に減少しており、平成27年は4,158世帯となっています。



資料:総務省「国勢調査」

③ ひとり親家庭数の推移

守口市のひとり親家庭数をみると、母子世帯は平成17年に最も多く1,253世帯となったものの、その後減少し、平成27年では985世帯となっています。父子世帯は平成2年で191世帯であったのに対し、平成27年では95件と平成2年の半数程度となっています。



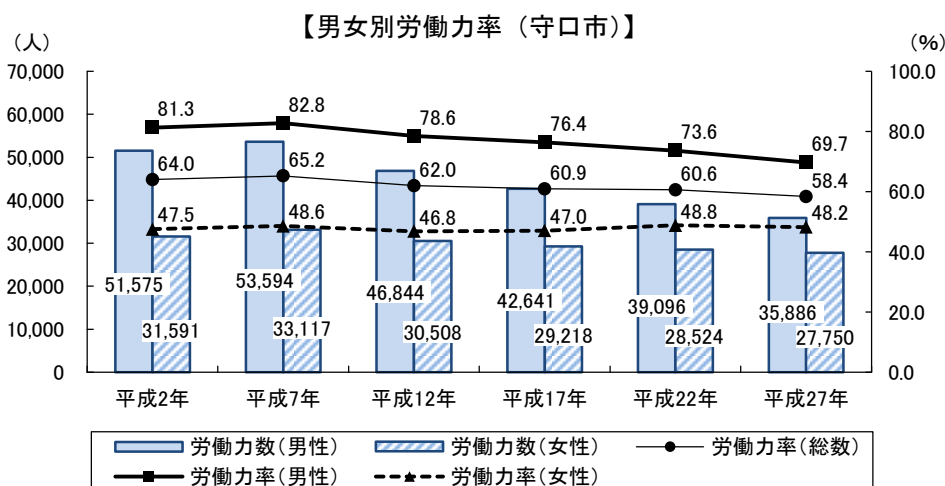
資料：総務省「国勢調査」



(5) 労働力率の推移

① 男女別労働力率の推移

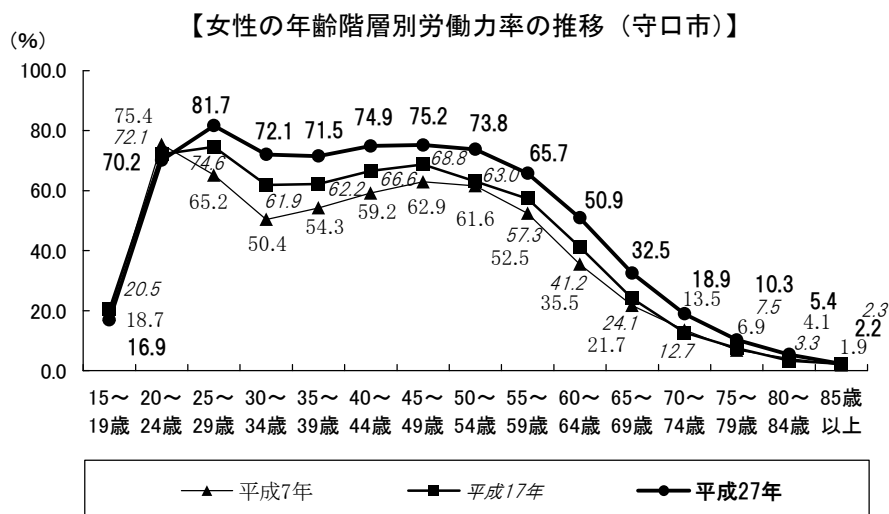
守口市の労働力人口は、平成27年で男性が35,886人、女性が27,750人で、合計63,636人です。労働力率は、男性の69.7%に対して女性は48.2%で、男女間の差は21.5ポイントとなっています。



資料：総務省「国勢調査」

② 女性の年齢階層別労働力率の推移

守口市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、平成27年は平成7年、平成17年に比べ、25歳未満の労働力が低下しているのに対し25歳以上は労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブはゆるやかになっており、結婚・出産・子育て期においても就労・就業を継続する傾向にあることが窺われます。



資料：総務省「国勢調査」

### (6) 統計データからみる現状のまとめ

#### ① 人口・少子化の動向

- ・平成22年から平成26年の人口推移が、147,668人から145,307人で減少率(-1.6%)に対して、平成27年から平成31年の人口推移は、144,849人から143,459人で減少率(-1.0%)となっており、減少幅が縮小しています。これは平成29年以降、子育て家庭が転入超過に転じて、児童人口(0~11歳)が増加したことが背景にあると考えられます。
  - ・合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.08を下回る状況に変化はありませんが、近年はわずかに上昇傾向がみられます。
- 第一期計画期間中に実施した子育て支援施策によって、総人口の減少および少子化に一定の歯止めがかかっていると考えられます。今後は、教育・保育サービスのさらなる充実や在宅子育て家庭への新たな支援、また、小学校・中学校及び義務教育学校(以下「小・中学校等」という。)の学力向上に向けた取組みなど、ライフステージに沿った子育て支援サービスのますますの充実を図ることで、子育て家庭の定住をさらに促進していく必要があります。

#### ② 世帯の動向

- ・直近の国勢調査が平成27年であるため、平成29年以降の世帯の変化を示す統計データは現時点で把握できませんが、平成17年(62,928世帯)から平成22年(65,129世帯)にかけて大きく増えた世帯数(+2,201世帯)が、平成27年(64,832世帯)には減少しています。一方、1世帯当たり人員数については、平成17年から平成22年の減少幅(-0.14人)と比べると、平成22年から平成27年の減少幅(-0.05人)は縮小しており、世帯の小規模化が続いてはいるものの、やや緩やかになっています。
  - ・子どものいる世帯数は、平成17年(13,275世帯)から平成22年(13,037世帯)の減少率(-1.8%)に対して、平成22年から平成27年(11,302世帯)の減少率(-13.3%)は大幅に拡大しています。
  - ・近年、ひとり親家庭数は、母子家庭、父子家庭とも減少しています。
- 核家族化が進んでおり、日々の子育てに対する助言や支援、協力など子育て家庭への支援の充実が求められます。
- 平成29年以降、子育て家庭の転入が増加したことにより、平成27年と比較して子育て家庭の減少に歯止めがかかっていると考えられます。今後も引き続き、子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子育て家庭への支援の充実、質の向上が求められます。
- ひとり親家庭数は減少傾向ですが、ひとり親家庭は、一般的に子育ての負担が大きいことから、きめ細かな支援が求められます。

③ 女性の就労動向

- ・男女別の労働力率をみると、年々男女間の差が小さくなっています。その要因としては、少子高齢化に伴い、全体の労働力人口が減少し労働力率も減少しているなか、これまで結婚や出産後に離職する女性が多かったのが、近年、子育て期間中も働き続ける人が増えていることで女性の労働力率が上昇しており、その結果、男女間の差が縮小していると考えられます。
  - ・国では、社会の活力維持の観点から、「女性活躍推進法」が施行されるなど、職業分野での女性活躍を推進するための法整備とともに、令和4年度末までに女性就業率80%に対応できる保育の受け皿整備を目標としています。
- 女性の活躍推進とともにワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から男女双方に対する子育てと仕事の両立支援の充実が求められます。

2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子育てに関する実態とニーズを把握し、**第二期計画**策定の基礎資料とすることを目的に就学前の子どもおよび小学生の保護者を対象に調査を行いました。

② 調査項目

子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査（就学前児童調査）
1. 世帯および子どもの基本属性 2. 今後の出産意向 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. 保護者の就労状況と就労意向 5. 平日の教育・保育サービスの利用状況 6. 子どもが病気やけがで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応 7. 平日の教育・保育サービスの利用希望 8. 土曜日・休日、長期休暇中の幼稚園や保育所の利用希望 9. 育児休業など仕事と子育ての両立の状況 10. 就学後に希望する放課後の過ごし方 11. 不定期の教育・保育事業の利用や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況 12. 子育て支援サービスの利用状況、利用希望 13. 市役所への要望 14. 子どもの生活習慣 15. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 16. 子育てに対する意識
子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査（就学後児童調査）
1. 世帯および子どもの基本属性 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況と就労意向 4. もりぐち児童クラブ入会児童室について 5. 子どもが病気になったときの対応や不定期な一時預かりについて 6. 仕事と子育ての両立の状況 7. 市役所への要望 8. 子どもの生活習慣、放課後や休日の過ごし方 9. 地域での自然体験、社会・文化活動などへの参加 10. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 11. 子育てに対する意識

③ 調査設計

調査対象

種類	調査対象	
ニーズ調査（就学前児童）	守口市在住で就学前の子どもの保護者	1,500人
ニーズ調査（就学後児童）	守口市在住で小学生の保護者	1,500人

調査期間

種類	調査期間
ニーズ調査（就学前児童）	平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）
ニーズ調査（就学後児童）	

調査方法

種類	調査期間
ニーズ調査（就学前児童）	郵送配布・郵送回収
ニーズ調査（就学後児童）	

④ 回収結果

種類	配布数	回収数	回収率
ニーズ調査（就学前児童）	1,500件	557件	37.1%
ニーズ調査（就学後児童）	1,500件	565件	37.7%
合計	3,000件	1,122件	37.4%

(2) ニーズ調査の結果

ニーズ調査の結果概要データは資料編に掲載しています。

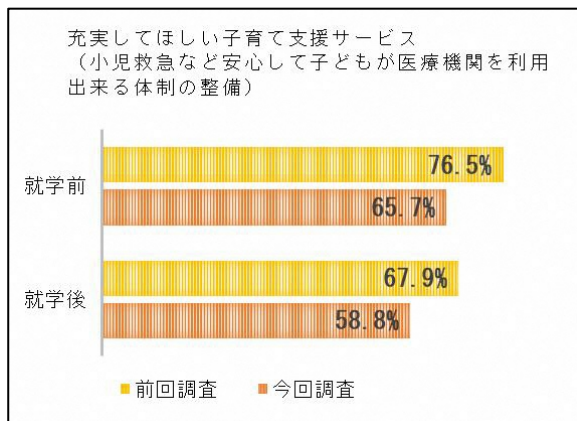
(3) ニーズ調査の考察

ニーズ調査の結果から、今後、守口市が取り組んでいく事業とその方向性を考察したところ、以下のとおり子育てに関する課題が明らかになりました。

第一期計画期間中、様々な子育て支援施策を実施しましたが、前回調査と比較すると、同様の結果となっている項目も多く、子育てにやさしいまちの実現に向けて、今後、ますます事業の充実を図っていく必要があります。

① 健康の確保

- 小児医療等の医療機関を利用できる体制について、前回調査と比較すると、若干減少しているものの、就学前調査では6割以上、就学後調査でも6割弱の保護者が、引き続き、その整備を求めています(右記表参照)。また、就学前・就学後調査とも自由意見では、子ども医療費助成の期間の延長を望む意見が多く寄せられています。



→ 平成27年4月から子ども医療費助成の

対象年齢を中学校卒業まで拡大し、子育て支援の充実を図りましたが、まだまだ、子どもの健康を支える取組みが求められています。今後、さらなる子ども医療費助成の充実についても検討する必要があります。

- 就学前調査では3割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの病気や発育発達に関する事、食事や栄養に関する事をあげています。

→ 市では、令和元年7月に子育て世代包括支援センターを市役所内に開設し、従来まで保健センターと子育て支援課で実施していた子育て世代への支援に関する業務を一つの窓口を集約しました。今後は、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である子育て世代包括支援センターを中心に、子育てに関する悩みや虐待についての相談など、関係機関と連携をとりながらワンストップで子育て家庭に寄り添った支援を行っていく必要があります。

② 安心・安全の環境づくり

- 就学前、就学後調査ともに子育てが楽しいと感じていない保護者の3割程度が、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実が必要だと回答しています。
- 充実してほしい子育て支援サービスとして、就学前調査では約7割以上の保護者から、親子が安心して集まれる公園などの屋外施設の整備を望む意見が多くありました。また、約6割の保護者から、子連れで安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」を求める意見も多くありました。

- 市ではバリアフリーに配慮した道路環境の整備に取り組んでいるほか、屋外のオムツ交換や授乳ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、周知を行っていますが、ニーズ調査の結果をみると、まだまだ整備状況が足りないといった声が多くあります。今後も引き続き、子育て家庭が多く集まる公園などでもオムツ替えや授乳などができる設備の設置を図るなど、さらなる子育てバリアフリーを推進していくことが重要です。
- 公園などの屋外施設をはじめとした親子が安心して集まることができる施設の整備についても今後検討していく必要があります。
- ・就学前、就学後調査ともに5割程度の保護者が、子どもの安全を確保する対策の充実を求めています。また、自由意見では、不審者や犯罪が多いことに対する不安の声とともに防犯カメラの設置や街灯を増やすなどの安全対策への意見、車やバイク、自転車などの交通安全対策を求める意見が多く寄せられています。
- 市では、市内に約1,000台の防犯カメラを設置するなど、犯罪の予防・防止に取り組んでいます。その結果、市内の刑法犯認知件数が大幅に減少するなど一定の効果はあるものの、まだまだ、市民にその実感が少ないことが分かります。安心・安全な環境で子育てが行えるよう、引き続き、犯罪の予防・防止に取り組んでいく必要があります。また、交通安全意識の向上についても、地域の道路事情等を考慮した自転車の乗り方の指導等、交通安全教室等を通して引き続き啓発を行う必要があります。

### ③ 教育環境の整備

- ・就学前調査では3割以上の保護者が、就学後調査では4割半ばの保護者が、子育てに関する悩みとして、子どもの教育に関することをあげています。特に、自由意見では、小・中学校等の学力向上についての意見が多くありました。他の意見としては、就学前の教育や学校教育の内容の充実、保育士、幼稚園教諭及び保育教諭（以下「保育教諭等」という。）並びに教職員の質の向上、人員確保を求める意見もありました。
- ・就学後調査の自由意見では、放課後学習を増やしてほしいという意見が多くあがっています。
- 市では、「めざす守口の教育」のもと、小・中学校等における学力向上への取組み、就学前の教育、学校教育の内容のさらなる充実を図るとともに、教職員の教育指導体制や人材確保策についても充実を図っていく必要があります。また、幼保小連携の一環として、平成30年度に作成した接続期カリキュラムを活用し、就学前の子どもが小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）に入学した後も、新しい環境で引き続き健やかに育つことができるよう、さらなる取組みを進めていく必要があります。
- 小学校等における放課後学習についてもさらなる充実に向けた取組みを推進していく必要があります。

### ④ 子どもの人権の尊重

- ・ **子育てに関する悩みとして**、就学前、就学後調査とも、2割以上の保護者が、子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうと**回答して**います。**また**、就学後調査では4割弱の保護者が、子どもの友だちづきあいに関することをあげています。
- **子どもの人権を守るため、虐待についての相談窓口を充実させるなど、問題が重症化する前に未然に防止することが必要です。**
- **これまでから、教育・保育現場で人権教育、道徳教育に取り組み**ていますが、**今後も心を育てる教育を推進し、子どもの豊かな人間性と社会性を育むことが必要です。また、いじめ・不登校などの様々な課題解決に向け、生徒指導等を中心とした校内体制を有効に機能させ、日ごろよりこども理解に努めながら、学校いじめ防止基本方針に基づき取り組みを進める必要があります。その際には、家庭や地域と連携し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、いじめ等の被害にあった子どもや保護者のケア体制の充実にも努める必要があります。**

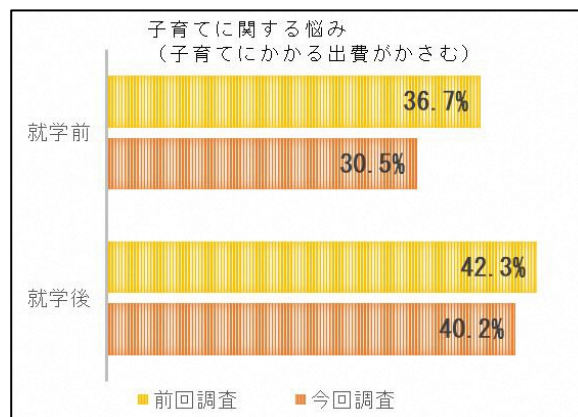
### ⑤ 子育ての負担・孤立感の解消

- ・ **就学前調査では3割以上の保護者が、就学後調査でも2割以上の保護者が、自分の子育てが地域の人に支えられていないと感じています。**
- ・ 就学前調査、就学後調査ともに2割以上の保護者が、子育てに困ったときの相談体制や子育てで支援に関する情報提供の充実を望んでいます。
- **身近に交流できる場所として、認定こども園等では、園庭開放や子育て相談等を実施しています。また、子育て世代包括支援センターでは、保健師等の専門職員を配置し育児などのさまざまな不安や疑問についての相談体制を充実させるとともに、関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行っています。さらに、親子で気軽に遊んだり保護者同士の交流の場として、遊びの広場「もりランド」も併設しています。今後、子育て中の親が気軽に相談したり交流できるよう支援の充実を図るとともに、その周知にも努める必要があります。**
- ・ 就学前、就学後調査ともに1割以上の保護者が、日常や緊急時において子どもをみてもらえる人がいないと回答しています。
- **現在、認定こども園等で一時預かり事業を行っているほか、守口市では子育て短期支援事業として5か所の児童養護施設等において、一時的に家庭で保育が困難となった子どもに対して必要な保育を実施しています。今後も引き続き、一時的に保育の必要性が生じた保護者などのニーズに安定して対応していくことが重要です。**



⑥ 経済的負担の軽減

・就学前調査の自由意見では、保育料の無償化はありがたいといった回答が多くありました。その一方で、前回調査と比べると若干減少したものの、就学前調査では約3割の保護者が、就学後調査では約4割の保護者が、子育てに関する悩みとして、子育てにかかる出費がかさむことをあげています。



・就学前、就学後調査ともに6割弱の保護者が、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」を求めています。

→ 守口市では、平成27年4月から子ども医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで拡大したほか、平成29年4月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て家庭への経済的負担を緩和するなど子育て家庭にやさしいまちづくりを目指しています。これからも引き続き、子育て家庭が安心して守口市で子育て・子育てができるよう、育児や教育、保育にかかる費用の軽減策について検討していく必要があります。

⑦ 遊びの環境づくり

・就学前、就学後調査ともに、子どもの遊び場について、「満足していない」と回答のあった割合が高く、就学後調査では6割強となっています。

・日ごろ感じていることについては、就学前調査では、5割以上の保護者から「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」といった意見があがっています。また、7割以上の保護者が、充実してほしい子育て支援サービスとして、親子が安心して集まれる屋外の施設の整備を求めています。就学後調査では、4割以上の保護者から「思い切り遊ぶために十分な広さがない」といった意見があがっています。

→ 子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の充実とともに、子どもを連れた保護者が多く集まる公園などでもオムツ替えや授乳などができる設備の設置を図るなど、子育て家庭が利用しやすい環境の整備が必要です。

→ 子どもがのびのびと過ごすことができる公園の整備を検討し、より安全に楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組む必要があります。

⑧ 仕事と子育ての両立

・仕事と子育てを両立させる上で大変なこととして、就学前、就学後調査ともに5割程度の保護者が、子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみってくれる人がいないと回答しています。

・子どもが病気やケガで教育・保育施設や学校を休んだ際には、母親が仕事を休んで対応したとの回答が最も多くありました。一方、父親や母親が仕事を休んで対応した保護者のうち、就学前調査では3割以上、就学後調査でも2割弱の保護者が、できれば病児・

## 第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

病後児のための保育施設などを利用したいとの回答がありました。その際の病児・病後児保育事業の望ましい形態として、小児科に併設した施設で子どもをみてくれるサービスが最も高く、次いで、認定こども園・幼稚園・保育所などで子どもをみてくれるサービスが高い結果となりました。

→ 近年、共働き世帯が増加しており、求められる保育ニーズも多様化しています。働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、病児保育事業の充実についても取り組む必要があります。

・子育てが楽しいと感じていない保護者のうち、子育てのつらさを解消するために有効だと考える子育て支援施策として、就学前調査では3割以上、就学後調査では4割以上の保護者から「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」と回答がありました。

・就学前の子どもの父親の8割半ばが育児休業を取得しておらず、その理由としては、「仕事が忙しかった」、「制度を利用する必要がなかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「配偶者が育児休業制度を取得した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが上位にあげられています。

→ 国においても働き方改革が進められており、働く保護者が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点に立った職場環境づくりが求められています。また、男性の仕事中心の働き方を見直すとともに、父親の育児休業取得促進など、男性の育児参加を促進する取組みが求められます。

→ 企業や経営者等に対し、短時間勤務やテレワークといった多様な働き方、超過勤務の減少に向けた取組みなど、仕事と子育てをしやすい雇用環境の確保についての啓発が必要です。また、男女がともに仕事と子育てを両立できるよう、職場内での子育てに対する理解を高める取組みが必要です。

### ⑨ 男女共同参画の推進

・就学前、就学後調査ともに5割以上の保護者が、主に子育てを行うのは「お父さんとお母さん」と回答しています。一方で、「主にお母さん」の回答が約4割であるのに対し、「主にお父さん」の回答は1割前後となっています。また、子どもが病気やケガで教育・保育施設や学校を休んだ際に、母親が仕事を休んで対応したと回答があった割合が7割以上あったのに対し、父親が仕事を休んで対応したと回答のあった割合は2割もありませんでした。

・就学前、就学後調査では3割以上の保護者が、子育てに関する悩みとして、仕事や自分のやりたいことに時間がとれないことをあげています。また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることとして、就学前、就学後調査とも、約3割前後の保護者が配偶者の協力を得られないことと回答しています。

→ 家庭における男女共同参画の推進が求められています。現在、「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、啓発事業等を実施していますが、講演会や研修会への参加率は決して高い水準ではありません。男性の育児参加や子育てスキル向上に向けた取組みなど、男女がともに子育てを担う意識の向上に努めるとともに、次代の親となる子どもについても、幼少期からの男女共同参画の意識形成を図る必要があります。

⑩ 地域における子育て支援

- ・ 就学前、就学後調査ともに、6割以上の保護者が、地域の人に自分の子育てが支えられていると回答しています。一方で、子育てが支えられていないと感じている人が子育てを支えてほしいと思っている対象として、「同じ世代の子どもを持つ保護者」、「認定こども園・幼稚園・保育所や地域子育て支援拠点などの職員」、「学校の先生」を上げる人が多くなっています。
  - ・ 地域の子育て支援の場である地域子育て支援拠点事業について、利用していると回答のあった保護者は1割強であり、保護者の8割以上が利用していないと回答がありました。
  - ・ 就学前調査の自由意見では、市民保健センターや守口市子育て支援センターが遠くて利用しにくいという意見が多くあげられています。また、子育て支援の内容やどのようなサービスが利用できるのかについての情報を増やしてほしいといった意見も多くありました。
- 地域の大人たちみんなで地域の子どもたちを育てると意識の向上を図るとともに、地域全体で子育て家庭を支援するための取組みを進めていく必要があります。
- 市内の認定こども園等で実施している地域子育て支援拠点事業などの地域の子育て支援事業についてさらなる充実を図るとともに、保護者への情報発信や周知方法についても検討するなど、利用を希望する保護者が必要なときに的確な情報を受け取ることができる仕組みを確立する必要があります。



(第 28 回会議後修正)

## 第 3 章 第一期計画の評価と課題

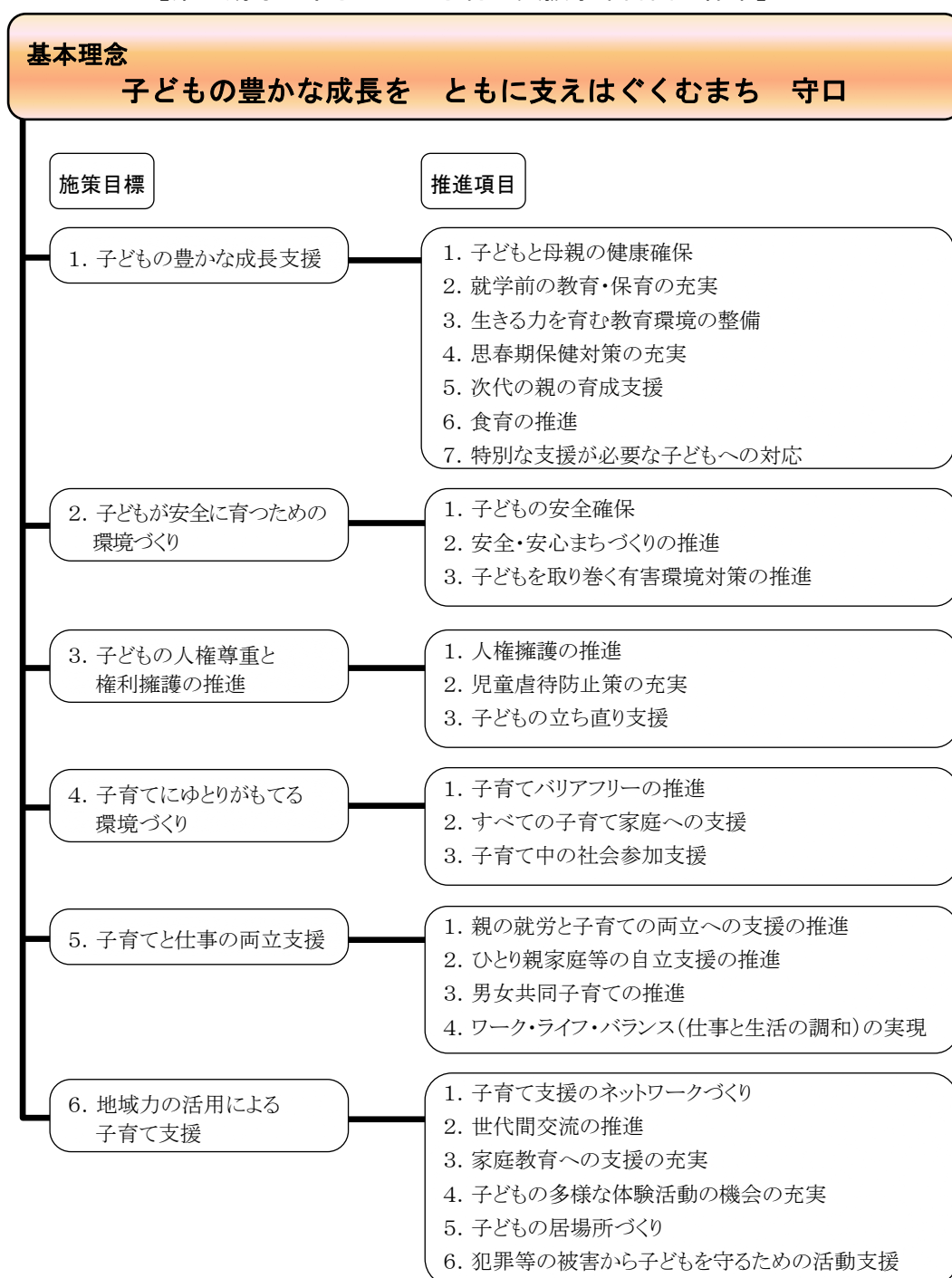


1. 施策の取組み状況

「第一期計画」においては、「子どもの豊かな成長をともに支えはぐくむまち 守口」を基本理念に、待機児童の解消と質の高い教育・保育の確保を図るとともに、「子どもの最善の利益」の実現を目指し、子どもや子育て家庭に必要な支援を行うため、①子どもの視点、②次代を担う子どもを育成する視点、③子育て家庭を支援する視点、④地域社会全体での支援の視点、⑤待機児童の解消と就学前の教育・保育に関する選択肢の拡大の視点、⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点の6つを基本的な視点として、総合的な子育て支援を行ってきました。

「第一期計画」で定めた事業の進捗状況について事業担当課による自己評価から現状および今後の方向性を総括し、第二期計画の策定に反映します。

【第一期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】



### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (1) 事業評価

「第一期計画」における事業は135事業（再掲を除く）で、それぞれの事業について担当課が平成30年度までの取組みの総合評価を行ったところ、173の事業（93.5%）で順調という評価となっています（事業によって複数の課が担当課となる場合があるため、評価をおこなった事業数は185事業）。

各事業をそれぞれ4点満点で、特に順調の場合4点、順調の場合3点、やや遅れている場合2点、遅れている場合1点、未実施の場合0点として評価しています。

#### 【施策目標ごとの事業の評価】

施策目標	推進項目	事業数	評価の平均点
1. 子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保	13	3.0
	2. 就学前の教育・保育の充実	10	3.0
	3. 生きる力を育む教育環境の整備	18	3.0
	4. 思春期保健対策の充実	3	3.0
	5. 次代の親の育成支援	2	3.0
	6. 食育の推進	3	3.0
	7. 特別な支援が必要な子どもへの対応	8	3.0
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保	4	3.0
	2. 安全・安心まちづくりの推進	5	3.0
	3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	3.0
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進	7	3.0
	2. 児童虐待防止策の充実	10	3.0
	3. 子どもの立ち直り支援	3	3.0
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進	3	2.7
	2. すべての子育て家庭への支援	16	2.6
	3. 子育て中の社会参加支援	4	2.8
5. 子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進	7	2.6
	2. ひとり親家庭等の自立支援の推進	5	3.0
	3. 男女共同子育ての推進	5	2.5
	4. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現	4	2.8
6. 地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり	6	3.0
	2. 世代間交流の推進	2	3.0
	3. 家庭教育への支援の充実	3	3.0
	4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実	6	3.0
	5. 子どもの居場所づくり	2	3.0
	6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援	5	3.0

※評価の平均点は、平成30年度における自己評価の平均点

※推進項目の事業数には再掲事業も含むため、合計事業数135と一致しません。



## (2) 事業評価の考察

「第一期計画」の事業評価の結果、進捗が特に遅れている項目や今後力を入れていく項目について、今後の方針を検討しました。

### 施策目標1. 子どもの豊かな成長支援

#### ・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

守口市では、就学前の教育・保育サービスは、民間事業者からの提供を基本とすることとし、市立幼稚園・保育所を市内で3か所の市立認定こども園に集約するとともに、5園の市立保育所を民間認定こども園に移管しました。また、就学前施設を新規に開設するなど待機児童の解消に向けた受け皿の拡大に努めるとともに、保育の質の向上に向けた取組みとして保育教諭等の資質向上のための研修や市独自の処遇改善の実施、保育教諭等の確保に向けた財政支援などを実施しました。

幼保小連携強化として、就学前施設と小学校等との円滑な接続に向けて、子どもの発達や学びの連続性を意識した接続期カリキュラムを作成しました。

→ 市立施設の集約化と民間移管によって、時間外保育の実施や幼児教育の3年保育の実施など、保育サービスの拡充が図られました。今後も就学前の教育・保育サービスの充実に向けて引き続き取り組んで行く必要があります。

→ 全国的に保育教諭等が不足しているなか、認定こども園等で子どもを継続して受け入れるためには、安定的な保育教諭等の確保が必要不可欠です。引き続き、保育教諭等の資質向上や新たな保育教諭等の確保に向けた取組みに努めるとともに、良質な環境で子どもの教育・保育を行うため民間園との連携等を進めていく必要があります。

→ 子どもが新たな環境に適応し、安心して小学校等に通学できるよう、今後も引き続き幼保小連携の強化に取り組む必要があります。

### 施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

#### ・推進項目2. 児童虐待防止策の充実

近年、社会的な問題となっている児童虐待について、その未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策に向けて、関係機関と連携し、相談・訪問事業を行っています。保健センターで実施している健診業務等で虐待の早期発見に努めているほか、家庭や育児についての相談や面談、家庭訪問等を実施するなど、さまざまな取組みを通して児童虐待の防止に努めています。

→ 今後、子育て世代包括支援センターが中心となって、子育てに関する悩みや虐待についての包括的な相談支援などを行っていきます。児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）に基づく国連勧告にもあるように、児童虐待は重大な人権侵害であることを認識し、児童虐待の未然防止を図るとともに、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益が実現されるよう、引き続き、子育て世代に寄り添った支援を行っていく必要があります。

施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

・推進項目1. 子育てバリアフリーの推進

授乳やおむつ交換ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備しています。また、公共施設の整備の際には、乳幼児やその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮するとともに、市内道路においても、歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の整備など安全・快適な道路環境の整備に努めています。しかし、狭隘な市域面積の中で早くから市街化し、また、道路整備が行われてきた結果、市内には幅員が狭い歩道や段差のある歩道などが多く残っているのが現状です。

→ 今後、子育て家庭やこれから結婚して子どもを産み育てる子育て世代に守口へ定住してもらうには、子育てにストレスを感じることなく気軽に外出できる環境の整備など、さらなる子育てにやさしいまちづくりに努めていく必要があります。

・推進項目2. すべての子育て家庭への支援

子育てに関する情報提供や育児相談などを実施し、育児の負担感や孤立感を軽減するとともに、子育て中の親同士の交流の場の確保などすべての子育て家庭が安心して子育てができるよう支援を行っています。地域の子育て支援として、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）を実施していますが、平成30年度から開始した公立認定こども園の延長保育や令和元年から実施した放課後守口児童クラブの時間延長により、子育て援助活動支援事業の保育施設等の送迎についての依頼件数やその後の預かり件数が減少しています。

→ 子育て援助活動支援事業については、保育施設等の送迎についての依頼件数は減少しているものの、全体の依頼件数は依然として多く、今後も協力会員の確保は重要です。同事業は、地域での「共助」による子育て支援の中核となる事業であることから、引き続き会員を確保するための取組みとして、小・中学校等や認定こども園に通園する児童の保護者に募集チラシを配布したり、市広報誌やFMハナコ、ホームページ等を活用するなど事業の周知を図る必要があります。

**施策目標5. 子育てと仕事の両立支援****・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進**

仕事と子育ての両立支援として、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、さまざまな保育サービスの充実に取り組んでいます。また、認定こども園等の教育・保育施設や地域型保育事業の充実を図り、待機児童の解消を図っています。

- 近年、保護者の保育ニーズとして、病児保育事業の必要性が極めて高くなっています。守口市では令和元年度から民間園による病児保育事業を実施していますが、今後、さらなるサービスの充実を図っていく必要があります。
- 守口市の待機児童については、平成31年4月1日時点で0名となりましたが、今後も保護者の保育ニーズ等に的確に対応するなど、保護者の利用希望に寄り添ったきめ細やかな支援の充実に努める必要があります。

**・推進項目3. 男女共同子育ての推進**

平成28年3月に策定した「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組みを進めており、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、ともに子育てに取り組むことができる社会の実現を目指しています。守口市では研修や講習等を通じて、男女共同子育ての推進を図ってきましたが、子育て世代の男性の参加率が低いのが現状です。

- 特に子育て世代の男性を対象に子育て参加の啓発を行うことで、男女共同の子育てをより一層推進していくことが求められます。また、就学前施設や小・中学校等においても、男女共同参画の意識形成を図っていく必要があります。

## 2. 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年を一期とし、教育・保育提供区域ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとなっています。第一期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

### (1) 1号認定

① 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

② 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】

量の見込みについては、南部エリアを除き、いずれの年度も実績値が計画値を下回っています。一方、確保方策については、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、いずれの年度においても量の見込みに対して確保方策の数値が上回っていることから、確保方策として量的には充足状態にあると考えられます。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み	1号	1,244	1,201	1,195	
		2号	181	175	173	
		合計①	1,425	1,376	1,368	1,219
	確保方策	特定教育・保育施設	623	762	1,755	1,189
		確認を受けない幼稚園	1,760	1,600	150	325
		合計②	2,383	2,362	1,905	1,514
実績値	量の見込み	入園者数等③	1,246	1,287	1,239	1,114
	確保方策	特定教育・保育施設	644	743	1,123	1,235
		確認を受けない幼稚園	1,760	1,600	605	325
		合計④	2,404	2,343	1,728	1,560
計画値との差	量の見込み (③-①)	△179	△89	△129	△105	
	確保方策 (④-②)	+21	△19	△177	+46	

※実績値は、各年度4月1日（確認を受けない幼稚園は5月1日）時点。

※実績値の「入園者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園する市内在住の児童を含む。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部エリア	計画値	量の 見込み	1号	468	452	449		
			2号	51	50	48		
			合計①	519	502	497	351	
		確保 方策	特定教育・保育施設	295	380	573	512	
			確認を受けない幼稚園	405	245	0	0	
			合計②	700	625	573	512	
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	352	368	368	332	
			特定教育・保育施設	295	354	505	530	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	405	245	0	0	
			合計④	700	599	505	530	
	計画値 との差	量の見込み (③-①)		△167	△134	△129	△19	
		確保方策 (④-②)		±0	△26	△68	+18	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	1号	388	374	373	
				2号	62	59	59	
合計①				450	433	432	396	
確保 方策			特定教育・保育施設	199	241	359	119	
			確認を受けない幼稚園	325	325	150	325	
			合計②	524	566	509	444	
実績値		量の 見込み	入園者数等③	394	408	386	369	
			特定教育・保育施設	220	205	154	135	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	325	325	325	325	
			合計④	545	530	479	460	
計画値 との差		量の見込み (③-①)		△56	△25	△46	△27	
		確保方策 (④-②)		+21	△36	△30	+16	
南部エリア		計画値	量の 見込み	1号	388	375	373	
				2号	68	66	66	
	合計①			456	441	439	472	
	確保 方策		特定教育・保育施設	129	141	823	558	
			確認を受けない幼稚園	1,030	1,030	0	0	
			合計②	1,159	1,171	823	558	
	実績値	量の 見込み	入園者数等③	500	511	485	413	
			特定教育・保育施設	129	184	464	570	
		確保 方策	確認を受けない幼稚園	1,030	1,030	280	0	
			合計④	1,159	1,214	744	570	
	計画値 との差	量の見込み (③-①)		+44	+70	+46	△59	
		確保方策 (④-②)		±0	+43	△79	+12	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (2) 2号認定（共働き家庭等）【3～5歳】

量の見込みについては、いずれの年度においても実績値が計画値を上回っています。一方、確保方策については、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、平成30年度の東部エリアにおいて、量の見込みが確保方策を上回っていますが、1号認定子どもの利用定員の空き枠を活用して2号認定子どもの受入れを行うなど、実際の利用定員よりも多くの児童を受け入れ、対応したものと考えています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み①	1,267	1,222	1,216	1,764
	確保方策 特定教育・保育施設②	1,705	1,673	1,850	1,848
実績値	量の見込み 入園（所）者数等③	1,445	1,360	1,682	1,823
	確保方策 特定教育・保育施設の利用定員④	1,758	1,635	1,854	1,706
計画値との差	量の見込み（③－①）	+178	+138	+466	+59
	確保方策（④－②）	+53	△38	+4	△142

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の見込み①	471	454	451	768	
		確保方策	特定教育・保育施設②	752	773	822	788
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	662	613	749	812
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	752	746	814	667
	計画値との差	量の見込み (③-①)	+191	+159	+298	+44	
		確保方策 (④-②)	±0	△27	△8	△121	
中部エリア	計画値	量の見込み①	371	358	357	503	
		確保方策	特定教育・保育施設②	427	395	409	475
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	343	347	460	450
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	433	421	479	451
	計画値との差	量の見込み (③-①)	△28	△11	+103	△53	
		確保方策 (④-②)	+6	+26	+70	△24	
南部エリア	計画値	量の見込み①	425	410	408	493	
		確保方策	特定教育・保育施設②	526	505	619	585
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	440	400	473	561
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員④	573	468	561	588
	計画値との差	量の見込み (③-①)	+15	△10	+65	+68	
		確保方策 (④-②)	+47	△37	△58	+3	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

量の見込みについては、平成30年度を除き、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。確保方策についても、年度やエリアにばらつきはあるものの、概ね計画値と実績値は同程度です。

なお、実績値の量の見込みと確保方策を比較すると、中部エリアで確保方策が量の見込みを下回っている年度があったものの、その他エリアでは確保方策が量の見込みを上回っており、確保方策として量的には充足していると考えられます。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み①	226	221	219	417	
	確保方策	特定教育・保育施設	219	219	231	263
		特定地域型保育事業	48	63	63	95
		合計②	267	282	294	358
実績値	量の見込み	176	190	274	305	
	確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	189	200	223	240
		特定地域型保育事業の利用定員	36	39	83	95
		合計④	225	239	306	335
計画値との差	量の見込み (③-①)	△50	△31	+55	△112	
	確保方策 (④-②)	△42	△43	+12	△23	

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。



第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部 エリア	計画 値	量の見込み①	82	81	80	158		
		確保 方策	特定教育・保育施設	97	97	98	114	
			特定地域型保育事業	12	18	18	21	
			合計②	109	115	116	135	
	実績 値	量の見込み	入園（所）者数等③	75	75	100	102	
		確保 方策	特定教育・保育施設 の利用定員	89	89	109	110	
			特定地域型保育事業 の利用定員	12	15	21	21	
			合計④	101	104	130	131	
	計画 値 との 差	量の見込み（③－①）	△7	△6	+20	△56		
		確保方策（④－②）	△8	△11	+14	△4		
	中部 エリア	計画 値	量の見込み①	73	71	71	126	
			確保 方策	特定教育・保育施設	47	47	58	55
				特定地域型保育事業	30	33	33	42
				合計②	77	80	91	97
実績 値		量の見込み	入園（所）者数等③	49	56	84	95	
		確保 方策	特定教育・保育施設 の利用定員	34	45	45	51	
			特定地域型保育事業 の利用定員	18	18	36	42	
			合計④	52	63	81	93	
計画 値 との 差		量の見込み（③－①）	△24	△15	+13	△31		
		確保方策（④－②）	△25	△17	△10	△4		
南部 エリア		計画 値	量の見込み①	71	69	68	133	
			確保 方策	特定教育・保育施設	75	75	75	94
				特定地域型保育事業	6	12	12	32
				合計②	81	87	87	126
	実績 値	量の見込み	入園（所）者数等③	52	59	90	108	
		確保 方策	特定教育・保育施設 の利用定員	66	66	69	79	
			特定地域型保育事業 の利用定員	6	6	26	32	
			合計④	72	72	95	111	
	計画 値 との 差	量の見込み（③－①）	△19	△10	+22	△25		
		確保方策（④－②）	△9	△15	+8	△15		

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

量の見込みについては、平成28年度以降、いずれのエリアにおいても実績値が計画値を上回っています。確保方策については、いずれの年度やエリアにおいても、実績値が計画値を下回っています。

実績値の量の見込みと確保方策を比較しても、いずれの年度やエリアにおいても量の見込みが確保方策を上回っており、各施設において利用定員よりも多くの児童を弾力的に受け入るなどして対応しました。なお、本市では、新たな受け皿となる保育施設等の確保を行うなど、市と民間施設が力を合わせて待機児童の解消に向けた取組みを実施しました。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み①	880	857	800	1,287	
	確保方策	特定教育・保育施設	803	873	1,000	899
		特定地域型保育事業	100	143	143	238
		合計②	903	1,016	1,143	1,137
実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	865	910	1,186	1,372
	確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	701	727	849	850
		特定地域型保育事業の利用定員	93	99	208	238
		合計④	794	826	1,057	1,088
計画値との差	量の見込み（③－①）	△15	+53	+386	+85	
	確保方策（④－②）	△109	△190	△86	△49	

※実績値は、各年度4月1日時点。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成29・30年度は市外施設に通園（所）する市内在住の児童を含む。

※実績値の「入園（所）者数等」については、平成27・28年度は待機児童（厚生労働省定義）を、平成29・30年度は未利用児童（入所申込みをしたものの、入所できなかった者）を含む。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部エリア	計画値	量の見込み①	363	354	329	484		
		確保方策	特定教育・保育施設	333	364	427	378	
			特定地域型保育事業	26	39	39	44	
			合計②	359	403	466	422	
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	346	375	437	524	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	316	318	380	349	
			特定地域型保育事業の利用定員	25	31	44	44	
			合計④	341	349	424	393	
	計画値との差	量の見込み（③－①）	△17	+21	+108	+40		
		確保方策（④－②）	△18	△54	△42	△29		
	中部エリア	計画値	量の見込み①	279	272	254	365	
			確保方策	特定教育・保育施設	199	238	253	197
				特定地域型保育事業	61	78	78	116
				合計②	260	316	331	313
実績値		量の見込み	入園（所）者数等③	242	278	343	391	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	152	186	189	192	
			特定地域型保育事業の利用定員	55	55	99	116	
			合計④	207	241	288	308	
計画値との差		量の見込み（③－①）	△37	+6	+89	+26		
		確保方策（④－②）	△53	△75	△43	△5		
南部エリア		計画値	量の見込み①	238	231	217	438	
			確保方策	特定教育・保育施設	271	271	320	324
				特定地域型保育事業	13	26	26	78
				合計②	284	297	346	402
	実績値	量の見込み	入園（所）者数等③	277	257	406	457	
		確保方策	特定教育・保育施設の利用定員	233	223	280	309	
			特定地域型保育事業の利用定員	13	13	65	78	
			合計④	246	236	345	387	
	計画値との差	量の見込み（③－①）	+39	+26	+189	+19		
		確保方策（④－②）	△38	△61	△1	△15		

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として下記の事業を行うものと規定されています。第一期計画で定めた計画内容とその実績について比較を行ったうえで、分析・評価を行います。

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

計画値と実績値を比較すると、平成29年度以前は実績値が計画値を下回っていますが、利用者は増加傾向にあることが窺えます。また、実施施設数についても、年々増加傾向にあります。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み (人/年)	1,140	1,108	1,237	1,277	
	確保方策	(人/年) ①	1,140	1,108	1,237	1,277
		施設数 (か所) ②	10	10	32	43
実績値	(人/年) ③	900	848	904	1,438	
	施設数 (か所) ④	13	17	19	34	
計画値との差	確保方策の差 (③-①)	△240	△260	△333	+161	
	施設数の差 (④-②)	+3	+7	△13	△9	

※実績値は、各年度の年度末時点。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	463	450	501	518
		確保 方策	(人/年) ①	463	450	501	518
			施設数 (か所) ②	4	4	11	14
	実績値	(人/年) ③	307	402	394	533	
		施設数 (か所) ④	5	8	7	10	
	計画値 との差	確保方策の差 (③-①)	△156	△48	△107	+15	
		施設数の差 (④-②)	+1	+4	△4	△4	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人/年)	396	386	430
確保 方策			(人/年) ①	396	386	430	443
			施設数 (か所) ②	2	2	10	14
実績値		(人/年) ③	200	208	252	451	
		施設数 (か所) ④	4	5	5	10	
計画値 との差		確保方策の差 (③-①)	△196	△178	△178	+8	
		施設数の差 (④-②)	+2	+3	△5	△4	
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人/年)	281	272	306
	確保 方策		(人/年) ①	281	272	306	316
			施設数 (か所) ②	4	4	11	15
	実績値	(人/年) ③	393	238	258	454	
		施設数 (か所) ④	4	4	7	14	
	計画値 との差	確保方策の差 (③-①)	+112	△34	△48	+138	
		施設数の差 (④-②)	±0	±0	△4	△1	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

本市においては、児童クラブの利用を申し込まれた児童は待機することなくすべて受入れを行っており、現状、確保方策がとれていると考えられます。高学年の受入れについても、3歳以上の幼児（保護者等の同伴が必要）及び小学校等の1年生から6年生までを対象とする登録児童室を活用して受入れを行っています。

##### ① 低学年【小学校等の1～3年生】

##### ② 高学年【小学校等の4～6年生】

市全体		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	834	807	880	858
		高学年（人/年）	203	201	195	194
	確保 方策	低学年（人/年）①	834	807	880	858
		高学年（人/年）	0	0	0	0
		施設数（か所）②	17	17	16	14
実績値	低学年（人/年）③	817	837	818	782	
	高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
	施設数（か所）④	17	16	16	14	
計画値 との差	低学年（③－①）	△17	+30	△62	△76	
	高学年	-	-	-	-	
	施設数（④－②）	±0	△1	±0	±0	

-※実績値は、各年度、5月1日時点。

第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	295	286	369	360
			高学年（人/年）	38	38	36	37
		確保 方策	低学年（人/年）①	295	286	369	360
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	7	7	6	6
		実績値	低学年（人/年）③	346	348	326	341
	高学年（人/年）		登録児童室を活用して対応				
	施設数（か所）④		7	6	6	6	
	計画値 との差	低学年（③－①）	+51	+62	△43	△19	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	±0	△1	±0	±0	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	250	241	220
高学年（人/年）				57	57	55	55
確保 方策			低学年（人/年）①	250	241	220	214
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	5	5	4	4
実績値			低学年（人/年）③	198	215	215	209
		高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
		施設数（か所）④	4	4	4	4	
計画値 との差		低学年（③－①）	△52	△26	△5	△5	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	△1	△1	±0	±0	
南部エリア		計画値	量の 見込み	低学年（人/年）	289	280	291
	高学年（人/年）			108	106	104	102
	確保 方策		低学年（人/年）①	289	280	291	284
			高学年（人/年）	0	0	0	0
			施設数（か所）②	5	5	6	4
	実績値		低学年（人/年）③	273	274	277	232
		高学年（人/年）	登録児童室を活用して対応				
		施設数（か所）④	6	6	6	4	
	計画値 との差	低学年（③－①）	△16	△6	△14	△52	
		高学年	-	-	-	-	
		施設数（④－②）	+1	+1	±0	±0	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

本市では、平成28年度から事業を実施しており、計画値と実績値の乖離はあるものの、利用実績は年度ごとに増加傾向にあります。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	138	135	137	143
	確保 方策	(人日/年) ①	0	135	137	143
		施設数 (か所) ②	0	1	5	5
実績値		(人日/年) ③	0	0	29	38
		施設数 (か所) ④	0	4	5	5
計画値 との差		確保方策 (③-①)	±0	△135	△108	△105
		施設数 (④-②)	±0	+3	±0	±0

※実績値は、各年度の年度末時点。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業

計画値と実績値を比較すると、市全体では実績値が計画値を上回っています。利用者は増加傾向にあり、今後、より一層、充実を図っていく必要があります。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の 見込み	(人日/年)	20,000	20,000	23,662	25,065
	確保 方策	(人日/年) ①	20,000	20,000	23,662	25,065
		施設数 (か所) ②	5	5	6	6
実績値		(人日/年) ③	23,325	21,200	23,591	26,137
		施設数 (か所) ④	5	5	6	7
計画値 との差		確保方策 (③-①)	+3,325	+1,200	△71	+1,072
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	+1

※実績値は、各年度の年度末時点。



第3章 第一期計画の評価と課題

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	7,340	7,340	4,330	4,587
		確保 方策	(人日/年) ①	7,340	7,340	4,330	4,587
			施設数 (か所) ②	1	1	2	2
	実績値	(人日/年) ③	4,046	4,103	3,225	11,249	
		施設数 (か所) ④	1	1	2	3	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	△3,294	△3,237	△1,105	+6,662	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	+1	
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	6,633	6,633	4,738
確保 方策			(人日/年) ①	6,633	6,633	4,738	5,019
			施設数 (か所) ②	2	2	2	2
実績値		(人日/年) ③	4,450	4,461	7,656	4,275	
		施設数 (か所) ④	2	2	2	2	
計画値 との差		確保方策 (③-①)	△2,183	△2,172	+2,918	△744	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	±0	
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人日/年)	6,027	6,027	14,594
	確保 方策		(人日/年) ①	6,027	6,027	14,594	15,459
			施設数 (か所) ②	2	2	2	2
	実績値	(人日/年) ③	14,829	12,636	12,710	10,613	
		施設数 (か所) ④	2	2	2	2	
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	+8,802	+6,609	△1,884	△4,846	
		施設数 (④-②)	±0	±0	±0	±0	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (5) 一時預かり事業等

幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かりは、平成28年度以降、実績値が計画値を上回っています。

幼稚園における在園児（1・2号認定）以外を対象とした一時預かりについては、**子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）**の利用者は計画値を上回る利用実績があるものの、一時預かり**全体で**は、実績値は計画値を下回っています。

#### ①② 幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

市全体			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	量の見込み	(人日/年)	58,327	56,304	50,620	51,451
	確保方策	(人日/年) ①	58,327	56,304	50,620	51,451
		施設数(か所) ②	9	9	21	27
実績値		(人日/年) ③	54,134	69,924	63,310	68,785
		施設数(か所) ④	17	18	16	22
計画値との差		確保方策(③-①)	△4,193	+13,620	+12,690	+17,334
		施設数(④-②)	+8	+9	△5	△5

※実績値は、各年度の年度末時点。

#### ③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

市全体			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
計画値	量の見込み(人日/年)		8,599	8,362	9,176	9,531	
	確保方策	一時預かり	(人日/年) ①	7,507	7,270	7,925	8,205
			施設数(か所) ②	10	10	18	22
			ファミサポ(人日/年) ③	1,092	1,092	1,252	1,325
			合計(人日) ④	8,599	8,362	9,177	9,530
実績値	一時預かり	(人日/年) ⑤	885	831	1,091	1,090	
		施設数(か所) ⑥	9	9	11	14	
		ファミサポ(人日/年) ⑦	1,791	1,714	2,012	1,291	
		合計(人日) ⑧	2,676	2,545	3,103	2,381	
計画値との差	一時預かり	(人日/年) (⑤-①)	△6,622	△6,439	△6,834	△7,115	
		施設数(か所) (⑥-②)	△1	△1	△7	△8	
		ファミサポ(人日/年) (⑦-③)	+699	+622	+760	△34	
		合計(人日) (⑧-④)	△5,923	△5,817	△6,074	△7,149	

※実績値は、各年度の年度末時点。

※夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

①② 幼稚園における在園児（1・2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	16,739	16,426	13,256	13,526	
		確保 方策	(人日/年) ①	16,739	16,426	13,256	13,526	
			施設数 (か所) ②	3	3	7	10	
	実績値	(人日/年) ③	12,673	20,383	10,595	19,417		
		施設数 (か所) ④	5	7	4	7		
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	△4,066	+3,957	△2,661	+5,891		
		施設数 (④-②)	+2	+4	△3	△3		
	中部エリア	計画値	量の 見込み	(人日/年)	20,097	19,238	17,225	17,587
			確保 方策	(人日/年) ①	20,097	19,238	17,225	17,587
				施設数 (か所) ②	3	3	6	8
実績値		(人日/年) ③	19,370	22,613	22,950	20,044		
		施設数 (か所) ④	5	4	5	6		
計画値 との差		確保方策 (③-①)	△727	+3,375	+5,725	+2,457		
		施設数 (④-②)	+2	+1	△1	△2		
南部エリア		計画値	量の 見込み	(人日/年)	21,491	20,640	20,139	20,338
			確保 方策	(人日/年) ①	21,491	20,640	20,139	20,338
				施設数 (か所) ②	3	3	8	9
	実績値	(人日/年) ③	22,091	26,928	29,765	29,324		
		施設数 (か所) ④	7	7	7	9		
	計画値 との差	確保方策 (③-①)	+600	+6,288	+9,626	+8,986		
		施設数 (④-②)	+4	+4	△1	±0		

第3章 第一期計画の評価と課題

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

エリア別				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
東部 エリア	計画 値	量の見込み（人日/年）		2,205	2,145	2,342	2,440		
		確保 方策	一時 預かり	（人日/年）①	1,801	1,741	1,879	1,949	
				施設数（か所）②	4	4	7	8	
			ファミサポ（人日/年）③	404	404	463	490		
	合計（人日）④		2,205	2,145	2,342	2,439			
	実績 値	一時 預かり	（人日/年）⑤	603	499	595	413		
			施設数（か所）⑥	4	4	5	5		
		ファミサポ（人日/年）⑦	-	-	-	-			
		合計（人日）⑧		-	-	-	-		
	計画 値 との 差	一時 預かり	（人日/年）（⑤-①）	△1,198	△1,242	△1,284	△1,536		
			施設数（か所）（⑥-②）	±0	±0	△2	△3		
		ファミサポ（人日/年）（⑦-③）	-	-	-	-			
		合計（人日）（⑧-④）		-	-	-	-		
	中部 エリア	計画 値	量の見込み（人日/年）		4,657	4,531	4,993	5,178	
			確保 方策	一時 預かり	（人日/年）①	4,309	4,183	4,594	4,756
					施設数（か所）②	2	2	6	7
ファミサポ（人日/年）③				348	348	399	422		
合計（人日）④		4,657	4,531	4,993	5,178				
実績 値		一時 預かり	（人日/年）⑤	84	153	175	262		
			施設数（か所）⑥	2	2	3	4		
		ファミサポ（人日/年）⑦	-	-	-	-			
		合計（人日）⑧		-	-	-	-		
計画 値 との 差		一時 預かり	（人日/年）（⑤-①）	△4,225	△4,030	△4,419	△4,494		
			施設数（か所）（⑥-②）	±0	±0	△3	△3		
		ファミサポ（人日/年）（⑦-③）	-	-	-	-			
		合計（人日）（⑧-④）		-	-	-	-		

エリア別			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
南部 エリア	計画 値	量の見込み (人日/年)		1,737	1,686	1,841	1,913	
		確保 方策	一時 預かり	(人日/年) ①	1,397	1,346	1,452	1,500
				施設数 (か所) ②	4	4	5	7
				ファミサポ (人日/年) ③	340	340	390	413
				合計 (人日) ④	1,737	1,686	1,842	1,913
	実績 値	一時 預かり	(人日/年) ⑤	198	179	321	415	
			施設数 (か所) ⑥	3	3	3	5	
			ファミサポ (人日/年) ⑦	-	-	-	-	
			合計 (人日) ⑧	-	-	-	-	
	計画 値 との 差	一時 預かり	(人日/年) (⑤-①)	△1,199	△1,167	△1,131	△1,085	
			施設数(か所) (⑥-②)	△1	△1	△2	△2	
			ファミサポ (人日/年) (⑦-③)	-	-	-	-	
			合計 (人日) (⑧-④)	-	-	-	-	

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

計画値と実績値を比較すると、利用者数及び施設数とも実績値が計画値を下回っていました。本市では、これまで病後児保育事業のみ実施していましたが、令和元年度から新たに病児保育事業を開始できました。

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み	(人日/年)	361	348	390	402
	確保方策	(人日/年) ①	180	348	390	402
		施設数 (か所) ②	2	4	4	4
実績値	(人日/年) ③		161	193	407	350
	施設数 (か所) ④		2	2	2	2
計画値との差	確保方策 (③-①)		△19	△155	+17	△52
	施設数 (④-②)		±0	△2	△2	△2

※実績値は、各年度の年度末時点。

#### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）【小学生】

低学年（小学校等の1～3年生）については、実績値は計画値を下回っているものの、一定の利用が図られています。平成28年度から対象を拡大し、高学年（小学校等の4～6年生）についても当事業の利用ができるようになりましたが、利用実績は現時点ではほとんどない状況です。

##### ①低学年【小学校等の1～3年生】

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人日/年)		1,020	998	1,213	1,200
	確保方策 (人日/年) ①		1,020	998	1,213	1,200
実績値 (人日/年) ②			1,476	809	764	820
計画値との差 (②-①)			+456	△189	△449	△380

※実績値は、各年度の年度末時点。

##### ②高学年【小学校等の4～6年生】

市全体			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人日/年)		1,020	998	972	958
	確保方策 (人日/年) ①		0	998	972	958
実績値 (人日/年) ②			-	7	0	0
計画値との差 (②-①)			-	△991	△972	△958

※実績値は、各年度の年度末時点。

(8) 利用者支援事業

平成27年度に当事業を開始し、市民からの相談（認定こども園等への入所手続きの説明、養育の相談、健診の案内）等、関係部署と連携し実施しています。令和元年7月の子育て世代包括支援センター開設に伴い、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する母子保健型の利用者支援を実施しています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み（か所）	1	1	1	1
	確保方策（か所）①	1	1	1	1
実績値（か所）②		1	1	1	1
計画値との差（②－①）		±0	±0	±0	±0

※実績値は、各年度の年度末時点。

(9) 妊婦に対する健康診査

計画値と実績値を比較すると、平成29年度以降、妊娠届出数及び延回数とも実績値が計画値を下回っています。受診率（1枚目使用率）については100%を目標にしているものの平成30年度は97.1%であり、今後も引き続き受診率の向上に努める必要があります。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
計画値	量の見込み	妊娠届出数（人）	976	954	1,175	1,283
		延回数（人回/年）	11,322	11,066	13,136	14,348
	確保方策	（人/年）①	976	954	1,175	1,283
		延回数（人回/年）②	11,322	11,066	13,136	14,348
		実施機関数（か所）③	5	5	5	5
実績値	（人/年）④	1,081	1,114	1,091	1,061	
	延回数（人回/年）⑤	12,380	12,176	12,049	12,660	
	受診率（%）	95.5%	94.4%	94.1%	97.1%	
	実施機関数（か所）⑥	5	5	5	5	
計画値との差	確保方策（④－①）	+105	+160	△84	△222	
	延回数（⑤－②）	+1,058	+1,110	△1,087	△1,688	
	実施機関数（⑥－③）	±0	±0	±0	±0	

※実績値は、各年度の年度末時点。

### 第3章 第一期計画の評価と課題

#### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

平成28年度以降、実績値が計画値を下回っています。当事業については、全戸訪問を目標としていますが、100%の訪問率には至っていません。そのうち、不在で会えなかったり、同意を得られず戸別訪問ができなかった場合については、4か月児健診時点でより注意深く確認するなど、市内のすべての子育て家庭の把握に努めています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人/年)	921	900	974	1,064
	確保方策 (人/年) ①	921	900	974	1,064
実績値	訪問数 (人/年) ②	929	878	948	972
	訪問率 (%)	93.7%	90.1%	90.6%	91.9%
計画値との差 (②-①)		+8	△22	△26	△92

※実績値は、各年度の年度末時点。

#### (11) - 1 養育支援訪問事業

計画値と実績値を比較すると、概ね同程度となっています。主に乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健事業を通して内容把握することが多く、個別の状況に応じて訪問頻度等を設定するなど子育ての不安軽減に努めています。

市全体		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	量の見込み (人/年) ①	8	10	13	17
	確保方策 (実施体制)	相談員による訪問等により対応			
実績値 (人/年) ②		2	16	12	16
計画値との差 (②-①)		△6	+6	△1	△1

※実績値は、各年度の年度末時点。

#### (11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

近年、児童を取り巻く家庭環境が多様化していることから、市民や関係機関との連携をより一層図っていますが、今後、各種研修を通じて相談員のさらなるスキル向上を図っていく必要があります。

#### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成31年4月時点で、本市では、当事業を実施していません。今後、生活困窮世帯数や各施設の実費徴収額等について精査し、事業の実施について検討を行っていく必要があります。



(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

平成27年度以降、私立保育園や私立幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育事業等の新規開設など、保育の受け皿拡大に努めてきましたが、それと並行して、事業者が円滑に保育等の事業を開始できるよう、認可等の申請書類を作成するうえでの相談、助言等の支援を行いました。また、私立認定こども園等の事業者に対して、障がい児保育補助（障がい児の受入れを行っている場合にその配置職員の人件費に対して行う補助）、看護師配置補助（看護師を配置する場合にその看護師の人件費に対して行う補助）を実施しました。



(第 30 回会議後修正)

## 第 4 章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み



## 1. 第一期計画期間中に新たに実施した主な子育て支援施策

本市では、第一期計画への掲載の有無にかかわらず、この間、様々な子育て支援施策を行ってきました。ここでは、第一期計画には具体的に掲載されていないものの、市が新たに取組んだ主な子育て支援施策について掲載します。

### ① 幼保小連携についての取組み

平成29年3月に改正された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、乳幼児期の生活や遊びの積み重ねを通して育みたい資質・能力が示されるとともに、その資質・能力が育まれている子どもの具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化されました。また、小学校学習指導要領においても、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができる教育活動が求められています。

本市では、就学前の子どもたちが、小学校等に進学するうえで、つまづくことのないよう、下記のような取組みを実施しました。

今後は、これまで以上に、各ステージにおける取組みを小学校教諭と保育教諭等が相互に理解し、連携を深めていくなど幼児期の教育と小学校教育のさらなる接続が行えるよう取り組んでいく必要があります。

#### ・すこやか5歳児事業（5歳児健康診査（巡回支援事業））

従来の乳幼児健康診査では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に発見し、その発達上の特性の理解と支援を行い、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えるために、平成27年度から5歳児健康診査（巡回支援事業）を開始しました（令和元年度からは、「すこやか5歳児事業」と名称変更しています）。

事前アンケートによるアセスメントを行ったうえで、子育て世代包括支援センターの臨床心理士等の専門スタッフが園（所）へ巡回訪問し、集団生活の観察や保育教諭等への聞き取りなどを行います。子育て世代包括支援センターの専門スタッフと在籍先の園（所）の保育教諭等が協力し、継続的に保護者と子どもを支援します。

#### ・接続期カリキュラム策定事業

就学前の子どもたちが幼児教育・保育から小学校教育へスムーズに移行できるように、平成30年度に「守口市接続期カリキュラム」を作成しました。

接続期カリキュラムとは、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を小学校等においても継続して更に伸ばしていくことができるよう、従来までは各ステージで分かれていた幼児教育と小学校教育について、子どもが円滑に小学校等での環境に適應できるよう、全体的な計画や教育課程等のカリキュラムを連続させたものです。

「守口市接続期カリキュラム」では、本市の幼児教育、小学校教育双方の現状と課題を踏まえたうえで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭にこれまで大切にしてきた幼児期の教育及び保育の重点項目である「生活する力」、「かかわる力」、「学びに向かう力」

の3つを柱として、本市において接続期間と考える5歳児の9月頃から小学校等の1年生の夏休み前までの期間における具体的なねらいと目標を定めました。

今後は、接続期カリキュラムを活用し、市立認定こども園はもとより、民間の就学前施設も一緒になって、小学校等との連携・交流を図っていきます。

### ②就学前施設を利用する子育て家庭への取組み

子育てと仕事の両立ができる環境を整えるため、待機児童の解消や子どもを受け入れるための保育教諭等の確保についての支援等を促進したほか、保護者の経済的負担の軽減と子育て家庭の定住促進を目的に幼児教育・保育の無償化を実施しました。また、就労している保護者の多様な保育ニーズに応えるため、病児保育についてその充実を図りました。

#### ・待機児童解消・保育教諭等確保対策促進事業

待機児童の解消のため、私立幼稚園の認定こども園への移行促進や既存施設の改修にかかる財政支援を行ったほか、小規模保育事業や私立保育所の新規開設など保育の受け皿を拡大しました。

また、民間施設が実施する教育・保育の質の維持・向上に向けた取組みを支援したほか、保育教諭等の就業継続や離転職防止に向けた取組みについて推進しました。

#### ・幼児教育・保育の無償化

平成29年4月から世帯の所得等に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育園（所）・幼稚園・特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用者負担額の無償化を実施しています。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得等に関係なく、就園奨励費補助を30万8千円まで拡充しました。

#### ・病児保育の実施

平成31年4月から、病気の回復期に至らない児童の保育を行う「病児対応型」を私立認定こども園1施設で新たに実施しています。これまでは、病気の回復期で集団保育が困難な児童の保育を行う「病後児対応型」を私立認定こども園2園で実施していましたが、「病児対応型」の実施によって、本市では、現在、市内3か所において病児保育（病後児保育を含む）を実施しています。

### ③小学校等での取組み

学力向上の取組みとして、教育用タブレットパソコン等を使ったICT教育の推進や、基礎・基本的な学力と家庭での学習の定着を図ることを目的に土曜日学習事業を実施しました。また、放課後児童クラブ（入会児童室）のサービス拡充として、民間活力を活用した開設時間の延長も実現しました。

#### ・教育用タブレットパソコンの整備事業（ICT教育関連）

本市では、学力向上に向けた授業改善の一つとして、ICT機器を取り入れた分かりやすい授業の実施に取り組んできました。過去には、国が推進する「スクール・ニューディール」政策の一環として、電子黒板や書画カメラ、パソコン、校内LAN環境等を整備したほか、平成28年度・29年度には市内学校のコンピューター教室に教育用タブレット型パソコンを配備しました。

導入したICT機器を効果的に活用するため、研究校に指定した市内3校で公開授業研究会を実施したり、ICT支援員を市内全学校へ派遣し教職員への実技研修を行ったりしたほか、児童・生徒を対象にICT活用アンケートを実施して、その結果を授業に取り入れるなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりの研究に取り組んできました。

さらに平成30年度には、普通教室での活用を目的にタブレット型パソコンを新たに各校に整備し、教職員から選出された守口市タブレット型パソコン活用推進リーダーが実際にそのタブレット型パソコンを活用し、授業研究を重ねているところであり、活用推進リーダーが中心となって各校におけるICT教育の推進を牽引しています。

#### ・土曜日学習事業（もりもりスタディールーム）

土曜日学習事業は、教育関連企業のノウハウ、コンテンツ、人材を活用して、児童に対する土曜日における学習機会を提供し、基礎・基本的な学力と家庭学習の定着を図ることを目的に、平成29年9月から研究指定校2校で小学校5・6年生を対象に実施しています。

事業の実施においては、学力テストやアンケート等による各児童の学習状況の把握や目標設定などのアセスメントの実施と各児童に合わせた個別学習計画の作成、少人数制個別指導、学習効果を高めるための興味づけを行うウォーミングアップ講座の実施などの工夫を行っています。また、定期的に委託事業者、学校、教育委員会で連絡会議を開催し、学習状況や児童の様子、出欠状況、課題などを共有し、学校における個に応じた指導の充実を図っています。

令和元年度からは、市内すべての市立小学校等の5・6年生を対象に実施しています。

#### ・放課後児童クラブ（入会児童室）のサービス拡充

以前からニーズが高かった入会児童室の開設時間の延長について、民間委託に伴い、平成31年4月から、開設時間を従来の午後6時（土曜日は午後5時）から午後7時までとする延長を行いました（詳細は下記表参照）。その結果、開設時間は府内で最長（長期休業日除く）の午前8時から午後7時までの11時間となりました。なお、民間委託の導入によるコスト削減に努め、従来の利用者負担額は維持したまま、開設時間延長のサービス拡充を行いました。

## 第4章 第一期計画期間中に新たに取組んだ事業・取組み

その結果、本市の放課後児童クラブ（入会児童室）は、大阪府内で最長の開設時間を**最小**の利用者負担額で運営**できています**。

平成31年3月まで

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	午後6時
土曜日	午前9時	午後5時
長期休業日など	午前8時30分	午後6時



平成31年4月から

開設日	開始時間	終了時間
平日	放課後	午後7時
土曜日	午前8時	午後7時
長期休業日など	午前8時	午後7時

### ④**すべての子育て家庭**への取組み

**市民からの寄付である「愛のみのり基金」を活用し、絵本を通じた親子の触れ合いを促進し**、健やかな成長を育むブックスタート事業や、出産後に支援が必要な家庭等を対象に心身のケアや育児支援を行う産後ケア事業を新たに実施したほか、令和元年7月に開設した子育て世代包括支援センター「あえる」では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う総合相談窓口として、妊娠や子育てなどの相談・助言を行っています。

#### ・ブックスタート事業

平成29年度から4か月児健診の実施にあわせて、絵本の読み聞かせ体験等を実施し、絵本を贈呈するブックスタート事業を行っています。0歳から絵本を活用して親子の触れ合いのきっかけづくりを促進しています。（守口市愛のみのり基金活用事業）

#### ・産後ケア事業

出産後の身体的・心理的な不調や育児不安、家族等から育児の援助を得られないなどで支援が必要とされる生後**5か**月未満の乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を平成30年10月から実施しています。

助産師が自宅を訪問（訪問型）、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊（宿泊型）し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるよう環境整備に努めています。

#### ・子育て世代包括支援センター（「あえる」）の設置

妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく包括的な支援を行うための中核的施設として、子育て世代包括支援センター「あえる」を令和元年7月に開設しました。妊娠期から子育て期までの総合相談窓口として、保健師、助産師、保育士などの専門職を配置し、妊娠や子育てに関する様々な不安や疑問の相談に応じた**た**助言や支援を行うほか、育児講座の開催や乳幼児の遊び広場も併設して、保護者同士の交流の場を提供しています。また、児童虐待予防のための相談対応や関係機関との連絡調整も一体的に担っています。



## 2. 幼児教育・保育の無償化施策について

守口市では、全国トップレベルの**子育て家庭**にやさしいまちの実現を目指し、子育て世代の負担軽減と定住促進のため、平成29年4月から、市独自に「幼児教育・保育の無償化」を実施しました。これは、市レベルでは全国初の試みで、**全国的にも**大きな反響を呼び、**多くの市民から評価や感謝の「声」がありました。**

**本施策の評価については、中長期的視点で行っていくことが重要ですが、**国に先駆けて実施した本市の施策について、その概要や狙いを掲載するとともに、平成30年度に実施した本施策のアンケート調査結果から**この間の**効果検証を行います。

### (1) 施策の概要

世帯の所得などに関係なく、0歳から5歳児の認定こども園・保育園（所）・幼稚園・小規模保育事業等の保育料・授業料（基本部分）の利用者負担額が無償です。

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得などに関係なく、就園奨励費補助として30万8千円を上限に、支払った保育料・入園料に対して補助を行います。

幼児教育・保育の無償化施策によって、守口市では、義務教育終了（中学校卒業時）までの保育・教育・医療に係る費用が無償です。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	[歳]
保育・教育	幼児教育・保育の無償化						小学校 (公立の場合)					中学校 (公立の場合)					
医療 通院 入院	中学校卒業まで、通院・入院ともに医療助成制度の対象																

### (2) 施策の狙い

子育てに係る保護者の経済的な負担を緩和し、安心の子育てと子育てを実現するため、また、子育て世代の定住を促進し、活力と成長のもりぐちを実現するため、次の3つの基本的な考え方に基づき、実施しました。

#### ①未来への投資

子どもへの投資は、将来の守口市そして日本を支える未来への投資です。守口市は、子育て・子育てを**すべて**の市民で支え合うまちを目指します。

#### ②女性の活躍支援

安心して子どもを育て、また預けられるという条件を整えることで、男女が共に、その力を精一杯発揮できる社会を目指します。

#### ③定住のまち守口の実現

全国トップレベルの子育て家庭にやさしい政策を実現し、市民の定住を促進することで、活力と希望のまちづくりにつなげていきます。

(3) アンケート調査結果

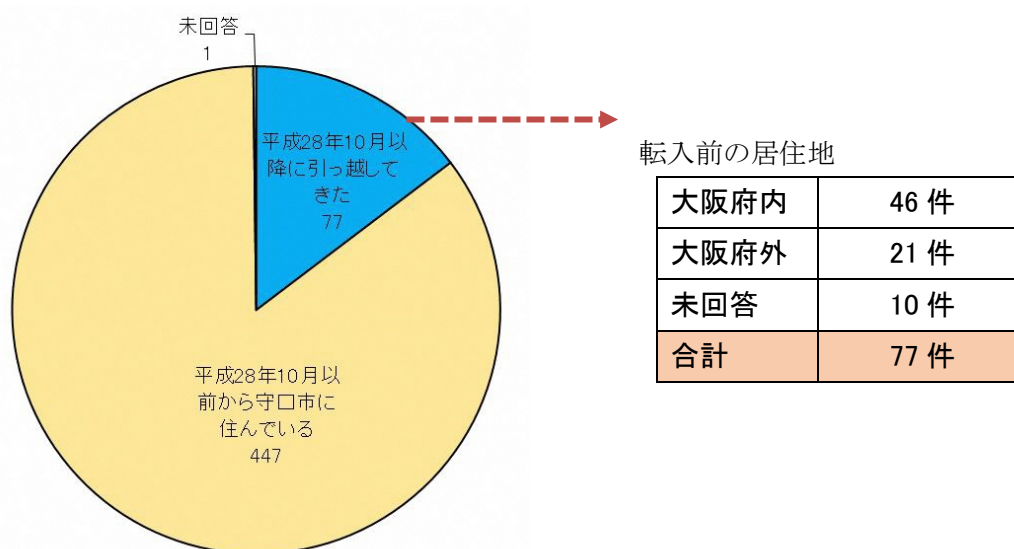
①調査概要

施策の実施からおおよそ2年が経過する平成30年12月に「幼児教育・保育の無償化」**施策**の効果検証を行うため、ニーズ・意向等の市民アンケートの調査を実施しました。

- ・調査対象：守口市在住で就学前の子どもの保護者 1,500 人
- ・調査期間：平成30年12月10日（月）～平成30年12月25日（火）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・回収結果：525人（回答率：35.00%）

②アンケート調査結果

・他市から守口市への転入状況



本市が幼児教育・保育の無償化を実施する直前の平成28年10月以降に本市に転入してきた者の割合が全体の約15%を占めています。

また、平成28年10月以降に引っ越してきた77件の転入前の居住地をみると、転入者全体の約60%が大阪府内からの転入であることが分かります。

・転入先に守口市を選んだ理由

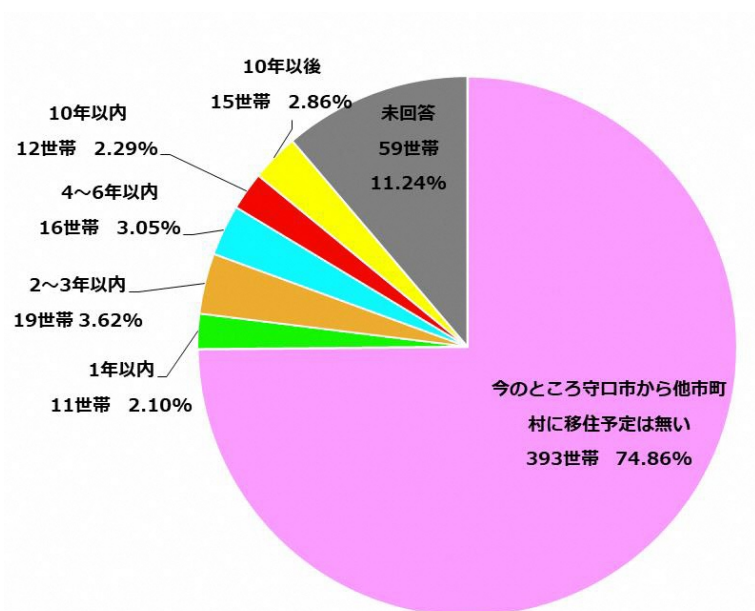
※左記質問で、「平成28年10月以降に守口市に引っ越してきた」と回答したもの（77世帯）のみ回答（複数回答）



平成28年10月以降に守口市に引っ越してきた77世帯のうち、約半数の37世帯（48.05%）が守口市を選んだ理由として、「「幼児教育・保育の無償化」**施策**が魅力的だった」からと回答しています。

多くの**子育て家庭**にとって、保育料等の経済的負担軽減策が魅力的であったことが分かります。

・ 守口市での定住状況について（全世帯を対象）

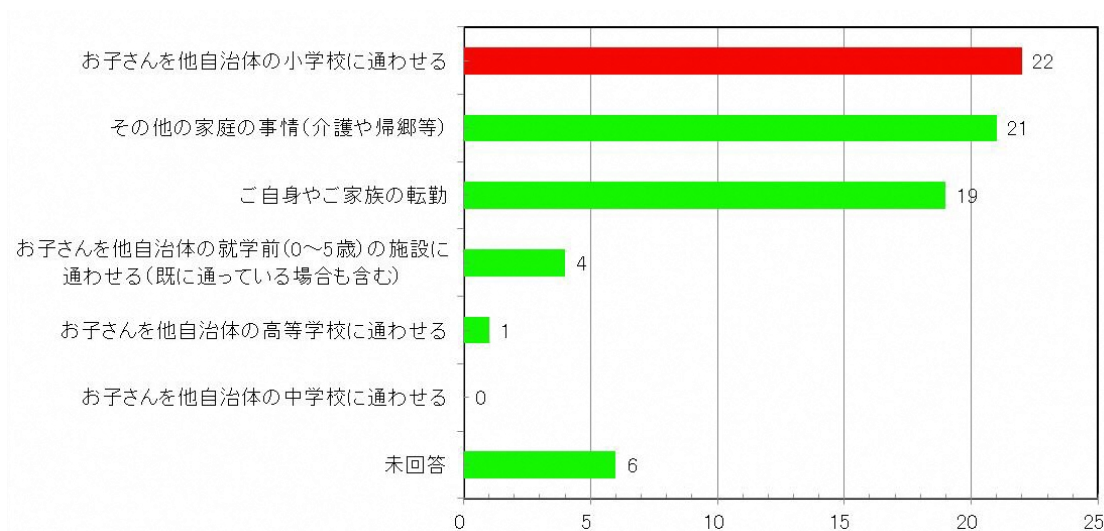


(回答数：525)

約75%の世帯が、「今のところ守口市からの移住予定はない」と回答しています。

一方、約14%の世帯が1年以内から10年以後に引っ越すと回答がありました。引っ越しのきっかけとして考える要因は下記のとおりです。

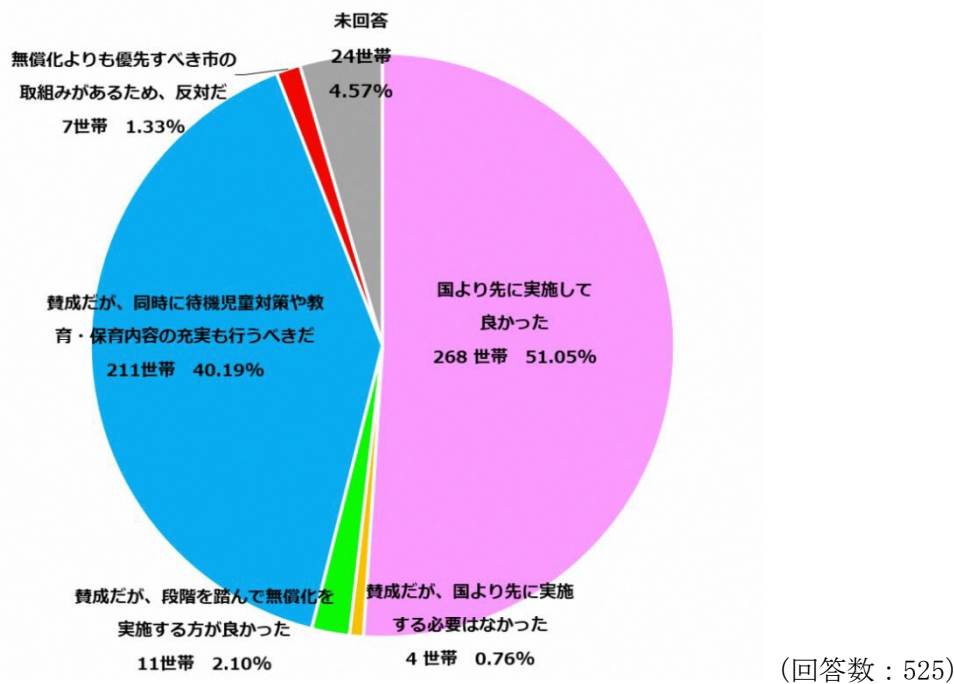
・ 1年以内～10年以後に引っ越すと回答のあった世帯が考える“引っ越しのきっかけ”



(回答数：73)

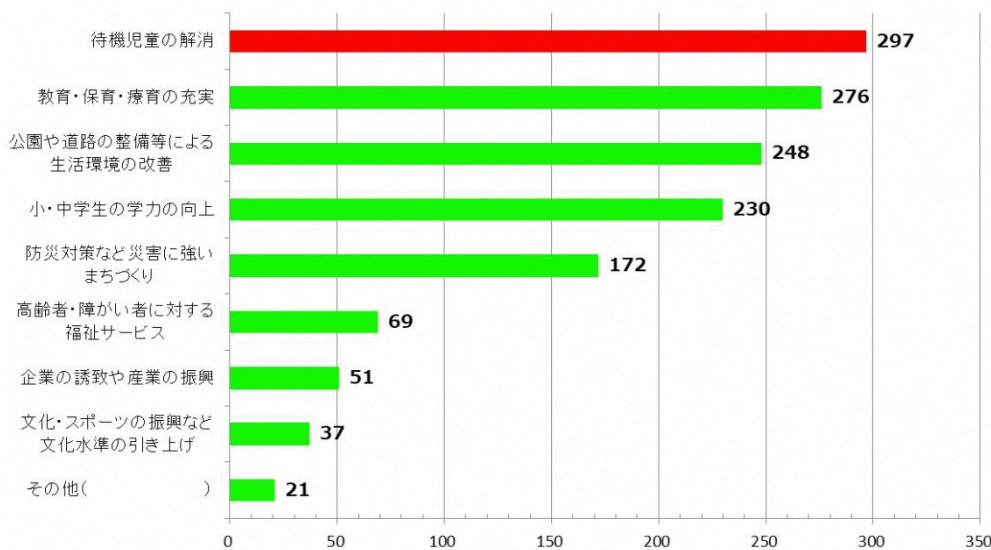
多くの世帯が、子どもが**小学校等**に進学する時点で、新たな居住先を探す（引っ越しを考える）意向を持っていることが分かります。

・守口市の「幼児教育・保育の無償化」施策に対する考え



約半数の51%の世帯から「国より先に実施して良かった」と回答がありました。それ以外に賛成と回答した割合についても40%を超える回答がありました。反対の立場の回答は1.33%でした。

・「幼児教育・保育の無償化」施策以外に市が取り組むべきと考える施策について（複数回答）



(回答数：525)

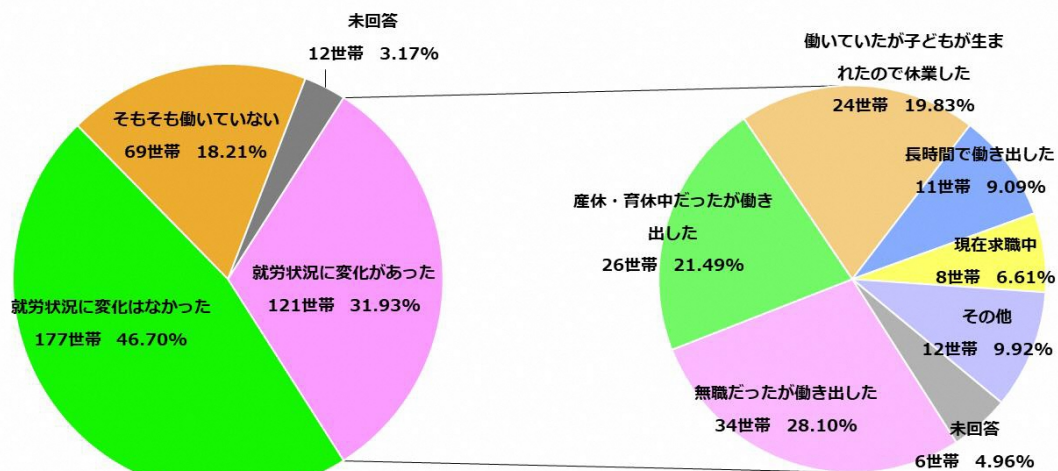
「幼児教育・保育の無償化」施策以外に市が取り組むべき施策として、「待機児童の解消」を始め、「教育・保育・療育の充実」を求める意見が多くありました。



## 第4章 第一期計画期間中に新たに取り組んだ事業・取組み

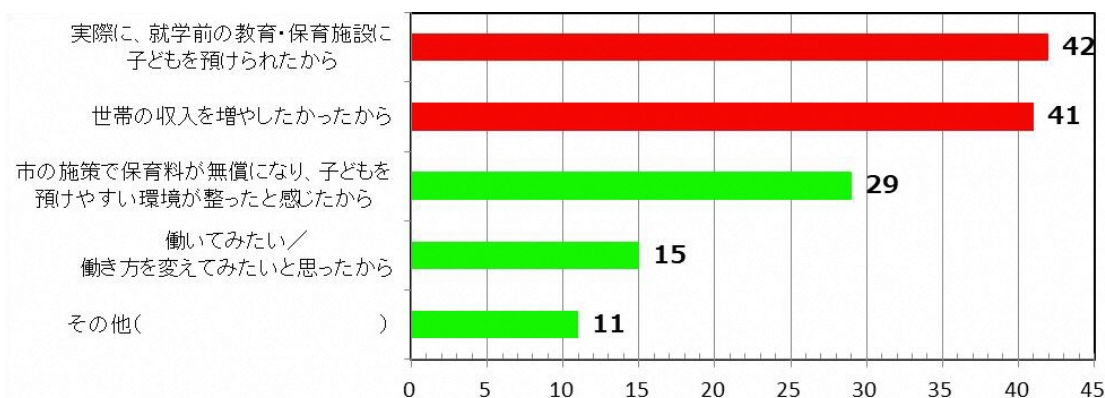
また、「公園や道路の整備等による生活環境の改善」、「防災対策など災害に強いまちづくり」などの住環境についての意見も多く、子育てしやすい**まち**づくりの実現が求められています。ほかにも、「小・中学生の学力向上」についての意見も多くありました。

### ・平成28年10月から平成30年12月までの間の就労状況の変化



(回答数：379)

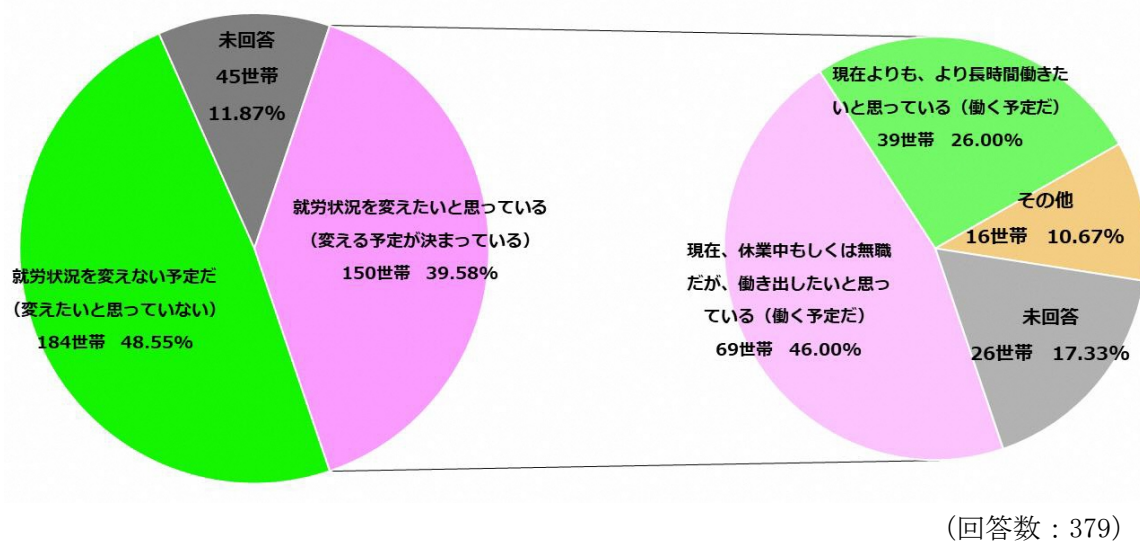
### ・就労状況の変化のきっかけ（複数回答）



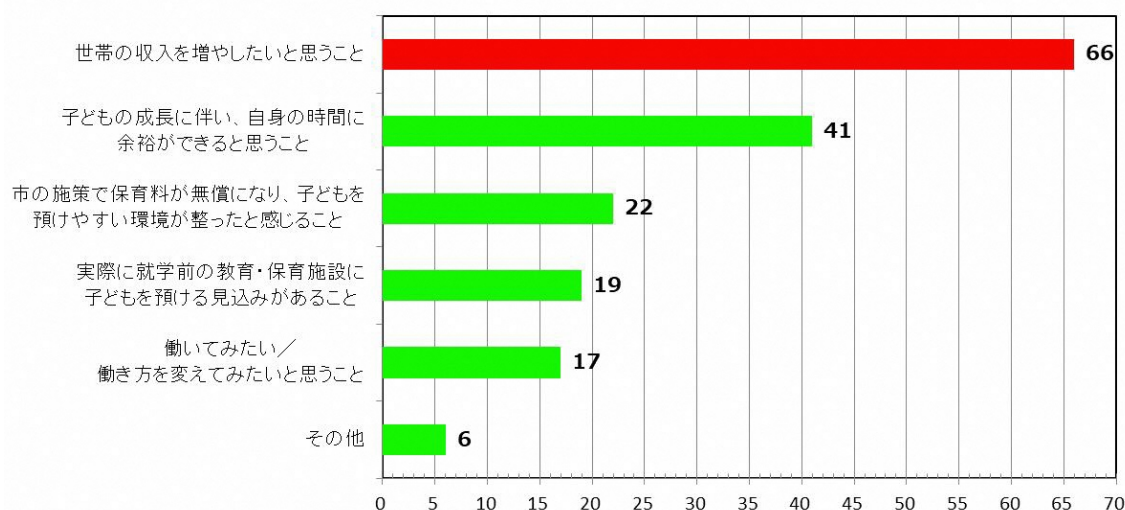
平成28年10月から平成30年12月までの間に就労状況に変化のあった世帯は121世帯で、そのうち、約65%の79世帯から「新たに働き出した」、「長時間働き出した」、「求職中である」と回答がありました。

一方で、就労状況の変化のきっかけとして、意見が多かったのは、「実際に子どもを就学前施設に預けられたから」、「世帯の収入を増やしたかったから」でした。世帯収入を増やしたいと考えている世帯が、本市の無償化施策の実施も相まって施設の利用を希望し、本市がこの間取り組んできた就学前施設の受入れ定員枠の拡大施策の結果、実際に子どもを預けることが**できた**ことが就労状況の変化の大きな要因であると考えられます。

・今後の就労状況について



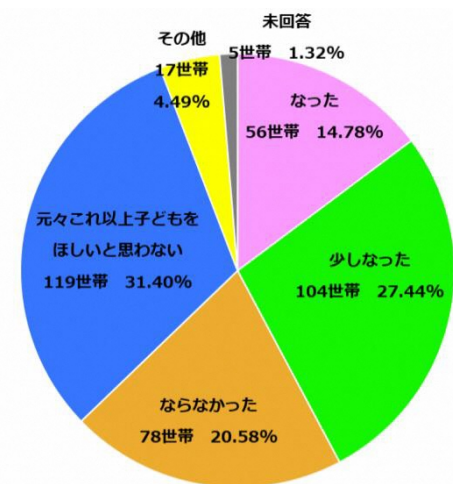
・変化を希望されるきっかけ (複数回答)



今後、就労状況を変えたいと思っている世帯は150世帯で、そのうち、約72%の108世帯から「現在、休業中若しくは無職だが新たに働き出したい」、「現在よりも長時間働き出したい」と回答がありました。

就労状況の変化を希望するきっかけとして、最も意見が多かったのは、「世帯の収入を増やしたいと思うこと」でした。今後も引き続き、就労希望の世帯が子どもを就学前施設に預け、働くことのできる環境を整えていく必要があります。

・「幼児教育・保育の無償化」施策によって、子どもをさらに持ちたいと考えるきっかけ**となったか。**

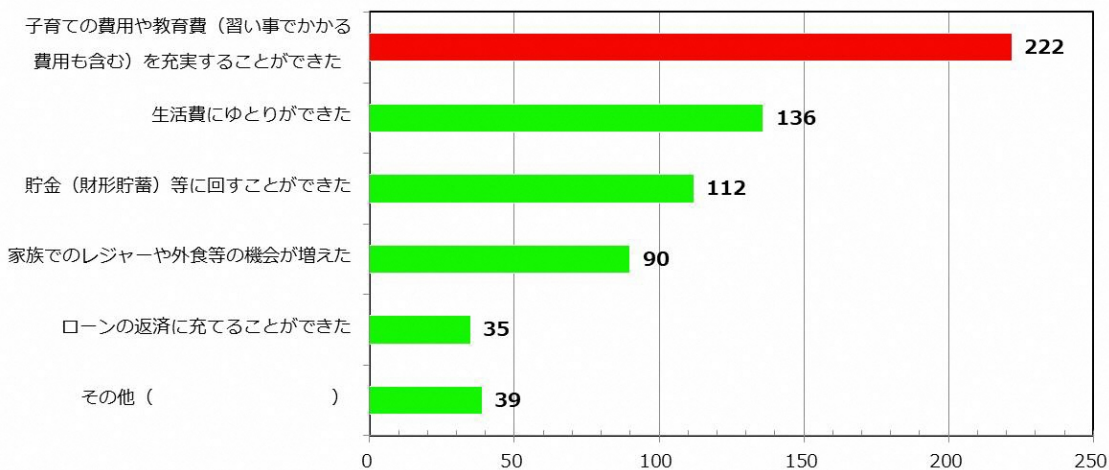


(回答数：379)

「幼児教育・保育の無償化」施策に伴い、さらに子どもを持ちたいと考えるきっかけに「なった」、「少しなった」と回答した世帯は160世帯ありました。「元々これ以上子どもをほしいと思わない」と回答のあった世帯を除くと、「幼児教育・保育の無償化」施策の結果、子どもをさらに持ちたいと考えるきっかけとなった世帯の割合は、約60%（160/260世帯）**でした。**

子どもをさらに持つかどうかは各家庭の状況で様々ですが、少なくとも、本市の「幼児教育・保育の無償化」施策が子育て負担の緩和に加え、少子化対策としてプラスに作用していることが分かります。

・「幼児教育・保育の無償化」施策によって生活に変化**があったか。**（複数回答）



(回答数：379)

「幼児教育・保育の無償化」施策によって、全体の約58%の222世帯から「子育ての費用や教育費（習い事でかかる費用も含む）を充実することができた」と回答がありました。

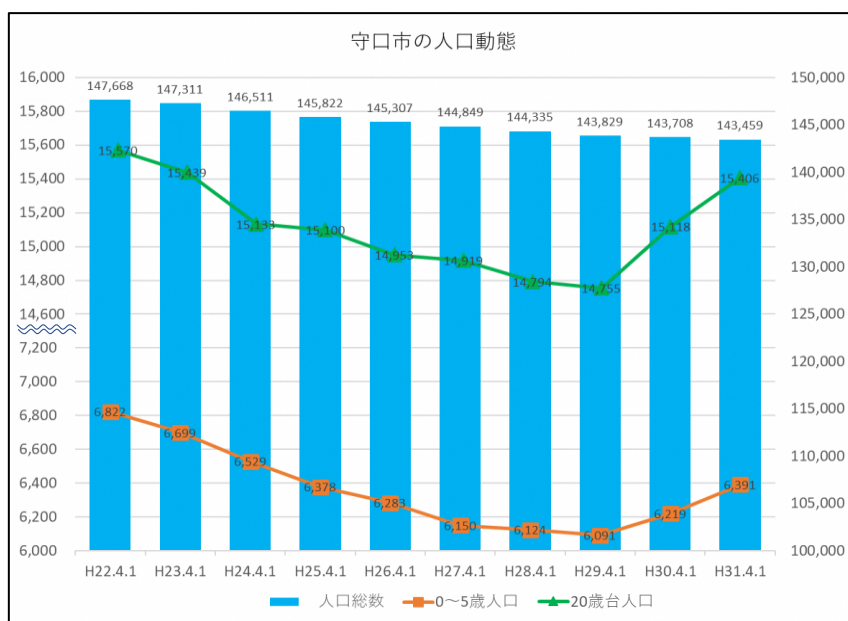
「幼児教育・保育の無償化」施策で負担が減った分は、各家庭において他の子育て費用へ還元されているものと考えられます。一方で、待機児童等についての不安の声や「保育料は納めるのが当然」、むしろ、「保育・教育の充実こそ」という趣旨の意見もありました。



(4) 成果

「幼児教育・保育の無償化」施策を実施した平成29年4月以降、本市の人口動態には変化があります。総人口は依然として減少が続いているものの、0歳から5歳までの就学前人口及び20歳台人口は増加しています。各年4月1日時点の人口動態を見ると、平成29年4月を境に就学前人口及び20歳台人口が増加していることから、「幼児教育・保育の無償化」施策を契機に人口が増加したことが窺えます。守口市は全国でも有数の市域面積の狭さの中に約14万4千人の市民が暮らす「過密都市」であることを踏まえると、今後、市が目指すべき方向性は、単純な人口増加ではなく、子育て世代を始めとする生産年齢人口世代にいかに守口市に定住してもらうかということが重要です。

また、「幼児教育・保育の無償化」施策についてのアンケート調査結果をみると、施策実施時期を前後に、「新たに働き出した」、「長時間働き出した」、「求職中である」者の割合が多いことが分かります。本市が取り組んできた就学前施設の受入れ拡大施策と「幼児教育・保育の無償化」施策によって、実際に子どもを預けることができたことが就労状況に大きな変化をもたらしている要因と考えられます。



3. 第二期計画に向けた課題

守口市では、子育てにやさしいまちづくりを目指して、さまざまな子育て支援施策を実施してきました。その結果、守口市へ新たに転入する世帯が増加するなど、就学前人口や子育て世代である20歳台人口が増加しています。今後、市民に守口市へ定住してもらうためには、アンケート調査結果にもあったように、教育・保育サービスの充実、公園や道路の整備等による生活環境の改善や防災対策など災害に強いまちづくり、また、いつまでも守口で学びたい・学ばせたいと保護者が思う小・中学生の学力向上に向けた取組み強化など、総合的な子育て支援の充実を着実に進めていく必要があります。これからも、市として市民のニーズに的確に対応するなど子育てにやさしいまちづくりを目指します。



(第30回会議後修正)

## 第5章 計画の基本的な考え方



## 1. 基本理念

### 子どもの豊かな成長を ともに支えはぐくむまち 守口

守口市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、家庭、地域、事業者、行政が協働して**すべて**の子育て**家庭**へ温かいエールを送ってきました。

これからも守口市のすべての子どもたちの豊かな成長を支え、このまちで生まれ育ったことに誇りを持ち、このまちで家庭を持ち、子どもを育てたいと**思っ**てもらえるようなまちづくりを目指していくため、本計画では第一期計画の基本理念を踏襲することとし、**引**き**続**き、**子育て家庭**に**やさしい**まちづくりを目指します。

## 2. 基本的な視点と重点方針

### (1) 基本的な視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野において、子育ての意義についての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、以下の6つの視点から総合的に子ども・子育て支援施策を推進します。

#### ①**主権としての**子どもの視点

日本が平成6年（1994年）に批准した子どもの権利条約では、子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、すべての子どもは「生きる権利」や「育つ権利」を有しており、子どもに関わることが行われる際にはその子どもにとって最善の利益が実現されるよう取り組むとともに、子ども自身が自由に自分の意見を表明することができる権利を有していると定められています。

一人ひとりの子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、生きている喜びや充実感が得られるような経験を積み重ねることによって、子どもの自尊感情を育み、豊かな学びと成長へ**繋がる**よう、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重し、子どもの視点に立った取組みを推進します。

#### ②**次代を担う人材を育成する**視点

子どもは次代の親であり、これからの社会を支えていく人材であることを踏まえ、子どもが自然とのふれあいや**他者**との多様なかかわりの中で、豊かな人間性とたくましく「生きる力」を養うとともに、生涯にわたる学習の基礎をつくる力を培うための支援が重要です。

子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況等にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供することは大人世代の責任であるという認識の下、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

### ③子育て家庭の負担感を解消する視点

自身が親になるまで、乳幼児と接した経験がほとんどなく、子育てについて不安を抱いている保護者や、身近なところで子育てについての悩みを相談する相手が少なく、孤立してしまう保護者もみられます。専門的な知識や技術、豊富な経験を持つ人材を確保し、相談機能を充実することで、子育てに関する不安や子育ての孤立の解消を図り、子育てを通じて親自身も成長し、子育ての責任を果たしつつ、子どもの成長・発達を実感できるよう取組みを進めます。

また、近年、子どもの養育にかかる費用など将来に向けた経済的負担が子どもを産み育てることを躊躇させている背景があること等も踏まえ、子育て家庭に向けた様々な経済的支援を実施することで、子どもとの生活に安らぎや夢を持ち続けることができるよう取組みを進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを中心に、子育て家庭に寄り添った妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組みます。

### ④地域社会全体で支援する視点

子どもは「社会の宝」であり、「未来への希望」です。子育ての第一義的な責任は保護者にあるものの、地域の中で多くの大人たちに見守られて育つことは、子どもの社会性の発達や他者との温かい人間関係を築くための土台となります。

子どもと子育て家庭への支援は広く社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割を認識し、協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

また、特に支援が必要な子どもと家庭に対しては、子どもの権利を擁護する観点からさまざまな地域資源を活用し、重層的なセーフティーネットを確保する取組みを推進します。

### ⑤子ども・子育て支援の量的拡充に加え質的の向上の視点

子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度以降、本市が国に先駆けて実施した幼児教育・保育の無償化施策も相まって、保育の利用ニーズは確実に増大しており、利用者が安心してサービスを利用できる環境を整えるため、新たな保育施設の開設など大幅な利用定員拡充に努めてきました。今後も引き続き、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様なサービスを提供します。また、子どもに携わる人材の確保や資質向上、教育・保育環境の整備など、子どもが豊かに育つ環境を整えるため、様々な角度から質の向上に向けた取組みを推進します。

### ⑥ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現の視点

近年、女性の就労率は年々上昇しており、子育て期間中も継続して就労する女性が増えています。また、国においても、長時間労働の是正やそれぞれの事情に応じて労働者が多様で柔軟な働き方を選択できるような社会を実現するため働き方改革を推進しています。

就労を希望する男女がともに、仕事と家庭生活の両方を充実させることができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みを推進します。

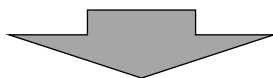
## (2) 重点方針

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は子どもの教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、さまざまなニーズを有する子育て家庭に対して支援を行っていきます。

一方で、子ども・子育て支援は、単に保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える視点や発想が大事です。そして、親としても成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

守口市では、すべての子どもと子育て家庭への支援として、次の5つの重点方針により、計画的かつ総合的に取組みを進めます。

- ① 妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を行います。また、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者への学びの支援を行います。さらに、子どもの健やかな育ちを保障するうえでの家庭内等における課題にも対応するため、今まで以上にきめ細やかで各家庭に寄り添った指導・支援の充実に努めます。
- ② 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっていること等を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うなど、在宅での子育て家庭をはじめ、すべての子育て家庭を支援します。また、子どもの健康で健全な育ちを支えるとともに子育て世代がこの地で安心して子どもを産み育てることができるよう、市民の理解を大きな前提として、子育てに要する経済的な負担の緩和についても常に先導的に充実に図れるよう取り組みます。
- ③ 保育が必要な世帯のための保育の受け皿を引き続き確保するとともに、ニーズの強い病児保育などの個々の家庭だけでは対処しにくいような子育て支援事業の充実に努めることで、仕事と家庭の両立を支援します。また、すべての子育て家庭が安心して子育てできるよう、その不安解消等に向けた在宅子育て家庭への支援にも取り組みます。
- ④ 就学前の子どもに対する教育・保育の提供は高い公共性を有することを踏まえ、保育人材確保・育成等をはじめとした安定的かつ質の高い教育・保育の提供を図るため民間の教育・保育関係者とともに必要な施策の推進を図ります。また、公立施設にあつては、少数ニーズ等公立施設でなければ提供が困難なサービスも含めセーフティネットとしての機能と地域子育て支援に関する機能を強化します。
- ⑤ すべての家庭及び子どもを対象に、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えます。また、すべての子ども・子育て支援の実施にあたっては、行政だけでなく、地域社会をはじめとした社会全体で取り組みます。



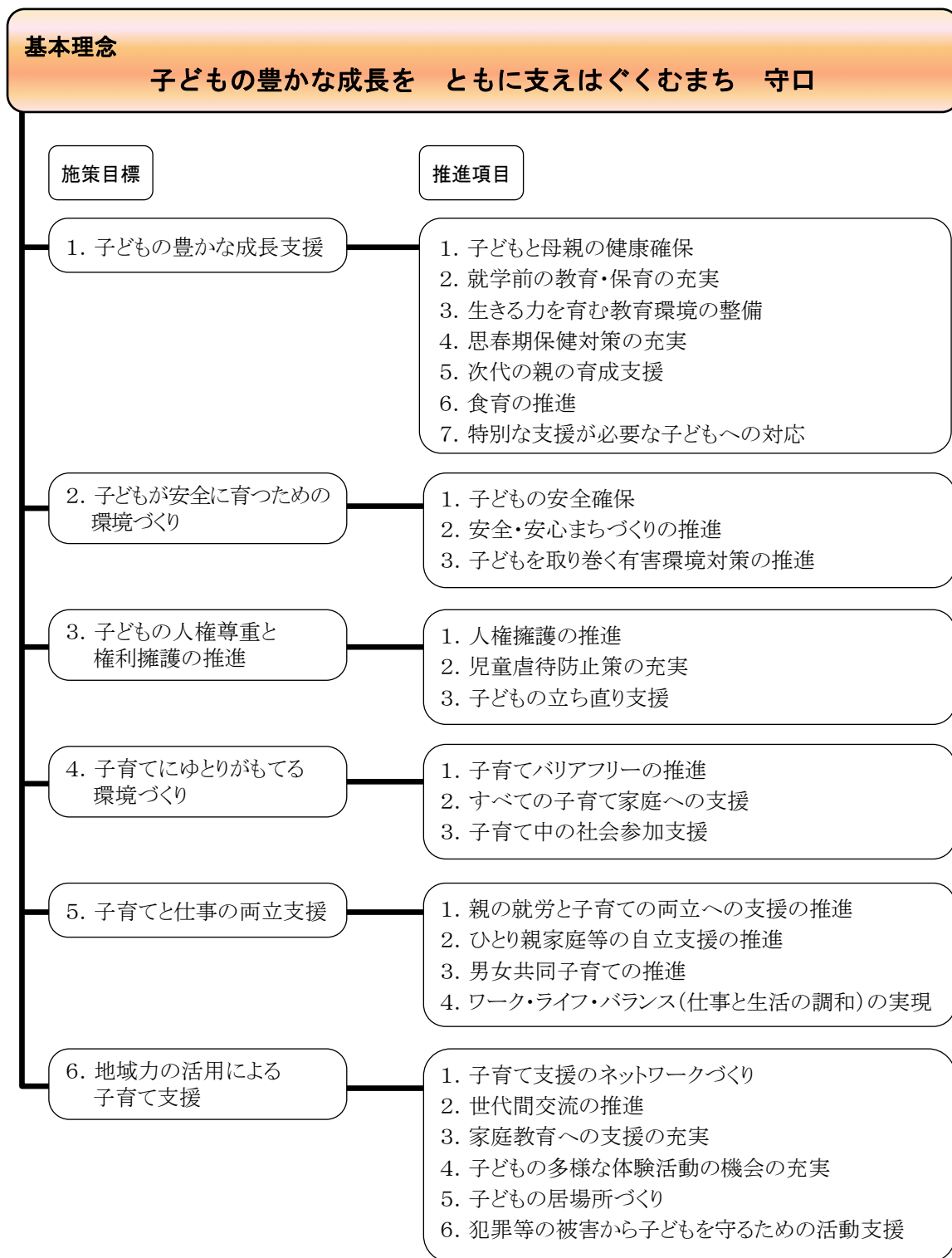
「子育て家庭へやさしいまちづくり」でまちの活力と定住を促進

### 3. 計画の体系

基本理念の実現に向け、6つの施策目標を設定し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の枠組みの確立を目指します。また、6つの施策目標をさらに推進項目として整理し、その内容に沿った事業・取組みについて、内容や今後の展開を示します。

第二期計画における体系図は次のとおりです。

【第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の体系】





## 第6章 施策目標別の展開



【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策 No. 17 学校教育への円滑な接続に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、保育所、幼稚園において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう…（省略）</li> </ul> <p>【対象者】 <input checked="" type="checkbox"/>乳 <input checked="" type="checkbox"/>幼 <input checked="" type="checkbox"/>小（市立小学校等に通う児童）  <input checked="" type="checkbox"/>中（市立中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校等」という。）に通う生徒）</p>	<p>【担当課】 こども施設課</p>

内容・今後の展開ごとの対象者を下記の9種類の アイコン と3種類の アイコン で表記しています。

アイコン は対象者区分を示しています。

- 乳…0歳から2歳までの乳幼児
- 幼…3歳から就学前までの幼児
- 小…6歳から11歳までの小学生（義務教育学校前期課程に通う児童も含まれます）
- 中…12歳から14歳までの中学生（義務教育学校後期課程に通う生徒も含まれます）
- 高…15歳から17歳までの子ども
- 未…18歳から19歳までの未成年
- 妊…妊婦
- 対…対象を限定しないもの（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）
- 他…上記8種類の対象以外のもの（詳しい対象者を記載しています。）

アイコンは対象者の詳細を示しています。

- 本…本人が対象  
 （例）乳本……0歳から2歳までの乳幼児本人が対象
- 保…保護者が対象  
乳保……0歳から2歳までの乳幼児の保護者が対象
- 配…配偶者が対象  
妊配……妊婦本人とその配偶者が対象

（注）【見本】の対象者欄を見ると、小のようにアイコンの色が反転しているものがあります。これは対象者区分をさらに細かく区分していることを示しています。例えば、【見本】の「学校教育への円滑な接続に向けた取組み」は、6歳から11歳までの小学生のうち市立小学校等に通う児童を限定対象とするため6歳から11歳までの小学生を示す小ではなく、小と表記し、内容・今後の展開欄で、アイコン小の横に詳しい対象者を説明しています。

## 第6章 施策目標別の展開

### 施策目標1. 子どもの豊かな成長支援

小児医療や妊婦・乳幼児健診、保健指導の充実等を通じて、子どもと母親の健康を守るとともに、育児不安の軽減を図ります。

就学前の教育・保育環境の充実を図るとともに、**小・中学校等**における教育環境を整備し学力や体力の向上に向けた取組みを進めます。

障がいのある子どもが、より豊かに育ち、学ぶことができるよう、支援体制の充実と教育・保育の環境整備に努めるとともに、保護者への支援に取り組みます。

また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期発見と成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図り、関係機関との連携を強化します。

施策目標	推進項目
子どもの豊かな成長支援	1. 子どもと母親の健康確保 2. 就学前の教育・保育の充実 3. 生きる力を育む教育環境の整備 4. 思春期保健対策の充実 5. 次代の親の育成支援 6. 食育の推進 7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

#### ・推進項目1. 子どもと母親の健康確保

子どもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期**把握**や保護者への育児不安の軽減等に努めるとともに、不妊治療や出産、子どもの医療に係る助成を行います。

##### 【関連事業等の概要】

施策 No.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である子育て世代包括支援センター「あえる」では、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。 ■ 妊娠の届出にあわせて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、出産後も子育てに関する様々な不安や疑問などの相談に応じます。 <b>【対象者】</b> 乳④⑤ 幼④⑤ <b>数値目標</b> 妊娠届出数に対する妊婦の面接割合 <b>現状値 (H30) : 未把握 → 目標値 (R6) : 100%</b>	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター
施策 No.2 保健指導の充実	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等、出産前から関わりを深め、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導を実施します。</li> <li>■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。</li> <li>■ 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 妊④ 乳④⑤ 幼④⑤</p>	
<p>施策 No. 3 妊婦に対する健康診査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 妊婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、妊婦に対する健康診査を実施します。なお、妊婦健診の受診券は、子育て世代包括支援センターで母子健康手帳を交付する機会等に合わせて交付することで、受診率の向上に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 妊④</p> <p><b>数値目標</b> 妊婦健診の受診率（妊婦健診受診券1枚目の使用率）  <b>現状値（H30）：97.1% ⇒ 目標値（R6）：100%</b></p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
<p>施策 No. 4 両親教室の開催</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出産前から子育て準備期間と位置づけ、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会<sup>の場</sup>である両親教室を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。</li> <li>■ 両親教室の場を活用し、男性の育児参加の大切さを啓発します。</li> </ul> <p>【対象者】 妊④⑤</p> <p><b>数値目標</b> 男性の両親教室への参加者数  <b>現状値（H30）：93人 ⇒ 目標値（R6）：100人</b></p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 5 乳幼児に対する健康診査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市内全乳幼児の健康診査を実施し、<b>健やかな発育と疾病予防のため栄養や口腔衛生等生活面についての助言を集団や個別で行うとともに</b>、疾病の早期発見、運動発達や精神発達等について<b>聴き取りやスクリーニングを行い</b>、支援が必要な子どもとその保護者がいる場合、関係機関へ情報提供し、適切な対応を行います。また健診時には、「養育状況」の問診も行っており、養育面について必要な助言を行うほか、虐待の予防・早期発見にも努めます。</li> <li>■ 乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。</li> <li>■ 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p> <p><b>数値目標</b> 4か月児健診の受診率  <b>現状値（H30）：98.5% ⇒ 目標値（R6）：99.0%</b></p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>

第6章 施策目標別の展開

<p><b>1歳6か月児健診の受診率</b>                  現状値（H30）：93.0% ⇒ 目標値（R6）：96.0%</p> <p><b>2歳児歯科健診の受診率</b>                  現状値（H30）：88.5% ⇒ 目標値（R6）：94.0%</p> <p><b>3歳6か月児健診の受診率</b>                  現状値（H30）：87.3% ⇒ 目標値（R6）：94.0%</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児健診の未受診<b>世帯</b>については、健診の再案内や家庭訪問などで乳幼児やその保護者の状況把握に努めます。また、関係各課と連携・協力し、未受診世帯への適切なフォローを実施します。</li> <li>従来の乳幼児健診では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に<b>把握</b>し、その発達上の特性の理解と支援を行い、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えるために、すこやか5歳児事業（巡回支援事業）を実施しています。事前アンケートによるアセスメントを行ったうえで、臨床心理士等の専門スタッフが園（所）へ巡回訪問し、集団生活の観察や<b>保育教諭等</b>への聞き取りなどを行い、専門スタッフと在籍先の園（所）の<b>保育教諭等</b>が協力し、継続的に保護者と子どもを支援します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>乳</b>④⑤ <b>幼</b>④⑤</p>	<p>【担当課】                  子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 6 乳児家庭全戸訪問指導</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生後4か月までの乳児<b>がいる家庭</b>を対象に、訪問員が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。</li> <li>保健指導が必要な産婦および新生児（出生後28日以内の乳児）<b>がいる家庭</b>に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係の中で育児が行なえるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。</li> <li>出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる生後5<b>か</b>月未満の乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施しています。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるよう環境整備に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>乳</b>④⑤</p> <p><b>数値目標</b> 乳児家庭全戸訪問実施による状況把握割合                  現状値（H30）：92% ⇒ 目標値（R6）：95%</p>	<p>【担当課】                  子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 7 小児医療に関する情報の提供</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの健康確保に向け、かかりつけ医の重要性を啓発するとともに、<b>医療機関</b>の<b>かかり方</b>についても周知を図ります。</li> <li>広報や市ホームページ等のあらゆる媒体を活用し、休日・夜間等の救急医療体制や小児救急電話相談等の情報<b>を</b>積極的に提供するとともに、周知に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>対</b> 主に子どもの保護者が対象</p>	<p>【担当課】                  健康推進課</p>

<b>施策 No. 8 予防接種の知識の普及</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 予防接種手帳の活用をすすめ、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦ 主に子どもの保護者が対象</p> <p><b>数値目標</b> 麻しん・風疹予防接種1期の接種率                  現状値（H30）：97.0% ⇒ 目標値（R6）：95%以上</p> <p>麻しん・風疹予防接種2期の接種率                  現状値（H30）：92.0% ⇒ 目標値（R6）：95%以上</p> <p>（注）厚生労働省通知の「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、市町村単位で第1期・第2期の接種率を95%以上にすることが目標と定められています。</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
<b>施策 No. 9 不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成します。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦（妊娠を望む夫婦（助成対象に制限があります））</p>	<p>【担当課】 健康推進課</p>
<b>施策 No. 10 助産制度による分娩費の支援</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給します。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>
<b>施策 No. 11 出産育児一時金</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週以上の死産・流産を含む）に、その世帯主に対して一時金を支給します。</li> </ul> <p>※他の健康保険に加入している方は、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。</p> <p>【対象者】 ㊦（守口市国民健康保険加入者）</p>	<p>【担当課】 保険課</p>
<b>施策 No. 12 子どもに関する医療費助成制度</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 0歳から中学校卒業まで（出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦ ㊦ ㊦ ㊦</p>	<p>【担当課】 子育て支援課</p>

第6章 施策目標別の展開

・推進項目2. 就学前の教育・保育の充実

家庭や地域、教育・保育施設等がそれぞれの教育・保育機能を高め、互いに連携することで、子どもたちの豊かな育ちと学びを支える取組みを推進します。また、平成29年3月に改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、市内教育・保育施設では、日々の生活や遊びを通じた活動のなかで子どもの「生きる力」を育む教育・保育を実施します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 13 乳幼児の教育・保育	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、また、子どもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むとともに、家庭と連携し、自己や他者への信頼感を育てます。</li> <li>■ 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質・能力を育みます。</li> <li>■ 教育・保育の質の確保、維持、向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、子どもが人、もの、自然等の身近な環境に豊かに関わりあえるよう努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>Ⓞ</sup> 幼<sup>Ⓞ</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 14 世代間交流	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、子どもが地域の文化・伝統の伝承及び季節の行事をとおして人と関わる力を培えるよう、異なる世代や地域の人との交流に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>Ⓞ</sup> 幼<sup>Ⓞ</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 15 保育教諭等の資質・能力の向上	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の資質及び技術の取得や維持向上を図るための研修また子どもの人権尊重等の専門性を高める研修を推進し人材育成に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 他 (保育教諭、幼稚園教諭、保育士)</p> <p>数値目標 市主催の研修に参加する施設の割合</p> <p style="text-align: center;">現状値 (H30) : 41% ⇒ 目標値 (R6) : 87%</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>



<p>施策 No. 16 <b>配慮が必要な</b>乳幼児への支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な子どもに対してインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④ 幼④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、<b>特別な支援、援助や配慮の必要な</b>乳幼児の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等に対して、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師またはリーディングスタッフ等による巡回相談や研修等を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 他④ (対象施設の保育教諭等)</p> <p><b>数値目標</b> 巡回相談の回数</p> <p><b>現状値 (H30) : 50回 ⇒ 目標値 (R6) : 50回</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p> <hr/> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 17 学校教育への円滑な接続に向けた取組み</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、<b>幼稚園および保育所</b>において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、保育<b>教諭等</b>と小学校教諭が連携し、互いの理解を深める交流、<b>問題の解決</b>に努めます。</li> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業および市立<b>小学校等</b>において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を実施<b>します。</b></li> <li><b>子どもが人と関わる力を培うための異年齢交流を乳幼児の時期から積み重ねていく大切さを推奨します。市立小・中学校等では、家庭科の授業で作成した絵本の読み聞かせや手作りおもちゃ遊び等を通して、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等の児童との交流を深めます。</b></li> </ul> <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④ (市立小学校等に通う児童)</p> <p><b>中④ (市立中学校及び義務教育学校後期課程 (以下「中学校等」という。)に通う生徒)</b></p> <p><b>数値目標</b> 認定こども園と小学校等の交流回数 (認定こども園1園あたり)</p> <p><b>現状値 (H30) : 3.6回 ⇒ 目標値 (R6) : 5回</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p> <hr/> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 18 就学前相談</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園および保育所において、在園児に限らず乳幼児の保護者を対象に子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④ 幼④</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

第6章 施策目標別の展開

<p>施策 No. 19 子育てに関する講習等の実施</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援拠点施設等において、季節・伝統文化の行事の実施、講師を招いた子どもの発達や栄養等に関する講習を実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup></p> <p>数値目標 地域子育て支援拠点施設で実施した子育てに関する講習会の開催回数 現状値（H30）：104回 ⇒ 目標値（R6）：116回</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 20 子育て便り等の発行</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定子ども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安の軽減に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>子ども施設課</p>
<p>施策 No. 21 教育・保育施設の耐震化</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心な教育・保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 他<sup>㊟</sup>（市内の教育・保育施設）</p> <p>数値目標 教育・保育施設の耐震化率 現状値（H30）：91% ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>子ども施設課</p>

・推進項目3. 生きる力を育む教育環境の整備

健康と体力の増進に努めるとともに、基礎・基本の学力を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養うことで子どもの「生きる力」の育成を図ります。また、不登校等に悩む小中学生や保護者に対する教育相談等を実施します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 22 学力の向上</p>											
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小<sup>㊟</sup>（市立小学校等に通う児童） 中<sup>㊟</sup>（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>数値目標 全国平均値との差（全国平均値を1とした場合の本市の値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校等</td> <td>国語 0.923</td> <td rowspan="4">小・中学校等の各教科 それぞれで1以上</td> </tr> <tr> <td>算数 0.945</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校等</td> <td>国語 0.977</td> </tr> <tr> <td>算数 0.952</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（H30）		目標値（R6）	小学校等	国語 0.923	小・中学校等の各教科 それぞれで1以上	算数 0.945	中学校等	国語 0.977	算数 0.952	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
現状値（H30）		目標値（R6）									
小学校等	国語 0.923	小・中学校等の各教科 それぞれで1以上									
	算数 0.945										
中学校等	国語 0.977										
	算数 0.952										

施策 No. 23 体力の向上									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進および体力の向上に係る取組みを進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p>数値目標 全国平均値との差（全国平均値を1とした場合の本市の値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校等</td> <td>0.973</td> <td rowspan="2">小・中学校等 それぞれで1以上</td> </tr> <tr> <td>中学校等</td> <td>0.963</td> </tr> </tbody> </table>	現状値（H30）		目標値（R6）	小学校等	0.973	小・中学校等 それぞれで1以上	中学校等	0.963	【担当課】 学校教育課
現状値（H30）		目標値（R6）							
小学校等	0.973	小・中学校等 それぞれで1以上							
中学校等	0.963								
施策 No. 24 心の教育の充実									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等では、指導方法の工夫を図りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	【担当課】 学校教育課								
施策 No. 25 小・中一貫教育の推進									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	【担当課】 学校教育課								
施策 No. 26 進路先訪問									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小学校等では、6年生を対象に、進学する中学校等を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、子どもが中学校等での生活の見通しを持てるよう取り組みます。</li> <li>市立中学校等では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学意欲を高めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等の6年生） 中④（市立中学校等の3年生）</p>	【担当課】 学校教育課								
施策 No. 27 職場体験学習									
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校等では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日に亘る職場体験学習を実施し、その後、子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、様々な仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。</li> </ul> <p>【対象者】 中④（市立中学校等の2年生）</p>	【担当課】 学校教育課								

## 第6章 施策目標別の展開

施策 No. 28 自然体験学習	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立小・中学校等に通う子どもが自然に触れる機会をもち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 29 福祉体験	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 車いすを使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童） 中④（市立中学校等に通う生徒）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 30 障がいのある人との交流	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定子ども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において障がいのある人との交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 幼④（幼児のうち認定子ども園に通う園児）</p>	<p>【担当課】</p> <p>子ども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市立小学校等において、障がいのある人と花の苗を植える活動や運動会のダンスを披露しあう等の交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④（市立小学校等に通う児童）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 31 図書環境の充実と読み聞かせ	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第2次守口市子ども読書活動推進計画（令和2年度から）に基づき、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。また、守口市立図書館はもとより、守口文化センター内などの市内図書室についても、市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④ 幼④ 小④ 中④</p> <p><b>数値目標</b> 子ども読書活動推進事業の年間開催回数  <b>現状値（H30）：72回 ⇒ 目標値（R6）：100回</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定子ども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努めるとともに、職員をはじめ、地域サークルや中学生による絵本などの読み聞かせを推奨します。</li> <li>■ 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定子ども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、園庭開放などの機会に未就園児にも絵本の貸出しを行う</li> </ul>	<p>【担当課】</p> <p>子ども施設課</p>

<p>など、親子で一緒に絵本を読むことを推奨します。</p> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市立小・中学校等において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。</li> <li>■ 市立小学校等において、学校司書やボランティアによる読み聞かせのほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。</li> </ul> <p>【対象者】 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 32 ブックスタート事業</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4か月児健診の実施時に絵本を進呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳から絵本を通じて、「親子のふれあい」を深めるきっかけづくりを促進します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④⑤</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>施策 No. 33 学校運営協議会</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環境の充実に図ります。</li> <li>■ 地域住民が授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援を行うため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 34 校内相談窓口の活用</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ すべての児童・生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見に繋がります。また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 35 教職員の資質・能力の向上</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市立小・中学校等の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等の教職員)</p> <p>数値目標 教職員の研修受講率 (全教職員に対する研修受講割合)</p> <p>現状値 (H30) : 135% ⇒ 目標値 (R6) : 150% (1人当たり1.5回)</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>

第6章 施策目標別の展開

<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体罰、セクシュアル・ハラスメントなど子どもの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校等において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 他 (市立小・中学校等の教職員)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
---	---------------------------

施策 No. 36 教育相談事業・適応指導教室	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校等に通う子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。</li> <li>子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を市立小・中学校等へ派遣し、通学児童・生徒へのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。</li> <li>学生フレンド（学生ボランティア）が、市立小・中学校等に通う子どもの不登校の家庭へ訪問するなどし、話し相手・相談相手となって、学校復帰に向けた支援を行います。</li> <li>不登校で悩む市立小・中学校等に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、学校復帰への支援を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 小④⑤ 中④⑤ 他 (市立小・中学校等の教職員)</p> <p><b>数値目標</b> 小学校等における不登校の減少（千人率）          現状値（H30）：5.6 ⇒ 目標値（R6）：5.0</p> <p>中学校等における不登校の減少（千人率）          現状値（H30）：39.4 ⇒ 目標値（R6）：36.4</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>

施策 No. 37 就学援助費	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的な理由により就学困難な市立小・中学校等に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。</li> </ul> <p>【対象者】 小④⑤⑥ 中④⑤⑥</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

・推進項目4. 思春期保健対策の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに明るく活力ある生活を営むために、自らの健康や性、心の問題等について考える機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 38 「薬物乱用防止教室」の開催等	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催します。</li> <li>市立小・中学校等の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康</li> </ul>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>



<p>に与える影響についても、引き続き周知、啓発します。</p> <p>【対象者】 <b>小</b>Ⓞ (市立小学校等に通う児童) <b>中</b>Ⓞ (市立中学校等に通う生徒)</p> <p><b>数値目標</b> 市立小・中学校等において薬物乱用防止について取り扱った学校数</p> <p>現状値 (H30) : 21校 ⇒ 目標値 (R6) : 21校</p>	
<p>施策 No. 39 「非行防止・犯罪防止教室」の開催等</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止・犯罪防止教室」を開催します。また、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b>Ⓞ (市立小学校等に通う児童) <b>中</b>Ⓞ (市立中学校等に通う生徒)</p> <p><b>数値目標</b> 市立小・中学校等において非行防止について取り扱った学校数</p> <p>現状値 (H30) : 21校 ⇒ 目標値 (R6) : 21校</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 40 性に関する学習</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組みます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b>Ⓞ (市立小学校等に通う児童) <b>中</b>Ⓞ (市立中学校等に通う生徒)</p> <p><b>数値目標</b> 市立小・中学校等において性に関して授業で取り扱った学校数</p> <p>現状値 (H30) : 21校 ⇒ 目標値 (R6) : 21校</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

・推進項目5. 次代の親の育成支援

次代の親となる子どもたちに配偶者と共同して家庭を築き、子育てに希望がもてるよう、必要な経験、知識を得る機会を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 41 男女平等教育の推進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育を推進します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b>Ⓞ (市立小学校等に通う児童) <b>中</b>Ⓞ (市立中学校等に通う生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 42 乳幼児とのふれあい体験</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校等では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園および保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを生き育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>中</b>Ⓞ (市立中学校等に通う生徒)</p> <p><b>数値目標</b> 乳幼児とのふれあい体験を実施した学校数</p> <p>現状値 (H30) : 8校 ⇒ 目標値 (R6) : 8校</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

## 第6章 施策目標別の展開

### ・推進項目6. 食育の推進

食生活は生涯にわたる健康の基礎となることから、食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指します。

#### 【関連事業等の概要】

施策 No. 43 妊婦及び乳幼児への食生活指導	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。 ■ 離乳食講習会や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。 【対象者】 妊 <sup>④</sup> 乳 <sup>④</sup> 幼 <sup>④</sup> 数値目標 離乳食講習会の参加者数 現状値 (H30) : 197人 ⇒ 目標値 (R6) : 200人 離乳食及び栄養相談の件数 現状値 (H30) : 33件 ⇒ 目標値 (R6) : 40件	【担当課】 子育て世代包括支援センター
施策 No. 44 就学前における食育	
【内容・今後の展開】 ■ 認定子ども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。 【対象者】 乳 <sup>④</sup> 幼 <sup>④</sup>	【担当課】 子ども施設課
施策 No. 45 小・中学校等における食育	
【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。 ■ 市立小・中学校等では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。 ■ 市立小学校等では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。 【対象者】 小 <sup>④</sup> (市立小学校等に通う児童) 中 <sup>④</sup> (市立中学校等に通う生徒)	【担当課】 学校教育課

### ・推進項目7. 特別な支援が必要な子どもへの対応

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが自分らしく主体的に生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の各専門機関が連携しながら、学校、地域においてともに学ぶ機会を充実します。また、教育・保育において特別な支援や配慮を必要とする子どもに対し、成長段階に応じた適切な対応が可能となるよう、臨床心理士等による高い専門性を確保した総合的な支援体制の整備を図ります。

#### 【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.5 乳幼児に対する健康診査
再掲 施策 NO.16 配慮が必要な乳幼児への支援



<p>施策 No. 46 <b>障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援</b></p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ わかくさ・わかすぎ園では、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、療育支援施設の役割について、さらなる啓発に努めます。</li> <li>■ わかくさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の<b>障がい児や特別な配慮が必要な子ども</b>への支援を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>④</sup> 幼<sup>④</sup> 小<sup>④</sup> 中<sup>④</sup> 高<sup>④</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課 (わかくさ・わかすぎ園)</p>
<p>施策 No. 47 就学指導</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市立<b>小学校等</b>への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 幼<sup>④</sup> (市立<b>小学校等</b>へ入学予定の5歳児)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
<p>施策 No. 48 特別児童扶養手当</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 精神または身体に障がいをもつ 20 歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>④</sup> 幼<sup>④</sup> 小<sup>④</sup> 中<sup>④</sup> 高<sup>④</sup> 未<sup>④</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>
<p>施策 No. 49 障害児福祉手当</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 重度障がい児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がいをもつため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の 20 歳未満の者に手当を支給します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>④</sup> 幼<sup>④</sup> 小<sup>④</sup> 中<sup>④</sup> 高<sup>④</sup> 未<sup>④</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>障がい福祉課</p>
<p>施策 No. 50 障がい福祉サービス等</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主に小学生以上を対象に障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援事業（ガイドヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援します。</li> <li>■ 放課後等デイサービスの充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。</li> </ul> <p>【対象者】 小<sup>④</sup> 中<sup>④</sup> 高<sup>④</sup></p> <p><b>数値目標</b> 放課後デイサービスの延べ利用者数</p> <p>現状値 (H30) : 3,062 人 ⇒ 目標値 (R6) : 4,200 人</p>	<p>【担当課】</p> <p>障がい福祉課</p>

## 第6章 施策目標別の展開

### 施策目標2. 子どもが安全に育つための環境づくり

子どもを交通事故や不慮の事故、犯罪被害から守るため、安全を確保するための知識や防犯意識の啓発、警察等の関係機関や地域の各種団体との連携強化を図り、子どもが安全に育ちつづきを**進めます**。

施策目標	推進項目
子どもが安全に育つための環境づくり	1. 子どもの安全確保 2. 安全・安心まちづくりの推進 3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

#### ・推進項目1. 子どもの安全確保

子どもたちが家庭や地域において安全に過ごすことができるよう、**交通安全教室を実施するとともに**、不慮の事故が発生した時に役立つ知識の普及に**努めます**。また、教育・保育施設の耐震化を図るとともに、公園での安全が確保されるよう努めます。

#### 【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.2 保健指導の充実	
施策 No.51 交通安全教室等の実施	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園および保育所に通う児童に対し、安全な歩行の指導を行います。</li> <li>地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園<b>および</b>保育所が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>幼</b>④</p>	<p>【担当課】 こども施設課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察の協力を得て、市立<b>小学校等</b>に通う1年生に対し、安全な歩行の指導を行います。</li> <li>市立<b>小学校等</b>に通う3・4年生に対し、安全な自転車の乗り方の指導を行います。</li> <li>地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、市立<b>小・中学校等</b>が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b>④（市立小学校等に通う児童） <b>中</b>④（市立中学校等に通う生徒）</p> <p><b>数値目標</b> 市内の子ども（15歳以下かつ中学生以下）の交通事故発生件数 現状値（H30）：14件 ⇒ 目標値（R6）：14件</p>	<p>【担当課】 保健給食課</p>
再掲 施策 NO.21 教育・保育施設の耐震化	
施策 No.52 安心して遊べる魅力的な公園づくり	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。</li> <li>子どもたちがのびのびと遊べるような特色を持たせた公園計画を検討し、楽しく遊べる魅力的な公園づくりに取り組みます。</li> </ul>	<p>【担当課】 公園課</p>

【対象者】 他 (市内の公園)	
数値目標 公園施設長寿命化計画の達成率	
現状値 (H30) : 0% ⇒ 目標値 (R6) : 100%	

・推進項目2. 安全・安心まちづくりの推進

学校や地域が一体となって、子どもを犯罪等の被害から守り、安心して生活できる環境づくりに努めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 53 学校等での危機管理に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等および市立小・中学校等において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。</li> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等および市立小・中学校等において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施します。</li> <li>認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等および市立小・中学校等から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行います。また、保護者等へ大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳 幼 小 中 他 (対象施設の教職員)</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 54 子どもを守る防犯声かけパトロール	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P T Aおよび地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳 幼 小 中 高</p> <p>数値目標 防犯パトロール活動の年間実施回数</p> <p>現状値 (H30) : 14回 ⇒ 目標値 (R6) : 14回</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
施策 No. 55 防犯カメラの設置	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市立小・中学校等に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努め、児童・生徒の安心安全を確保します。</li> </ul> <p>【対象者】 対 (主に市立小・中学校等の児童・生徒)</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校管理課</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの犯罪を含めた地域の犯罪防止を目的に、市内の通学路を中心に1,000台の防犯カメラを設置しています。今後も引き続き、犯罪の抑止、安心感の向上に努め、子ども達を犯罪から守ります。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】</p> <p>危機管理室</p>

・推進項目3. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の健全な育成を阻害する環境または非行を誘発する行為を防止し、青少年の健全な育成に努めます。

第6章 施策目標別の展開

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 56 書店・コンビニ・商業施設等の立入調査</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成指導員連絡協議会の協力を得ながら大阪府政策企画部青少年・地域安全室と共同で、青少年の利用が多く、青少年の育成に大きく影響する書店・コンビニ・商業施設等への立入調査を実施し、書店・コンビニ等に対しては陳列や販売方法等の自主的措置を働きかけます。また商業施設等に対しては夜間の立入制限の状況を把握します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>他</b>（書店・コンビニ・商業施設等）</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
<p>施策 No. 57 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>SNS</b>等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年育成指導員が専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進します。</li> <li>地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b> <b>中</b> <b>高</b> <b>他</b>（青少年育成指導員）</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
<p>施策 No. 58 情報モラル教育の推進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>ICT</b>教育の導入や<b>SNS</b>等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施しています。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>他</b>（<b>市立小・中学校等</b>の教職員）</p>	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授業のなかで、子どもたち自身、スマートフォンや<b>SNS</b>等の使用について考える機会を設けるなど、子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう指導します。また、家庭における情報モラル教育の推進のため、入学説明会や<b>PTA</b>協議会等の機会を捉えて、保護者に向けてもフィルタリングの啓発を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b> <b>中</b>（<b>市立小学校等に通う児童</b>） <b>中</b> <b>高</b>（<b>市立中学校等に通う生徒</b>）</p> <p><b>数値目標</b> <b>情報モラル教育について授業等で取り扱った学校数</b></p> <p><b>現状値（H30）：21校 ⇒ 目標値（R6）：21校</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
	<p>【担当課】</p> <p>教育センター</p>
<p>施策 No. 59 青少年の非行防止活動への支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>青少年育成指導員が中心となって、「青少年の非行・被害防止強調月間」（7月）や「子ども・若者育成支援協調月間」（11月）に街頭啓発活動を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小</b> <b>中</b> <b>高</b></p> <p><b>数値目標</b> <b>夜間巡回の実施回数</b></p> <p><b>現状値（H30）：23回 ⇒ 目標値（R6）：25回</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>

**施策目標3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進**

学校等における人権教育やこころの教育を充実させ、いじめの防止や子どもの立ち直りへの支援に努めるとともに、市民への人権啓発および地域における人権学習の機会の充実を通じて、子どもの人権を守る高い意識をもつ社会の実現を目指します。また、子育てに関する相談・支援体制の充実に取り組み、児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を行うため関係機関と密接に連携**します。**

施策目標	推進項目
子どもの人権尊重と権利擁護の推進	1. 人権擁護の推進 2. 児童虐待防止策の充実 3. 子どもの立ち直り支援

・ **推進項目1. 人権擁護の推進**

人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組みます。また、認定こども園や学校等においても、幼児期からの人権教育の充実等を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 60 人権啓発に向けた取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。</li> <li>小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行います。</li> </ul> <p>【対象者】 ㉒</p> <p>数値目標 講演会への参加者数 現状値 (H30) : 373人 ⇒ 目標値 (R6) : 400人</p>	<p>【担当課】 人権室</p>
施策 No. 61 人権教育への取組み	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にする態度等を身につけることができるよう、認定こども園等で発達段階に応じた人権教育を充実<b>します。</b>また、市立<b>小・中学校等</b>に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立<b>小・中学校等</b>で人権教育を充実します。</li> <li>人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立認定こども園・学校の新入生に配布するとともに各教室に掲示します。また、市役所や<b>コミュニティセンター</b>等にも人権カレンダーを配置し、広く市民に届くよう<b>取</b>組みます。</li> <li>子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立<b>小・中学校等</b>の教職員に対する研修を実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 ㉑㉒ (市立認定こども園に通う幼児) ㉓㉔ (市立<b>小</b>等に通う児童) ㉕㉖ (市立<b>中</b>等に通う生徒) ㉗ (市立<b>小・中学校等</b>の教職員)</p>	<p>【担当課】 こども施設課</p> <p>【担当課】 学校教育課</p>

## 第6章 施策目標別の展開

<b>施策 No. 62 在日外国人児童生徒交流会</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立小・中学校等に通う在日外国人の子どもの交流会を設けることによって、多文化共生への理解を深めるとともに、当該児童・生徒のアイデンティティの育成を図ります。</li> </ul>	<b>【担当課】</b> 学校教育課
<b>【対象者】</b> 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)	
<b>施策 No. 63 自立援助通訳派遣</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>帰国、渡日の市立小・中学校等に通う子どもに対して、通訳を派遣します。</li> </ul>	<b>【担当課】</b> 学校教育課
<b>【対象者】</b> 小④ (市立小学校等に通う児童) 中④ (市立中学校等に通う生徒)	
<b>数値目標</b> 対象者に対する派遣割合 現状値 (H30) : 60% ⇒ 目標値 (R6) : 100%	
<b>・推進項目2. 児童虐待防止策の充実</b>	
児童虐待の未然防止を図るとともに、早期発見と早期対策を目的として、関係機関と密接に連携し、相談・訪問事業を充実します。また、子どもへの虐待は重大な人権侵害であるということ保護者をはじめ、広く市民に啓発し、地域全体で虐待を防止する環境づくりに努めます。	
<b>【関連事業等の概要】</b>	
<b>施策 No. 64 家庭児童相談</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。</li> </ul>	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター
<b>【対象者】</b> 乳④④ 幼④④ 小④④ 中④④ 高④④	
<b>施策 No. 65 守口市児童虐待防止地域協議会</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。</li> </ul>	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター
<b>【対象者】</b> 他 (関係各課や関係機関の職員)	
<b>数値目標</b> 守口市児童虐待防止地域協議会の年間開催回数 現状値 (H30) : 14回 ⇒ 目標値 (R6) : 12回以上 (月1回以上)	
<b>施策 No. 66 児童虐待防止相談</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>18歳までの子どもの虐待について、問題の解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザーや大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。</li> </ul>	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター
<b>【対象者】</b> 妊④ 乳④④ 幼④④ 小④④ 中④④ 高④④	



施策 No. 67 児童虐待早期発見のための研修会の実施	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保育教諭等や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めます。</li> <li>■ 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めます。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦（主に子どもの保護者が対象） ㊧（関係機関の職員）</p> <p><b>数値目標</b> 研修の参加者数</p> <p>現状値（H30）：155人 ⇒ 目標値（R6）：180人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p> <p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

再掲 施策 NO. 2 保健指導の充実

再掲 施策 NO. 5 乳幼児に対する健康診査

再掲 施策 NO. 6 乳児家庭全戸訪問指導

施策 No. 68 養育支援訪問事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。また、自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見するため、地域のさまざまな資源を活用していくことを検討し、家庭での安定した子どもの養育が可能となるように努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊦㊧㊨ ㊩㊪㊫ ㊬㊭㊮ ㊯㊰㊱ ㊲㊳㊴</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>

再掲 施策 NO. 60 人権啓発に向けた取組み

・ **推進項目3. 子どもの立ち直り支援**

不登校やいじめ等の悩みをもつ小・中学生により適切な対応ができるよう関係機関等が連携し、子どもの立ち直りのための支援を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 69 子どもサポート体制の充実	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 ㊬㊭ ㊮㊯</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>

再掲 施策 NO. 36 教育相談事業・適応指導教室

**施策目標4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり**

子育てに便利な施設・設備の普及など子育てを支援する都市基盤づくりに努めるとともに、子育てに役立つ情報発信や相談窓口の充実を図ることで子育てに対する不安の解消を図ります。また、在宅子育て家庭への支援策として認定こども園等での地域子育て支援事業を実施するとともに、外国人へのわかりやすい子育て情報の提供等に努めます。さらには、子育てに要する費用負担の軽減に努めるなど、ストレスを感じることなく、ゆとりをもって子育てに取り組める環境の充実を図ります。

施策目標	推進項目
子育てにゆとりがもてる環境づくり	1. 子育てバリアフリーの推進 2. すべての子育て家庭への支援 3. 子育て中の社会参加支援

・ **推進項目1. 子育てバリアフリーの推進**

道路や公共施設のバリアフリー化、子育てに便利な施設・設備の普及等、妊産婦や子ども、子育て家庭が気軽に外出できる環境の整備を目指します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No. 70 安全・快適な道路環境の整備</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。</li> <li>整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】 道路課</p>
<p>施策 No. 71 公共施設の子育てバリアフリーの推進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所庁舎の整備に当たっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p>	<p>【担当課】 総務部総務課</p>
<p>施策 No. 72 「赤ちゃんの駅」の推進</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳④⑤ 幼④⑤</p> <p><b>数値目標</b> 赤ちゃんの駅登録数（移動式赤ちゃんの駅貸し出し数を含む） 現状値（H30）：51か所 ⇒ 目標値（R6）：55か所</p>	<p>【担当課】 子育て世代包括支援センター</p>



## ・推進項目2. すべての子育て家庭への支援

すべての子育て家庭への支援として、子育て情報の発信や子育てに関する相談等を通して子育てへの不安の解消に努めるとともに、子連れの親子が安心して遊ぶことができる環境を整えます。また、子ども医療費の助成など子育てにかかる経済的な負担軽減にも努めます。

## 【関連事業等の概要】

施策 No. 73 地域子育て支援拠点事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊦</sup> 幼<sup>㊦</sup></p> <p>数値目標 地域子育て支援拠点事業の延べ利用者数</p> <p>現状値 (H30) : 26,137人 ⇒ 目標値 (R6) : 32,169人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 74 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業)	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域において育児の援助を受けたい人 (依頼会員) と行いたい人 (協力会員) が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。</li> <li>子育て中の保護者が講座等に気軽に参加できるよう、生後3か月から就学前までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを行います。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊦</sup> 幼<sup>㊦</sup> 小<sup>㊦</sup></p> <p>数値目標 依頼件数に対する実施割合</p> <p>現状値 (H30) : 100% ⇒ 目標値 (R6) : 100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
施策 No. 75 一時預かり事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園、幼稚園、保育所および小規模保育事業等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭やリフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊦</sup> 幼<sup>㊦</sup></p> <p>数値目標 一時預かり事業 (幼稚園型) の延べ利用者数</p> <p>現状値 (H30) : 68,785人 ⇒ 目標値 (R6) : 74,093人</p> <p>一時預かり事業 (一般型) の延べ利用者数</p> <p>現状値 (H30) : 1,090人 ⇒ 目標値 (R6) : 2,122人</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
施策 No. 76 休日保育事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊦</sup> 幼<sup>㊦</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>

第6章 施策目標別の展開

再掲 施策 NO.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
施策 No.77 子育て情報の周知	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 広報や市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。</li> <li>▪ 子育て世代包括支援センターが定期的に発行するリーフレット『0歳からの子育てつうしん「もりっこ」』は、乳幼児の子育てをしている保護者のニーズにあった内容・情報を掲載しており、より多くの家庭にリーフレットが届くように取り組みます。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup></p> <p><b>数値目標</b> 情報提供の媒体数  <b>現状値 (H30) : 6種類 ⇒ 目標値 (R6) : 9種類</b></p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語および韓国語で閲覧できるようになっています。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p>	<p>【担当課】</p> <p>広報広聴課</p>
施策 No.78 未就園児招待	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 未就園児とその保護者が身近で安心して交流できる場所として、認定こども園、幼稚園および保育所において、主任児童委員の協力を得て園庭開放や子育て相談等を実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO.18 就学前相談	
再掲 施策 NO.19 子育てに関する講習等の実施	
施策 No.79 児童手当	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から中学校卒業まで（出生の日から満15歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもを養育している人に対して、支給を行います。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup> 小<sup>㊟</sup> 中<sup>㊟</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>
施策 No.80 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>㊟</sup> 幼<sup>㊟</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO.10 助産制度による分娩費の支援	

再掲 施策 NO.11 出産育児一時金
再掲 施策 NO.12 子どもに関する医療費助成制度
再掲 施策 NO.52 安心して遊べる魅力的な公園づくり

・推進項目3. 子育て中の社会参加支援

子育て中の親が自分のための時間を確保し、地域活動や自己実現のための活動に参加できるよう保育サービスを充実します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO.74 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）	
再掲 施策 NO.75 一時預かり事業	
施策 No.81 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>Ⓞ</sup> 幼<sup>Ⓞ</sup></p> <p>数値目標 利用希望者に対する利用率</p> <p>現状値（H30）：未把握 ⇒ 目標値（R6）：100%</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て世代包括支援センター</p>

**施策目標5. 子育てと仕事の両立支援**

子育てと仕事の両立を支援するため、認定こども園、幼稚園および保育所などの教育・保育施設の特徴や特長を生かしながら、待機児童の解消に向けた**取組み**を進めます。また、働きながら子育てをしている人たちのニーズに応えるため、病児・病後児保育などの多様な保育サービスの充実を図ります。さらに、現在、すべての**小学校等**で実施している放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）についても引き続き取り組んでいきます。

ひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援、子どもの認定こども園等への優先的な入所、子育て短期支援事業の**実施など**、ひとり親家庭の自立と子どもの健やかな成長のために必要な事業の推進に努めます。

また、**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を通して、男女がともに子育てをする意識の啓発に努めます。**その際には、市民だけでなく、事業者へも啓発等を行い、育児休業の取得促進、労働時間の短縮、テレワークの導入など子育て世代の働き方の改善を促進し、就労中または就労を希望する保護者が子どもと過ごす豊かな時間を確保できる環境整備を目指します。

施策目標	推進項目
子育てと仕事の両立支援	1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進 2. ひとり親家庭等の自立支援の推進 3. 男女共同子育ての推進 4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

**・推進項目1. 親の就労と子育ての両立への支援の推進**

就労形態の多様化に伴う保護者の様々な保育需要の変化に対応したサービスを充実することで、親が安心して就労と子育ての両立ができる保育環境を整えます。

**【関連事業等の概要】**

施策 No. 82 幼児教育・保育の無償化	
【内容・今後の展開】 ■ <b>平成29年4月から、世帯の所得等に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育所・幼稚園および小規模保育事業等の利用者負担額の無償化を実施しています（子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得等に関係なく月額25,700円を上限に無償化）。</b> また、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の利用料についても世帯の所得状況等によって無償化の対象となっています。	【担当課】 こども <b>政策課</b>
【対象者】 <b>乳</b> ④ <b>幼</b> ④	
施策 No. 83 待機児童の解消	
【内容・今後の展開】 ■ 保育需要に対応するため、保育の受け皿拡大に努めるとともに、よりきめ細やかな利用調整に努めます。	【担当課】 こども <b>政策課</b>
【対象者】 <b>乳</b> ④ <b>幼</b> ④	【担当課】 こども <b>施設課</b>
<b>数値目標 待機児童数</b> <b>現状値（H30）：48人 ⇒ 目標値（R6）：0人</b>	

施策 No. 84 時間外保育事業（延長保育事業）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>⓪</sup> 幼<sup>⓪</sup></p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO. 75 一時預かり事業	
再掲 施策 NO. 76 休日保育事業	
施策 No. 85 病児保育事業	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 乳<sup>⓪</sup> 幼<sup>⓪</sup></p> <p><b>数値目標</b> 病児保育事業の延べ利用者数</p> <p>現状値（H30）：350人 ⇒ 目標値（R6）：2,979人</p>	<p>【担当課】</p> <p>こども施設課</p>
再掲 施策 NO. 16 障がいのある乳幼児への支援	
施策 No. 86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入会児童室（放課後児童健全育成事業）では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない <b>小学校等の</b> 1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供します。</li> <li>登録児童室（放課後子供教室）では、<b>小学校等の</b> 1～6年生と満3歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供します。</li> <li>もりぐち児童クラブの二つの機能である「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を尊重しつつ、利用者ニーズに寄り添いながら、<b>子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めるとともに、地域の参画を得た交流・体験活動を通して2つのクラブの連携を推進するなど、もりぐち児童クラブのさらなる充実を図ります。</b></li> </ul> <p>【対象者】 幼<sup>⓪</sup> 小<sup>⓪</sup></p> <p><b>数値目標</b> 入会児童室への入会希望にかかる待機児童数</p> <p>現状値（H30）：0人 ⇒ 目標値（R6）：0人</p> <p><b>登録児童室の年間延べ利用者数</b></p> <p>現状値（H30）：155,000人 ⇒ 目標値（R6）：153,490人</p>	<p>【担当課】</p> <p>子育て支援課</p>

## 第6章 施策目標別の展開

### ・推進項目2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

子育てと仕事の両立が困難な状況に置かれがちなひとり親家庭が、生活の基礎を築き、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実や就業支援等の推進に努めます。

#### 【関連事業等の概要】

<b>施策 No. 87 母子・父子自立支援員による相談</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 相談窓口やハローワークとの連携の中で、母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に <b>応じます。</b> <b>【対象者】</b> 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup> 小 <sup>⑤</sup> 中 <sup>⑤</sup> 高 <sup>⑤</sup> 未 <sup>⑤</sup> 他 (母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父) <b>数値目標</b> 母子・父子自立支援員の配置数 <b>現状値 (H30) : 1人 ⇒ 目標値 (R6) : 1人</b>	<b>【担当課】</b> 子育て支援課
<b>施策 No. 88 児童扶養手当</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方、 <b>もしくは両親のいない子どもの養育者から養育を受けている</b> ひとり親家庭等の18歳までの子ども(子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者) <b>を養育している人</b> に対して、手当を支給します。 <b>【対象者】</b> 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup> 小 <sup>⑤</sup> 中 <sup>⑤</sup> 高 <sup>⑤</sup> 未 <sup>⑤</sup>	<b>【担当課】</b> 子育て支援課
<b>施策 No. 89 ひとり親医療費助成制度</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもの <b>養育者</b> に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 <b>【対象者】</b> 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup> 小 <sup>⑤</sup> 中 <sup>⑤</sup> 高 <sup>⑤</sup>	<b>【担当課】</b> 子育て支援課
<b>施策 No. 90 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 母子家庭の母、寡婦および父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。 <b>【対象者】</b> 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup> 小 <sup>⑤</sup> 中 <sup>⑤</sup> 高 <sup>⑤</sup> 未 <sup>⑤</sup> 他 (母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父)	<b>【担当課】</b> 子育て支援課
<b>施策 No. 91 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金</b>	
<b>【内容・今後の展開】</b> ■ 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。 <b>【対象者】</b> 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup> 小 <sup>⑤</sup> 中 <sup>⑤</sup> 高 <sup>⑤</sup> 未 <sup>⑤</sup>	<b>【担当課】</b> 子育て支援課

## ・推進項目3. 男女共同子育ての推進

男女が互いの人権を尊重しつつ子育ての責任を分かち合い、性別に**かかわらず**その個性と能力を**十分**に発揮し、ともに子育てに取り組むことができる社会の実現を目指し、男女共同参画推進計画を踏まえ、学校やコミュニティセンターにおいて、男女共同子育ての意識啓発に取り組めます。

## 【関連事業等の概要】

施策 No. 92 男女共同参画推進計画の推進	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に策定した「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進します。</li> <li>市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>刈</b></p> <p><b>数値目標</b> 守口市男女共同参画推進計画の達成率  <b>現状値 (H30) : 47% ⇒ 目標値 (R6) : 80%</b></p>	<p>【担当課】 人権室</p>
再掲 施策 NO. 41 男女平等教育の推進	
施策 No. 93 企業等に対する啓発活動	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>他</b> (市内の企業等)</p> <p><b>数値目標</b> 企業に対する人権問題研修会への参加者数  <b>現状値 (H30) : 21 人 ⇒ 目標値 (R6) : 30 人</b></p>	<p>【担当課】 人権室</p>
再掲 施策 NO. 4 両親教室の開催	
施策 No. 94 男性セミナー	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性も参加しやすい講座・教室等を開催します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>刈</b> (主に男性が対象)</p> <p><b>数値目標</b> 男性セミナーへの参加者数  <b>現状値 (H30) : 57 人 ⇒ 目標値 (R6) : 60 人</b></p>	<p>【担当課】 コミュニティ推進課</p>



## 第6章 施策目標別の展開

### ・推進項目4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

企業等への意識啓発等を通して、親が子どもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けることができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指していきます。

#### 【関連事業等の概要】

施策 No. 95 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。</li> <li>■ 関係機関と連携を図り、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じます。</li> <li>■ 商工会議所と連携を図り、女性向け創業支援等に取り組みます。</li> <li>■ フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。</li> <li>■ 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行います。</li> <li>■ 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 <input checked="" type="checkbox"/>（企業等） <input checked="" type="checkbox"/>（主に働いている方が対象）</p> <p><b>数値目標</b> ワーク・ライフ・バランスの啓発回数  <b>現状値（H30）：5回 ⇒ 目標値（R6）：7回</b></p>	<p>【担当課】 地域振興課</p>
再掲 施策 NO. 92 男女共同参画推進計画の推進	
再掲 施策 NO. 93 企業等に対する啓発活動	
施策 No. 96 育児休業制度の普及	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。</li> <li>■ 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体を活用して、制度の内容をわかりやすく周知します。</li> </ul> <p>【対象者】 <input checked="" type="checkbox"/>（企業等） <input checked="" type="checkbox"/></p> <p><b>数値目標</b> 育児休業制度に関する取得促進啓発回数  <b>現状値（H30）：3回 ⇒ 目標値（R6）：5回</b></p>	<p>【担当課】 地域振興課</p> <p>【担当課】 こども政策課</p>



**施策目標6. 地域力の活用による子育て支援**

近年、家庭内では核家族化が進行し、地域においても少子高齢化や共働き世帯が増加するなど、住民どうしの昔ながらの付き合いが少なくなり、若い人が出産や育児に関して相談できる人が少なくなっています。そこで、地域力による子育ての輪が広がるまちづくりを目指して、地域における子育てサークルへの活動支援や世代間交流を推進し、子育てをしていくうえで必要な知恵の獲得や不安の解消に繋がるよう地域力を活かした取組みを推進します。また、放課後の子どもの居場所づくり等に取り組むとともに、子どもを犯罪等から守るための活動を推進します。

保護者による養育を支援することが特に必要な家庭に対しては、関係機関との連携強化を図りながら、地域のさまざまな資源を活用するなど支援に努めます。なお、個人情報の管理には細心の注意を払いながら、子どもの健やかな成長を守り保護者を支えるために必要な措置を機動的にとることができる体制の整備を目指します。

施策目標	推進項目
地域力の活用による子育て支援	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 世代間交流の推進 3. 家庭教育への支援の充実 4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実 5. 子どもの居場所づくり 6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

・ **推進項目1. 子育て支援のネットワークづくり**

子育て中の親同士の交流を促進することで、子育ての不安感を軽減し、子育てのよろこびを分かち合えるネットワークづくりを目指します。また、養育支援が特に必要な家庭を訪問し必要な支援を行うとともに、自ら支援を求めることができない家庭の早期発見にも努めます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 97 子育てサークルの活動支援	
【内容・今後の展開】 ■ 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出やサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施します。 【対象者】 乳 <sup>⑤</sup> 幼 <sup>⑤</sup>	【担当課】 子育て世代包括支援センター
再掲 施策 NO. 77 子育て情報の周知	
施策 No. 98 子育て世代包括支援センターフリースペース「もりランド」における親子交流の場の提供と交流の促進	
【内容・今後の展開】 ■ 「もりランド」は親子が一緒になって遊んだり、わらべ歌や手遊び、絵本を楽しんだりすることができる親子交流の場であり、乳幼児とその保護者であれば、誰でも利用できます。また、施設内にある掲示板には、親子交流に関する情報が掲示されており、子育て中の親子が気軽に一緒に出掛けられる場所も掲示しています。今後は、親子交流はもとより、子育て中の親同士が自然と交流できる仲間づくりの場	【担当課】 子育て世代包括支援センター

## 第6章 施策目標別の展開

<p>としてもさらなる充実を図ります。</p> <p>【対象者】 乳<sup>④</sup> 幼<sup>④</sup></p> <p><b>数値目標</b> もりランドの年間延べ利用者数</p> <p>現状値（H30）：5,813人 ⇒ 目標値（R6）：10,000人</p> <p>※現状値（H30）の利用者数は、子育て支援センター利用者数</p>	
--	--

再掲 施策 NO.68 養育支援訪問事業

### ・推進項目2. 世代間交流の推進

子どもたちが豊かな人間関係の中で社会性や協調性を身につけ、すこやかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>施策 No.99 「さんあい広場」等での世代間交流</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さんごう、かすが、とうだ、きんだの市内5か所）等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。</li> </ul> <p>【対象者】 対 主に高齢者と子どもたち</p> <p><b>数値目標</b> 世代間交流イベントへの参加者数</p> <p>現状値（H30）：300人 ⇒ 目標値（R6）：840人</p>	<p>【担当課】</p> <p>高齢介護課</p>

再掲 施策 NO.86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）

### ・推進項目3. 家庭教育への支援の充実

子どもにとって、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、**善悪の判断や社会のマナーを身につける**教育の原点となる家庭教育への支援を充実します。

【関連事業等の概要】

<p>再掲 施策 NO.19 子育てに関する講習等の実施</p>	
<p>施策 No.100 守口親まなびの会の活動支援</p>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ります。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p> <p><b>数値目標</b> 親学習リーダーの人数</p> <p>現状値（H30）：7人 ⇒ 目標値（R6）：9人</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>

・推進項目4. 子どもの多様な体験活動の機会の充実

コミュニティセンターや学校等の施設、また子ども会や青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会の充実を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 101 子ども体験学習										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。</li> <li>子どもが歴史に興味や親しみを持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。</li> <li>守口市立図書館において、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。</li> </ul> <p>【対象者】 小<sup>④</sup> 中<sup>④</sup> 対</p> <p>数値目標 子ども体験学習の活動実績（開催回数・参加者数）</p> <p>現状値（H30）：10回・274人 ⇒ 目標値（R6）：10回・290人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>現状値（H30）</th> <th>目標値（R6）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コミュニティセンターでの子ども体験学習</td> <td>9回・260人</td> <td>9回・260人</td> </tr> <tr> <td>子どもの考古学教室</td> <td>1回・14人</td> <td>1回・30人</td> </tr> </tbody> </table>	内容	現状値（H30）	目標値（R6）	コミュニティセンターでの子ども体験学習	9回・260人	9回・260人	子どもの考古学教室	1回・14人	1回・30人	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
内容	現状値（H30）	目標値（R6）								
コミュニティセンターでの子ども体験学習	9回・260人	9回・260人								
子どもの考古学教室	1回・14人	1回・30人								
	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
施策 No. 102 芸術・伝統文化にふれる機会の提供										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、かるた会など四季折々の行事、また、美術展覧会や日本南画院大作展、市民文化祭での伝統芸能の鑑賞会など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p> <p>数値目標 活動実績（行事数・参加者数）</p> <p>現状値（H30）：6回・921人 ⇒ 目標値（R6）：6回・1,000人</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
施策 No. 103 地域コーディネーターの活動支援										
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施している地域コーディネーターの活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めます。</li> </ul> <p>【対象者】 対</p> <p>数値目標 地域コーディネーター主催の中学生による読み聞かせ会の開催回数</p> <p>現状値（H30）：50回 ⇒ 目標値（R6）：60回</p>	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									
	<p>【担当課】</p> <p>生涯学習・スポーツ振興課</p>									

第6章 施策目標別の展開

<b>施策 No. 104</b> 青少年育成指導員校区活動支援	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援します。</li> <li>青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行います。</li> </ul> <b>【対象者】</b> 小④ 中④ 高④ 他 (青少年育成指導員)	<b>【担当課】</b> コミュニティ推進課
<b>数値目標</b> 青少年育成指導員主催および共催のイベント・研修会の開催回数 <b>現状値 (H30) : 7回 ⇒ 目標値 (R6) : 7回</b>	

再掲 施策 NO. 33 学校運営協議会

・推進項目5. 子どもの居場所づくり

地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことができる居場所づくりに努めます。

【関連事業等の概要】

<b>施策 No. 105</b> 市立児童センター	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児（保護者等同伴）と小学生の子どもたちの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行います。また、子育て講座や遊びの講座などの充実を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。</li> </ul> <b>【対象者】</b> 乳④ 幼④ 小④	<b>【担当課】</b> 子育て世代包括支援センター
<b>数値目標</b> 市立児童センターの年間延べ利用者数 <b>現状値 (H30) : 13,444人 ⇒ 目標値 (R6) : 13,500人</b>	

再掲 施策 NO. 86 もりぐち児童クラブ（「入会児童室（放課後児童健全育成事業）」と「登録児童室（放課後子供教室）」）

・推進項目6. 犯罪等の被害から子どもを守るための活動支援

地域住民等の協力を得て、登下校時の見守り等、子どもを犯罪や事故等から守っていくための活動への支援に取り組めます。

【関連事業等の概要】

<b>施策 No. 106</b> 「こども110番の家」運動	
<b>【内容・今後の展開】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動を推進します。</li> </ul> <b>【対象者】</b> 乳④ 幼④ 小④ 中④ 高④	<b>【担当課】</b> コミュニティ推進課
<b>数値目標</b> 「こども110番の家」登録件数 <b>現状値 (H30) : 1,533件 ⇒ 目標値 (R6) : 1,550件</b>	

<b>施策 No. 107 「少年を守る店」運動</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進します。</li> </ul> <p>【対象者】 小<sup>⓪</sup> 中<sup>⓪</sup> 高<sup>⓪</sup> 未<sup>⓪</sup></p> <p><b>数値目標 「少年を守る店」登録件数</b></p> <p>現状値（H30）：409件 ⇒ 目標値（R6）：420件</p>	<p>【担当課】</p> <p>コミュニティ推進課</p>
<b>施策 No. 108 登下校時の安全確保（見守り隊・声かけ隊）</b>	
<p>【内容・今後の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立<b>小学校等</b>に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTAおよび地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進します。</li> </ul> <p>【対象者】 <b>小<sup>⓪</sup></b>（<b>市立小学校等に通う児童</b>）</p>	<p>【担当課】</p> <p>学校教育課</p>
再掲 施策 NO. 54 子どもを守る防犯声かけパトロール	
再掲 施策 NO. 57 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み	

※本章に記載の施策・事業等については、令和元年12月現在実施中の取組みの内容を示すとともに、本計画の終期である令和6年度末における目標値等を示しています。



(第 29 回会議後修正)

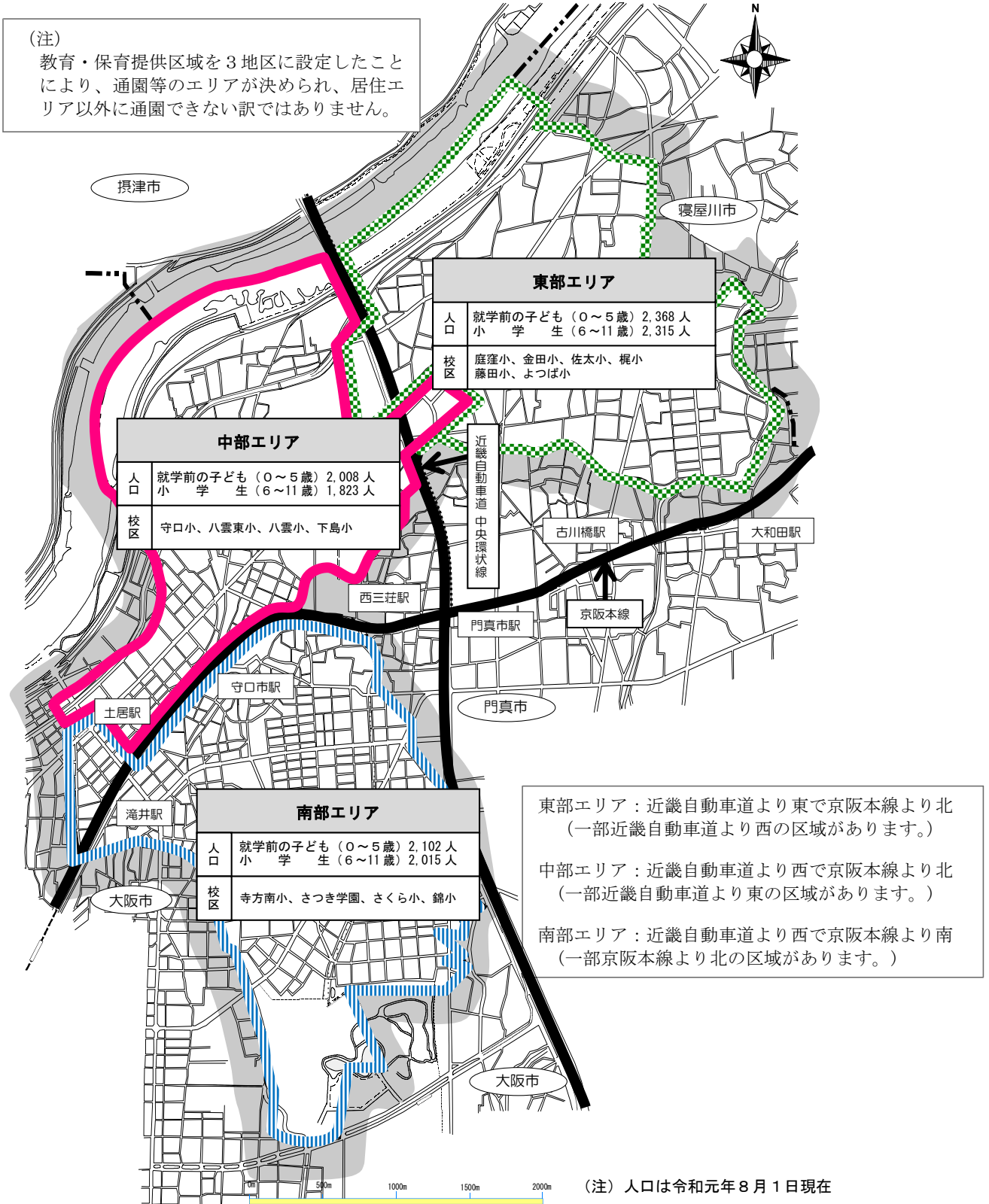
## 第 7 章 事業計画





## 1. 教育・保育提供区域<sup>※</sup>の設定

地理的条件、幹線道路や鉄道路線等交通環境、子どもの人口および教育・保育施設の分布状況を踏まえ、第二期計画における教育・保育提供区域については、第一期計画と同様、東部エリア、中部エリア、南部エリアの3地区に設定します。



2. 教育・保育の量の見込み\*と確保方策および実施時期

教育・保育の量の見込みについて、以下の区分で設定します。

認定区分	区分	対象		利用が想定される施設・事業
1号認定	(1)-1	3～5歳	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(1)-2	3～5歳	共働き家庭等で学校教育 の希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	(2)	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	(3)(4)	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

(1) - 1 1号認定（専業主婦（夫）家庭、短時間就労家庭）【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がない認定区分です。

(1) - 2 2号認定（共働き家庭等で学校教育の希望が強い家庭）【3～5歳】 **(新2号\*)**

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	671	686	699	720	735
	2号	421	431	439	452	461
	合計	1,092	1,117	1,138	1,172	1,196
②確保方策	特定教育・保育施設	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
②-①		423	398	377	343	319

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	244	249	254	261	267
	2号	153	157	159	164	167
	合計	397	406	413	425	434
②確保方策	特定教育・保育施設	542	542	542	542	542
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	542	542	542	542	542
②-①		145	136	129	117	108

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	204	209	212	219	223
	2号	128	131	134	138	140
	合計	332	340	346	357	363
②確保方策	特定教育・保育施設	225	225	225	225	225
	確認を受けない幼稚園	175	175	175	175	175
	合計	400	400	400	400	400
②-①		68	60	54	43	37

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1号	223	228	233	240	245
	2号	140	143	146	150	154
	合計	363	371	379	390	399
②確保方策	特定教育・保育施設	573	573	573	573	573
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	573	573	573	573	573
②-①		210	202	194	183	174

## 【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても十分な確保量が見込まれます。

## (2) 2号認定(共働き家庭等)【3～5歳】

3～5歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】( )内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		1,883	1,927	1,962	2,021	2,064
②確保方策	特定教育・保育施設	1,959	1,964	1,969	1,969	1,969
②-①		76	37	7	△52	△95

## 第7章 事業計画

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		683	700	712	734	749
②確保方策	特定教育・保育施設	734	734	734	734	734
②-①		51	34	22	0	△15

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		573	586	597	615	628
②確保方策	特定教育・保育施設	569	569	569	569	569
②-①		△4	△17	△28	△46	△59

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		627	641	653	672	687
②確保方策	特定教育・保育施設	656	661	666	666	666
②-①		29	20	13	△6	△21

### 【確保の内容】

中部エリアには確保量の不足が見られます。また、東部エリア及び南部エリアにおいても令和5年度以降、確保量の不足が見られます。今後は、1号認定の確保量を活用し、2号認定の確保量を増加させていく必要があります。

### (3) 3号認定（共働き家庭等）【0歳】

0歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和元年9月1日時点）

## 【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		349	350	350	348	347
②確保方策	特定教育・保育施設	293	293	293	293	293
	特定地域型保育事業	132	132	132	132	132
	企業主導型保育事業	10	10	10	10	10
	合計	435	435	435	435	435
②-①		86	85	85	87	88

(単位:人)

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		133	133	133	132	132
②確保方策	特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
	特定地域型保育事業	33	33	33	33	33
	企業主導型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	157	157	157	157	157
②-①		24	24	24	25	25

(単位:人)

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	108	108	108	107
②確保方策	特定教育・保育施設	66	66	66	66	66
	特定地域型保育事業	51	51	51	51	51
	企業主導型保育事業	6	6	6	6	6
	合計	123	123	123	123	123
②-①		15	15	15	15	16

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		108	109	109	108	108
②確保方策	特定教育・保育施設	104	104	104	104	104
	特定地域型保育事業	48	48	48	48	48
	企業主導型保育事業	3	3	3	3	3
	合計	155	155	155	155	155
②-①		47	46	46	47	47

## 【確保の内容】

各エリアとも確保量が量の見込み量を上回っています。市全体としても必要な確保量が見込まれます。

第7章 事業計画

(4) 3号認定（共働き家庭等）【1・2歳】

1・2歳で保育の必要性がある認定区分のうち、保育所の利用希望が強い区分です。

【令和元年度の施設の設置状況】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)
企業主導型保育事業	7か所(0)	東部:1か所(0)、中部:4か所(0)、南部:2か所(0)

(注) 企業主導型保育事業は、届出施設数（令和元年9月1日時点）

【量の見込みと確保方策】

(単位:人)

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		1,385	1,429	1,428	1,430	1,426
②確保方策	特定教育・保育施設	1,065	1,065	1,065	1,071	1,071
	特定地域型保育事業	342	342	342	342	342
	企業主導型保育事業	27	27	27	27	27
	合計	1,434	1,434	1,434	1,440	1,440
②-①		49	5	6	10	14

(単位:人)

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		501	517	517	517	516
②確保方策	特定教育・保育施設	448	448	448	448	448
	特定地域型保育事業	76	76	76	76	76
	企業主導型保育事業	4	4	4	4	4
	合計	528	528	528	528	528
②-①		27	11	11	11	12

(単位:人)

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		441	455	454	455	454
②確保方策	特定教育・保育施設	252	252	252	252	252
	特定地域型保育事業	152	152	152	152	152
	企業主導型保育事業	15	15	15	15	15
	合計	419	419	419	419	419
②-①		△22	△36	△35	△36	△35

(単位:人)

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み		443	457	457	458	456
②確保方策	特定教育・保育施設	365	365	365	371	371
	特定地域型保育事業	114	114	114	114	114
	企業主導型保育事業	8	8	8	8	8
	合計	487	487	487	493	493
②-①		44	30	30	35	37

## 【確保の内容】

中部エリアでは確保量の不足が見られますが、市全体で見ると、必要な確保量が見込まれます。市民の保育需要等を踏まえ、企業主導型保育事業についても市町村の利用者支援の対象とするなど、今後も必要となる確保量の増大に努めます。

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策および実施時期

#### (1) 時間外保育事業（延長保育事業）【0～5歳】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間および通常の利用日以外の日において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	4か所(0)	東部:2か所(0)、中部:1か所(0)、南部:1か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)
小規模保育事業等	25か所(0)	東部:6か所(0)、中部:11か所(0)、南部:8か所(0)

#### 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
②確保方策	人/年	1,242	1,270	1,281	1,300	1,312
	施設数(か所)	55	55	55	55	55
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	454	464	468	475	479
②確保方策	人/年	454	464	468	475	479
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	385	394	397	403	407
②確保方策	人/年	385	394	397	403	407
	施設数(か所)	19	19	19	19	19
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	403	412	416	422	426
②確保方策	人/年	403	412	416	422	426
	施設数(か所)	18	18	18	18	18
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等において必要量を確保します。



## (2) 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ：入会児童室）【小学生】

就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校等の余裕教室等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

守口市では、入会児童室については、低学年（小学校等の1～3年生）を対象としており、令和元年度からは民間委託により、開設時間の延長などサービス拡充を図っています。高学年（小学校等の4～6年生）の児童については、すべての市立小学校等で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。今後も引き続き2つの児童クラブを活用して児童の受入れを行います。また、障がいのある児童の受入れについても、今後も民間事業者とともに多様なサービス提供により対応します。

## 【令和元年度現在の実施体制】

市立小学校等	14 か所
--------	-------

## ① 低学年【小学校等の1～3年生】

## 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	836	839	875	890	907
②確保方策	人/年	836	839	875	890	907
	施設数(か所)	14	14	14	14	14
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	304	305	319	323	330
②確保方策	人/年	304	305	319	323	330
	施設数(か所)	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人/年	261	262	273	279	283
②確保方策	人/年	261	262	273	279	283
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

第7章 事業計画

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	271	272	283	288	294
②確保方策	人/年	271	272	283	288	294
	施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

すべての市立**小学校等**で引き続き実施し、すべてのエリアで必要量を確保できる見込みです。

② 高学年【**小学校等の**4～6年生】(参考)

【量の見込みと確保方策】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	231	223	220	217	218
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	14	14	14	14	14

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	88	85	84	83	83
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	6	6	6	6	6

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	66	63	63	62	62
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	77	75	73	72	73
②確保方策	人/年	登録児童室を活用して対応します				
	施設数(か所)	4	4	4	4	4

【確保の内容】

高学年（**小学校等の**4～6年生）の児童については、すべての市立**小学校等**で実施している登録児童室を活用して対応することとしています。

## (3) 子育て短期支援事業【0～5歳】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

## 【令和元年度現在の実施体制】

児童養護施設等	5か所
---------	-----

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	105	107	108	110	111
②確保方策	人日/年	105	107	108	110	111
	施設数(か所)	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

## 【確保の内容】

引き続き、現在の実施施設数を維持し、必要量の確保を図ります。

## 第7章 事業計画

### (4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【令和元年度現在の実施体制】

市子育て世代包括支援センター、市立児童センター、私立認定こども園	7か所
----------------------------------	-----

#### 【量の見込みと確保方策】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
②確保方策	人日/年	31,614	32,310	32,292	32,263	32,169
	施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①		0	0	0	0	0

東部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
②確保方策	人日/年	11,631	11,887	11,881	11,870	11,836
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

中部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
②確保方策	人日/年	9,973	10,192	10,186	10,177	10,147
	施設数(か所)	3	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

南部エリア		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
②確保方策	人日/年	10,010	10,231	10,225	10,216	10,186
	施設数(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

#### 【確保の内容】

南部にあった守口市子育て支援センターの機能を中部エリアにある子育て世代包括支援センター内に移転し、その機能を大幅に拡充しました。これに伴い、市民の利便性及び市全体のバランスを踏まえ、南部エリアに新たな地域子育て支援拠点事業を1か所増設することを今後検討していきます。

## (5) 一時預かり事業等

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児（1号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】

② 幼稚園における在園児（2号認定）を対象とした一時預かり（預かり保育）【3～5歳】  
（新2号）

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

幼稚園	2か所(0)	東部:0か所(0)、中部:2か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	25か所(3)	東部:10か所(1)、中部:6か所(1)、南部:9か所(1)

## 【量の見込みと確保方策】

市全体			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
	2号	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
	合計	人日/年	67,590	69,174	70,441	72,531	74,093
②確保 方策	1号	人日/年	2,119	2,169	2,209	2,274	2,323
	2号	人日/年	65,471	67,005	68,232	70,257	71,770
	合計	人日/年	67,590	69,174	70,441	72,531	74,093
		施設数(か所)	27	27	27	27	27
②-①			0	0	0	0	0

東部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	769	787	802	825	843
	2号	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
	合計	人日/年	24,537	25,112	25,572	26,330	26,898
②確保 方策	1号	人日/年	769	787	802	825	843
	2号	人日/年	23,768	24,325	24,770	25,505	26,055
	合計	人日/年	24,537	25,112	25,572	26,330	26,898
		施設数(か所)	10	10	10	10	10
②-①			0	0	0	0	0

第7章 事業計画

中部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	645	660	672	692	707
	2号	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
	合計	人日/年	20,559	21,041	21,426	22,062	22,537
②確保 方策	1号	人日/年	645	660	672	692	707
	2号	人日/年	19,914	20,381	20,754	21,370	21,830
	合計	人日/年	20,559	21,041	21,426	22,062	22,537
		施設数(か所)	8	8	8	8	8
②-①			0	0	0	0	0

南部エリア			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の 見込み	1号	人日/年	705	722	735	757	773
	2号	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
	合計	人日/年	22,494	23,021	23,443	24,139	24,658
②確保 方策	1号	人日/年	705	722	735	757	773
	2号	人日/年	21,789	22,299	22,708	23,382	23,885
	合計	人日/年	22,494	23,021	23,443	24,139	24,658
		施設数(か所)	9	9	9	9	9
②-①			0	0	0	0	0

【確保の内容】

認定こども園および私立幼稚園による事業が想定され、必要量を確保できる見込みです。

③ 上記①②以外の一時預かり（幼稚園における在園児（1・2号認定）以外）【0～5歳】

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認可保育所	1か所(0)	東部:1か所(0)、中部:0か所(0)、南部:0か所(0)
認定こども園	11か所(0)	東部:4か所(0)、中部:2か所(0)、南部:5か所(0)
小規模保育事業等	6か所(0)	東部:2か所(0)、中部:2か所(0)、南部:2か所(0)
企業主導型保育事業	1か所(0)	東部:0か所(0)、中部:1か所(0)、南部:0か所(0)

【量の見込みと確保方策】 (注) 夜間養護等事業は確保方策を設定していません。

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	2,056	2,139	2,137	2,133	2,122
		施設数(か所)	19	19	19	19	19
	ファミサポ <sup>o</sup>	人日/年	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702
	合計	(人日)	3,758	3,841	3,839	3,835	3,824
②-①		0	0	0	0	0	

東部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	757	787	786	785	781
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ <sup>o</sup>	人日/年	626	626	626	626	626
	合計	(人日)	1,383	1,413	1,412	1,411	1,407
②-①		0	0	0	0	0	

中部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	648	675	674	673	669
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
	ファミサポ <sup>o</sup>	人日/年	537	537	537	537	537
	合計	(人日)	1,185	1,212	1,211	1,210	1,206
②-①		0	0	0	0	0	

南部エリア		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①量の見込み	人日/年	1,190	1,216	1,216	1,214	1211	
②確保 方策	一時 預かり	人日/年	651	677	677	675	672
		施設数(か所)	7	7	7	7	7
	ファミサポ <sup>o</sup>	人日/年	539	539	539	539	539
	合計	(人日)	1,190	1,216	1,216	1,214	1211
②-①		0	0	0	0	0	

## 【確保の内容】

認定こども園や認可保育所、小規模保育事業等のほか企業主導型保育事業においても必要量を確保します。また、**子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート事業)**による確保も見込んでいます。

(6) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【令和元年度現在の実施体制】（ ）内の数字は、公立施設数。

認定こども園	3か所(0)	東部:0か所(0)、中部:0か所(0)、南部:3か所(0)
--------	--------	-------------------------------

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
②確保方策	人日/年	2,821	2,885	2,910	2,951	2,979
	施設数(か所)	3	4	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

市全体では確保方策は充足できる見込みです。しかし、病児保育事業（病後児保育を含む）の拡充についての保護者のニーズや、現在、実施施設が南部エリアに集中していること等を踏まえ、今後は各エリアにおいて事業実施施設を設けるべく、市全体のバランスを勘案しながら施設の増設を検討していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）【小学生】

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。なお、量の見込みと確保策については小学生のみが対象です。

【令和元年度現在の実施体制】

子育て世代包括支援センター	1か所
---------------	-----

① 低学年【小学校等の1～3年生】

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日/年	366	363	374	404	390
②確保方策	人日/年	366	363	374	404	390
②-①		0	0	0	0	0



② 高学年【**小学校等の4～6年生**】

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日/年	12	11	11	11	11
②確保方策	人日/年	12	11	11	11	11
②-①		0	0	0	0	0

## 【確保の内容】

引き続き、必要な確保量を見込んでいます。**今後も引き続き会員拡大に努めるなど、より多くの市民が利用できるよう努めます。**

## (8) 利用者支援事業 (母子保健型)

**妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、子育て世代包括支援センターを中心に保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、関係機関等と連携を図りながら、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する事業です。**

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②確保方策	施設数(か所)	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

## 【確保の内容】

**今後も引き続き、子育て世代包括支援センターを中心に妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を実施していきます。**

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	妊娠届出数(人)	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
②確保方策	人/年	1,185	1,185	1,178	1,174	1,169
	延回数(人回/年)	13,481	13,481	13,402	13,356	13,299
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての妊婦を対象として必要な事業量を確保します。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる **すべて** の家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②確保方策	人/年	1,106	1,109	1,109	1,103	1,099
②-①		0	0	0	0	0

【確保の内容】

引き続き、すべての乳児を対象として必要な事業量を確保します。

## (11) - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

## 【量の見込みと確保方策(市全体)】

市全体		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人/年	16	16	16	16	16
②確保方策	実施体制	相談員による訪問等により対応				

## 【確保の内容】

養育支援が必要なすべての家庭を相談員が訪問し、**きめ細やかな指導や支援等に努めます。**

## (11) - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会等）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。

児童を取り巻く家庭環境が多様化していることを踏まえ、**市では保健師等の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを中心に、**地域の様々な関係機関と連携をとりながらワンストップで切れ目のない支援を行います。さらに、児童虐待対応の専門家も外部アドバイザーとして招聘し、構成員の専門性向上に努めます。また、**守口市児童虐待防止地域協議会（要保護児童対策地域協議会）**の構成員の一層の連携強化を図るため、研修等を開催するとともに、**当該協議会が発行した児童虐待対応マニュアルを配布し、**児童虐待発見時の対応方法や、要保護児童をモニタリングする際のポイント等を支援関係者や関係機関と共有し、構成員間の連携強化に努めます。

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用等の一部を助成する事業です。

今後、社会情勢を見極めたうえで、必要な支援の範囲や対象について検討していきます。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

守口市における子育て支援サービスの充実を図るため、教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を実施できる多様な事業者の新規参入を支援するほか、民間施設等においても特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、**引き続き**、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

### 4. 教育・保育の一体的な提供と推進に対する体制の確保

#### (1) 教育・保育の一体的な提供のための方策

認定こども園において、一体的な教育・保育を行うためには、**保育教諭等の一人ひとりが教育・保育への理解を深める必要があります。**守口市では、市が主体となって、**保育教諭等への官民合同の研修の実施など**、実践的な研修を受けられる体制を整えます。

また、**民間園における新たな保育教諭等を確保するための支援として、近隣の保育士養成校を卒業した保育士資格取得者が市内の就学前施設等に就業できるよう、市と保育士養成校が連携し、就職希望者に対して就職先を紹介するなどの取組みに努めます。**さらに、**現在、市内の教育・保育施設で働いている保育教諭等**についても就業継続・離転職防止に向け、国や大阪府による財政支援等も積極的に活用を図りながら、その支援に努めます。

#### (2) 認定こども園への移行促進及び移行に向けた必要な支援について

守口市では、待機児童の解消と質の高い教育・保育を確保するために認定こども園の普及に努めた結果、この間、市内にある多くの教育・保育施設が認定こども園に移行しました。今後も守口市では、**引き続き**、市内の教育・保育施設の認定こども園への移行を促進します。

また、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に対し、円滑な移行のために必要な支援に努めます。具体的には、幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や大阪府による財政支援が講じられる場合には、その積極的な活用を図るとともに、認定こども園への移行が円滑に進むよう認可等の申請書類作成に係る相談、助言等の支援に努めます。

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方

様々な子育てニーズに対応するため、教育・保育施設等の利用にかかる施設型給付・地域型保育給付や多様な地域子ども・子育て支援事業を重層的に行うことにより、切れ目のない多様な子育て支援を実施します。その際には、利用者の置かれている環境に応じたサービスを受けることが**できる**よう、各関係機関が連携し、**支援を行うよう努めます。**

#### (4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的な考え方

地域型保育事業者が教育・保育施設と円滑に連携施設の設定が行えるよう、引き続き、市が必要な支援等を行います。

**また、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携については、市が作成した接続期カリキュラムを活用するなど、すべての就学前施設が市立小学校等と連携・交流を図ることができるよう支援します。**同時に、認定こども園等に勤務する保育教諭等と小学校等に勤務する小学校教諭がお互いの教育や各施設で行われている取組みを理解するための交流や情報交換ができる場を設けるなど、認定こども園等での幼児教育・保育を終えた子ども達が円滑に小学校等での環境に適応できるような取組みを進めます。

## 5. 子どものための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### (1) 子どものための施設等利用給付にかかる給付方法について

施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮するよう努めます。具体的には、保護者への施設等利用給付の実施にあたっては、年に数回に分けて実施することとし、特定子ども・子育て支援施設等に対しても当該施設の資金繰りに支障をきたすことのないよう給付の時期についても検討します。

### (2) 大阪府との連携について

都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監督状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の**執行**や権限の行使の際には、大阪府と連携を**図ります**。



## 第8章 計画の推進に向けて





## 1. 計画の推進体制

本計画における関連事業は、児童福祉、母子保健分野のみならず、学校教育、社会教育、医療、障がい福祉、労働、産業振興、まちづくりなど多岐の分野にわたることを踏まえ、計画達成に向けて、関連分野と相互に連携・協力し、総合的に取組みを推進します。また、子どもの最善の利益を守るため、市の庁内関係各課と日常的に連携し、情報共有を図るとともに、国や大阪府などの行政機関をはじめ地域で活動する団体や市民、企業や地域の事業者、医療関係者など子どもと子育て家庭に関わるすべての人々が対等な立場で連携・協働する社会意識の醸成と仕組みづくりを進めます。

さらに、この計画に掲載している事業に限らず、新たな課題や事業にも積極的に取り組み、一日も早い子育て家庭にやさしいまちづくりの実現に努めます。

## 2. 計画等の広報・啓発

この計画に掲げる事業の推進にあたっては、守口市の子育て支援に関する基本的な考え方や方向性を関係者等が認識し、一丸となって取り組んでいく必要があります。その際には、社会における子育て環境の変化や課題、事業に取り組む必要性について、理解を得ることが重要です。また、利用者である市民にわかりやすく周知することは、現在子育て中の家庭はもとより、これから家庭を持つとする若い世代に対して守口市の魅力を発信することに繋がり、子育て世代の定着と市の活性化に結びつくと考えられます。

本計画および市が取り組む子ども・子育て支援施策について、SNSや広報誌、市ホームページ等の情報発信ツールの活用はもとより、子育て中の保護者が利用する公共施設等への資料の設置を含め、在宅子育て家庭にも必要な情報が届くよう、広く周知・啓発に努めます。

## 3. 計画の進捗管理

本計画は、毎年度、担当課の自己評価による事業の進捗管理を行い（内部評価）、その結果を守口市子ども・子育て会議に報告します。守口市子ども・子育て会議では、その報告結果をもとに、本計画における各種事業の進捗について評価を行うこととします（外部評価）。各事業等の進捗状況については、毎年度、広報誌や市ホームページ等で公表します。

また、守口市の子育て家庭の状況や、市内の教育・保育施設および地域子ども・子育て支援事業の状況について、計画当初の「量の見込み」や「確保方策」に大きな乖離がみられる場合には、計画期間の中間年度である令和4年度に、守口市子ども・子育て会議の意見を聴いて中間見直しを行い、その結果を公表します。

